

秋田県公文書館

# 研究紀要

第八号

---

**【論文】**

寛政期秋田藩における改革派官僚の形成

—いわゆる「人材登用」について—

……………金 森 正 也… 1

「公務控」にみる「八坂丸外債事件」 ……菊 池 保 男…23

**【史料紹介】**

国文学研究資料館史料館所蔵「佐竹南家文書」について

……………後 藤 富 貴…43

藩制後期・秋田藩家臣団の系図に関する覚書

—いわゆる「文化年間等提出系図」を中心に—

……………平 田 有 宏…59

明治前期秋田県庁文書群の内的秩序の復元 ……柴 田 知 彰…79

**【彙報】**

---

平成 14 年 3 月

# 寛政期秋田藩における改革派官僚の形成

——いわゆる「人材登用」について——

金 森 正 也

課題の設定

一 改革の前提

二 改革的人事の展開

三 学館と実務的官僚の育成

1 学館の整備

2 学館体制の実態

3 学館と諸役編成

4 介川東馬と野上国佐

四 改革派官僚と譜代門閥

おわりに

課題の設定

秋田藩の「寛政改革」における基本的政策の一つとして、いわゆる「人材の登用」ということが指摘されてきた。だが、その実態に

寛政期秋田藩における改革派官僚の形成

については必ずしも具体的な検討がなされてきたわけではない。本稿では、この問題を検討する。

通常、後期の藩政改革については、従来の藩政への批判的勢力としての改革派が形成され、一定の理念にもとづいて一連の政治改革がなされるというのが一般的な理解であろう。しかし、秋田藩の場合、藩主主導型の政治改革としてスタートしたというのが実態であった。とはいえ、藩主個人の思惑が政策として即座に展開していくわけではない。ここでは、藩主の意図が現実の政策として展開していくためのシステム化が必要であった。「人材登用」という場合の「人材」とは、そのシステム化のなから登場してくる官僚である。問題は、それがどのようにして構築されたかである。「上からの改革」を担うべき改革派はどのようにして形成されたのか。本稿の関心はこの点にある。

## 一 改革の前提

まず、改革の前提である。藩政の危機として、無符人高や郷上り地などの基礎構造の問題や、そこから引き起こされる藩財政の窮迫という問題があることは言うまでもないが、ここでは権力内部の問題に限って述べたい。

次の史料は、宝曆事件直後における本方奉行の日記の一部である。<sup>1)</sup>

第一此節之義下々宜取受深切之存寄相尽、於上御実意ヲ以一統  
従服之験を被相考可申御事ニも可有之哉、御新法之御事故、始  
終之義当時急度御見届被成置候義ハ難キ御事ニ御座候得共、御  
執行中御仕法度々相改候而ハ諸民疑惑ヲ生、始終之成就誠以無  
覚束御事奉存候、銀札御執行已来御領民氣受甚不宣、近年少穩  
ニ相成候所、此度之御新法御信義ニ相立中途ニ相廢候而ハ、其  
害当時之倍々御難洪ニ可罷成、恐入候御事奉存候、

為政者の自信のなさをこれほどみごとにあらわした一文もめずらしい。周知のように、銀札の発行に端を發した宝曆事件は、領内の経済を混乱させたばかりでなく、権力内部から多数の処罰者を出し、その内幕はいくつかの戯作の題材にまでなった。右の史料の中で「新法」とされているのは、宝曆十二年に計画された御用銀賦課のことを指しているが、問題はその可否にのみあるのではない。ここで藩の課題として認識されているのは、「仁政」執行者としての

権力の再生である。この時、わずか十一歳で家督を継いだ佐竹義敦の治世開始後四年目で、義敦には未だ藩主としてのカリスマ性は薄く、また権力総体としての実態も、「新法」の実施すら自らその有効性を疑わなければならぬほどに弱体化していたことを右の史料は示している。この義敦の時代、儒者中山青嶽の登用や十三割新法などにわずかに政治改革への志向性がうかがわれるもののその展開は十分ではなく、この政治姿勢は義敦の死によって次の義和の段階に引き継がれる。

さて、佐竹義和は、天明五年（一七八五）父義敦の死をうけて、若干十一歳で藩主の地位についた。その点では義敦と変わるところはないが、義和の場合その初期の段階において、義和の叔父（義敦の庶弟）にあたる佐竹義方が藩政を主導している。しかし、それは若年藩主の陰にあつて一族の者や老臣が政局を私するといった性格のものではない。最初に、義方の政治方針とその具体化について経過を追って確認しておきたい。

まず、義敦の死去の直後、義敦の「御遺命」とともに、義方の意思を示す「被仰渡」が出される。そこで「御遺命」として「御当君様（義和）御幼年中は御政務之儀左近様（義方）被遊御取扱候」（一）内は引用者）ことが示され、「左近様御指揮之儀」は「御先君様思食并御当君様之御存慮」と同様に心得るべきことが強調される「亀2頁」。そしてこれに続いて義方の「御自筆」では、次のように述べられる「亀3頁」。

屋形様御国本之儀深く御苦勞被遊、御病体御指重被為至候迄も只管二御改正可被成置之御含之儀は何も心得之通候所、右御本志不被為相逐候故嘸御残念ニ可被思食、随而御家中は勿論御領民一統之不幸と存候故、右二付候而我等江被仰置候思食之旨も有之候間、此上は責而右御本志引継御改正之思食相立候様二取斗度念願ニ候、

これによれば、すでに義敦の段階より「御改正」への志向があり、自らの政権はそれを引き継ぐものだという認識が示されている。すなわち、単なる権力の引継ではない、一定の危機認識にもとづいた政治改革の必要性を強く意識した政権の誕生であったということである。義方は、同年七月に秋田に下着、八月十五日には「政治向取捌」の旨が出される「亀12頁」。内容的は財用向きの困窮と儉約の奨励をうたい、あわせて借知を申し渡すもので目新しさはないが、これが「御条目」という法度形式で出されている点に注目したい。

寛政元年（一八四九）五月、佐竹義和が秋田に入部する。実年齢十五歳、いまだ「前髪」のままの入部であった。同年九月、義方によって「諸局之役務」改正を示唆する「御条目」が出される。続いて評定奉行や勘定奉行などの人事の刷新が行われ（後述）、「諸向改正」の具体的な内容を伝える仰渡しが「御直書」という形で出される「亀145～152頁」。その内容は、勘定奉行・評定奉行・町奉行・財用奉行・副役の詳細な役務規定であることから窺われるように、政治・財政に最も深く関わる役方（表方）の改革であったことがわか

る。長文なので、以下に主要な部分を引用しつつ要点のみをまとめてみたい。

まず、勘定奉行については、「諸向令改正候二付新二勘定奉行建置候」とある。あたかも勘定奉行そのものが新設されたかのような文面であるが、表方の詰所である御用所に勘定所を新設してこれを「御本丸勘定所」とし、従来の「二ノ丸御勘定所」と区別したのである。後述の評定奉行の新設などと関連させて考えれば、これらの表方の役職が随時協議しうる環境が作り出されたのである。その下には勘定吟味役が置かれた。

つぎに評定奉行である。これは、政治向きに関する事項のいっさいを審議・検討する役職として新設されたものである。「政事」に関することは、家老より達せられた事項であつてもよくこれを検討し、また財用に関わることもよく審議すべきものとされ、結論に到達しない検討事項については家老へ上申すべきものとされた。また、「条目を以申渡候義ハ其方共可相勤候」とされた。要するに、具体的な政策の審議・検討を進めるうえで中心的立場にある役職として位置づけられたのが、評定奉行であった。

能代奉行が廃止されて、町奉行の管轄となった。能代方取次役（二名）を置き、一名ずつを交代で能代に派遣する体制がとられた。これにともなつて、能代奉行支配であつた雑用方・薪方は、後述の財用奉行の担当となった。

財用奉行については、「財用ニ相係候義」を担当するという点で



表1 家中懲戒一覧(天明5年～文化11年)『御亀鑑』秋府(一〇)より作成 (単位:人)

年度	総数	蟄居	閉門	遠慮	改易	その他	役付	番方	組下・給人	無役・その他
天明5年	19	5	2	6	1	5	18	0	0	0
6	19	4	6	4	0	5	5	9	4	1
7	52	12	16	15	6	3	16	25	10	1
8	16	4	1	9	1	1	12	0	1	3
寛政1年	18	2	8	6	1	1	6	2	8	2
2	42	9	8	11	8	6	3	15	15	9
3	48	12	1	23	2	10	17	9	0	22
4	22	14	4	2	0	2	19	0	0	3
5	18	3	2	10	1	2	7	0	3	8
6	12	1	0	3	2	6	2	0	1	9
7	20	12	0	7	0	1	4	8	4	4
8	21	14	0	1	0	6	3	0	9	9
9	24	9	0	5	6	4	6	0	3	15
10	2	2	0	0	0	0	0	0	2	0
11	20	5	0	6	4	5	4	1	6	9
12	13	6	0	4	2	1	6	0	0	7
享和1年	32	6	0	21	1	3	2	1	4	25
2	4	1	0	0	0	3	1	0	0	3
3	16	4	1	8	2	1	7	3	0	6
文化1年	45	2	0	30	8	5	1	0	30	14
2	26	1	0	11	9	5	6	5	1	14
3	45	25	1	10	0	9	9	4	3	29
4	16	6	1	7	1	1	0	0	3	13
5	16	3	2	10	0	1	3	9	4	0
6	25	6	0	5	3	11	5	11	0	9
7	12	2	2	4	0	4	0	3	0	9
8	11	0	2	5	0	4	1	3	6	1
9	22	11	2	5	1	3	7	1	4	10
10	9	4	0	4	1	0	0	0	4	5
11	38	32	0	0	3	3	0	0	38	0

理由不明の更迭を含む。

勘定奉行と重複する側面が多い。しかし「払方之義全体之繰合ニ懸り候事ニ候間、勘定奉行江申談候上可相勤事」とされ、諸払方や諸収納・諸運上について帳簿をまとめ、定期的な勘定方への提出が義務づけられていることからみると、財用奉行は具体的な収支を担当する役で、勘定奉行はそれを藩財政全体という観点から総括する役であったとみることができる。具体的には、郷村方・能代木山方・馬場目薪方などがその支配に属し、これらは従来本方奉行の属役であった。

副役は、本来三奉行の補佐役であったが、この時の改正によって「白今は評定奉行江差添候心得ニ而可相勤候」とされたことが注目される。ただ、これ以降も学館担当の副役など、基本的にはその補佐する上位の役職が決められていたようである。

これらの諸役改正にあたっては、「役々混雑不致候為ニ被相定候義ニ而、惣奉行優劣有之儀ニは無之候」とされている。しかし、たとえば勘定奉行や財用奉行について「財用之儀たりとも政事ニ相係候義ハ評定奉行江懸合之上可取扱候事」とされていることから窺われるように、この改正の中心は、行政担当職としての評定奉行の位置づけにあったといえる。

次に、この時期の人事について簡単にふれておきたい(全体的な検討は後述する)。表1は、『御亀鑑』秋府のなかから何らかの形で懲戒処分を受けた者の員数を年別に整理したものである。数値にはらつきがあつてはつきりとした特徴を指摘しにくい、まず役付(表

方)の処分がこの表の初期の段階に多いことが指摘できる。そして義方の「政治代行」が発令された天明五年の処分対象がすべて役付の者であること、しかもその内容も家老一、勘定奉行一、副役一、本方奉行四、本方吟味役五と、表方において重要性の高い役職に集中している。処分の理由も「我意三取斗」「不埒取斗」というものが多い。天明七年の場合、表方の役職は著しく減ずるものの(本方奉行一、本方吟味役二)、懲戒者の数は増加する。つまり、この時点での処分については、新体制で政治改革に臨もうとする立場からの懲罰的な意味合いが強いものとみることができるといえる。

また、「寛政改革」のいまひとつの核となる藩校については、やはり寛政元年七月に、学問・武芸の奨励のための場として「学校」を設立することが決定されている。そして翌二年二月、「学館」の普請が終了している。そして、寛政三年十二月、翌年より義和による「直搦」が開始される旨の「被仰渡」が、寺社奉行・大番頭・無役廻座へ布達されるのである(亀292頁)。

以上のように見てくるならば、わずかの間であるが、佐竹義方によって、まず改革政治への路線が形作られ、藩主義和登場の場が演出されたということができよう。しかも、「重き御用之儀は、尤左近様江も御相談被成置候儀有之候」というように、その路線がさらに発展させられるべきものであることが明快に示されていることであつた。

## 二 改革的人事の展開

本節では、人事の問題を取り上げる。検討の方法として、『御亀鑑』秋府に記された異動を年度別に、旧役職・新役職について整理し、そこから各年度の特徴を抽出するあたちをとった。本来その整理したデータをすべて表として掲載すべきであるが、紙数の都合で

表2 寛政元年異動一覧

人 名	前 役 職	新 役 職
寺崎藤太夫	大番頭・大筒方支配兼帯	勘定奉行
中山文右衛門	町奉行	文書取担
山崎 仲	勘定奉行	勘定奉行
森田又右衛門	本方奉行	勘定奉行
駒木根友之丞	勘定奉行	評定奉行
佐々木伝五郎	能代奉行	評定奉行
井口 亘	物頭・境目奉行兼帯	評定奉行
小野崎作兵衛	能代奉行	町奉行・能代奉行兼帯
大山長右衛門	代官	町奉行・能代奉行兼帯
小泉七郎右衛門	郷村奉行	財用奉行
小貫惣内	本方奉行	財用奉行
棚谷兵右衛門	大番	財用奉行
大縄新藏	大木屋役	財用奉行
飯塚 恰	町奉行	鷹方支配刀番
瀬谷五郎右衛門	勘定奉行	改正に付陰明
志賀九十九	記録方右筆	副役
宇野久兵衛	郷村奉行	改正に付陰明
藤井監物	用人	財用奉行上席
菅谷小早人	膳番	財用奉行上席
大森六郎左衛門	本方奉行	財用奉行
山方太郎左衛門	大番頭・両右筆支配兼帯	評定奉行
松野永四郎	大番頭	境目奉行兼帯
松山新内藏		財用奉行見習
真崎五郎左衛門	物頭	境目奉行兼帯
小野前主馬		勘定奉行

最小限にとどめざるを得なかった。なお、前掲表1は、その中から懲戒をうけた者のみを整理したものである。

天明五年の懲戒者については前節で述べた。異動件数は二六と少ないが、懲戒を含めて、表方役職に関わる異動が多い。家老塩谷伯耆がその座を退いている。やはり人事刷新の意図が反映している。

天明六年は、異動件数はほぼ同じだが、表方の件数が半減する。「御

省略二付御役御免」とされるものが六件ある。家老梅津藤十郎が更迭されている。天明七年は、懲戒も含めると最も多い異動数になる。

寛政元年は、懲戒件数は多くないが、前述の役向改正の関連で、表方の異動が極めて多い(表2)。ただし、本方奉行↓財用奉行、郷村奉行↓財用奉行というように、役職改廃にともなう異動を含むので、この段階で全面的な人事の刷新が行われているわけではない。同二年と三年は、懲戒人事の件数は多いが、役付の者は少なく、中枢部を担う表方役職はない。

職はない。

寛政四年では、代官一一名の処分が目をつく。これは、茶屋における狼藉一件に関わつての処分、必ずしも改革の一環と見ることできないが、それにしても一挙一一名に及ぶ同一役職の処分は、綱紀の肅正という政治姿勢を示すうえでは効果的であつたらう。家老向帯力が更迭。他には、今泉三右衛門や金宇平治など、のちに政治改革の中心を担う層が副役として登場してきている点が注目される。

寛政五年は、学館開設にともなう異動が目をつく(表3)。学館をめぐる政策については節を改めて検討するが、学館職員には、表

表3 寛政5年異動一覧

人名	前役職	新役職
田代周助		産物方御用係
大縄新藏	財用奉行	勘定奉行
金宇平治	副役	財用奉行
山崎善兵衛		寺社方取次役
橋本主水		寺社方取次役
菅原源太夫		寺社方取次役
阿久津祐藏		寺社方物書
杉原平吉		寺社方物書
大野波負		財用奉行
梅村多仲	産物取次役	産物取立役
岡谷兵馬		評定奉行
中山文右衛門	侍講侍読記録担	祭酒
諸橋文太夫	評定奉行	学館勤番支配兼帯
金宇平治	財用奉行	評定奉行・学館文学兼帯
小野岡織負	副役	学館教授→学館助教
那珂長左衛門	副役	学館勤番支配
杉山善兵衛		副役
高橋武右衛門	財用吟味役	大木屋方取担
大塚与惣兵衛		副役
吉田藤右衛門	評定奉行	学館勤番支配
細井兵吉		学館教授
平井良藏		学館教授
高橋重藏		学館教授
糸井伊兵衛	(角館給人)	学館教授並
成田茂吉		学館教授並→学館教授
武藤礼治		学館教授並
平沢小七郎		学館勤番
信太宗助		学館勤番
石井源吾		学館勤番
益田治右衛門		学館勤番
関口半八		学館勤番
岸団四郎		学館勤番
芳賀兵馬		学館勤番
豊田八右衛門		学館勤番
黒沢文内		学館勤番
野上東藏		学館勤番
館岡永治		学館勤番

表4 寛政7年異動一覧

人名	前役職	新役職
高橋武右衛門	財用奉行見習	財用奉行
茂木頼母	財用吟味役	財用奉行・銅山奉行兼帯
棚谷兵右衛門	勘定奉行	銅山奉行兼帯
渡部五右衛門	財用吟味役	財用奉行見習
杉山嘉右衛門	御用所物書	副役
矢田部官藏		学館教授
糸井伊兵衛	学館教授並	学館教授
大森六郎左衛門	勘定奉行	評定奉行・郡奉行兼帯
諸橋文大夫	評定奉行	郡奉行兼帯
金 宇平治	評定奉行・学館文学	評定奉行・郡奉行兼帯
輕部剛太	奥頭役財用奉行本席	評定奉行・郡奉行兼帯
今泉三左衛門	財用奉行	評定奉行・郡奉行兼帯
赤坂源太		評定奉行
井口 亘	評定奉行	町奉行兼帯
根岸靱負	評定奉行	町奉行兼帯
小野岡織負	学館教授	学館文学
那珂長右衛門	学館勤番支配	学館教授兼帯
金 宇平治	評定奉行・郡奉行兼帯	学館勤番支配兼帯
岡谷兵馬	評定奉行	郡奉行兼帯
瀬谷小太郎		学館教授並
小瀬藏人		学館教授並
小野寺桂之助	寺社奉行	評定奉行兼帯→兼帯御免加談
山方太郎左衛門	評定奉行	寺社奉行兼帯→兼帯御免加談

方からの転任と新規採用が多いことを確認しておきたい。また、野上東藏（国佐）・益田治右衛門・関口半八・黒沢文内など、のちに改革政治の表方役人として中心的な位置につく人物の名前が見えることも注目される。

寛政七年は、郡奉行の設置にともなって大幅な異動が見られる（表4）。郡奉行の意義についてはこれまでいくつかの検討があるが、

ここでは、創設時にあたっての郡奉行は、すべて評定奉行との兼帯勤務である点に注目しておきたい。農村支配については、先の寛政元年の役職改正で郷村奉行が廃され財用奉行担いとなっていた。これが、農村支配の機関としての郡奉行として自立しながら評定奉行兼帯とされたことは、むしろ評定奉行に農村支配の機能が付与されたこと、換言すれば評定奉行の表方における重要性が著しく増したということを示している。もちろん郡奉行とその支配は、この後専門的な農村支配機関として自立・深化していくが、この時点では右のように評価できることを指摘しておきたい。なお、『御亀鑑』の異動にはなぜか記載されていないが、この時代官一三名全員が新人に交代している。

寛政十二年は、異動件数は少ないが、注意すべき点が二つある。ひとつは、学館の充実が図られていることであり（学館教授・教授並計五名が新任されている）、二つめは、境目奉行が物頭との兼帯から、評定奉行との兼帯に変化していることである。このことは、境界管理が、軍事的な事項から、経済的要素を含めた政治的な要素を重視するようになった結果であることを物語っている。

享和元年（一八〇二）では、郡方物書産物方取担の新任（計七名）が目を引く。藩の殖産への積極的な姿勢を窺わせる。この役職が大きな効果を上げたとはいえないが、砂防林の植林で名を残した栗田定之丞など、下級藩士の取立が目立つ。文化年間で目を引くのは文化元年と同三年の処分者数の多さであるが、後者は、突発的な一件

を原因とするもので、改革とは直接関連するものではない。前者は、雄勝・平鹿両郡の給分荒地再開発の際、平鹿郡薄井村多三郎の不正行為に関わって検地役人や給人等が処罰された一件であり、当時郡奉行であった金宇平治が、生涯蟄居の処分をうけている。金宇平治は、次節でも見るように、学館職員・表方役職を経験して政治の舞台上に進出した、人材登用の代表的人物の一人である。このような人物の処分は、むしろ改革政治の中間点にあつてその正当性を示す上で、少なくない意義をもったと思われる。人事面では、ほぼ一九世紀初頭で一応の体制作りが仕上がったとみることができる。

次に、表方（役方）を抜き出し、人別に異動を整理したのが表5である。ここから指摘しておきたい点は三つある。第一点は、その禄高である。二〇〇石をこえる大禄の者の中には見えるが、百石前後あるいはそれ以下の諸士層が大半を占める。二点目は、一見ランダムに異動が行われているように見えるものの、基本的には、副役・見習役→奉行、あるいは代官・吟味役→副役・奉行という転役パターンが確立しており（後者については番号に網掛けをしてある）、また奉行相互の異動が頻繁であることである。代官・吟味役は近進諸役であり、儀式などの場面においては副役や・見習役などの役職とは格の面で違いがあった。したがって後者の転役パターンが定着していることは、下級家臣の登用という点で大きな意義があった。第三点は、学館の重要性であるが、これは次の章で検討する。

以上、義方が藩主を代行した時期から義和の初期にかけて、評定

奉行を中心とする表方の役職整備が急速に進んだこと、そして一〇〇石前後あるいはそれ以下の諸士層の進出が顕著であることを指摘した。たとえば、中安主典・介川東馬などは、後年その実績を評価されて一代宿老席を許されている。中安などは、文化年間の分限帳では禄高はわずか一五石である。能力評価の政治方針がここから読みとれよう。

### 三 学館と実務的官僚の育成

本節では、藩校における文教政策を取り上げ、それがこの時期の役職改編とどのように関わっているかという問題について検討したい。検討方法としては、まず藩校の具体的内容を確認しながら、その要職にあつたものがどのように藩政に関わっていくかという点を具体的に明らかにしたいと思う。

#### 1 学館の整備

寛政元年、まず学問・武芸奨励のために東根小屋町に「学校」を設立する旨の仰せ渡しが最初である。同二年二月、「御学館」が落成した〔亀220頁〕。同校は、同五年に「明道館」と命名され、さらに文化八年に「明德館」と改正された（以下、本稿ではすべて学館と記載する）。さて、学館の内容整備については、まず寛政四年四月、「勤番」として在々給人が募集されている〔亀350頁〕。勤務日は六〇日である。これは、学館の警備などにあたる役であるが、「人

表5 人別異動表

001	水戸部新助	本方奉行→(天明5)本方奉行上席→(同6)病氣、御役御免→(同7)本方奉行→(同8)病氣、御役御免	
002	藤井監物	(明和2)納戸役→(同4)膳番→(明和6)勘定奉行→(安永4)本方奉行→(天明1)勘定奉行→用人→(同4)勘定奉行→(同5)側用人→(文化5)病死	190石523
003	根岸靱負	能代奉行→(天明5)本方奉行→能代奉行→(同6)能代・本方奉行兼帯→(同7)閉門→(寛政6)評定奉行→(同7)町奉行兼帯→(同11)勘定奉行→(文化2)病氣、御役御免	
004	岩谷弥兵衛	(天明5)本方奉行→(同8)病氣、御役御免	
005	中山文右衛門	郷村奉行→(天明5)勘定奉行→(同6)郷村奉行兼帯→(同7)能代奉行→町奉行→(寛政1)文書取担→(同3)御講釈・御侍読→(同5)祭酒→(文化2)病死	
006	平井喜八郎	(天明5)本方奉行→(同6)思召に叶わず御役御免	
007	吉田藤右衛門	(天明5)町奉行→(同8)病氣、御役御免→(寛政4)評定奉行→(同5)学館勤番支配兼帯→(同6)病氣、御役御免	
008	滑川長蔵	町奉行→(天明5)病氣、御役御免→(同6)本方奉行→遠慮	
009	松山新内蔵	(明和4)大小姓→(安永4)大小姓筆頭→(同5)大目付→(同7)大番→(同8)大番組頭→(天明4)副役→(同5)改易→(寛政1)財用奉行見習→(同4)財用奉行→(同6)病死	116石033
010	岡 権九郎	大小姓組→(安永7)物頭→(天明5)勘定奉行→(同5)御役御免→(同6)物頭→御役御免	188石085
011	宇佐美三十郎	本方奉行→(天明5)遠慮→(寛政5)大番組頭→(同8)物頭→学館勤番→(同9)学館勤番支配	222石799
012	跡部新蔵	(宝暦5)大番→(安永6)勘定調役、本方吟味役→(天明5)蟄居	150石
013	久賀谷藏人	本方吟味役→(天明5)閉門	
014	菊地伝兵衛	本方吟味役→(天明5)遠慮	
015	野内庄左衛門	本方吟味役→(天明5)遠慮	
016	長崎四郎兵衛	本方吟味役→(天明5)閉門	
017	佐々木伝五郎	郷村奉行→(天明5)能代奉行→(寛政1)評定奉行→(同3)諸産物取立取担方	
018	井口 亘	(天明7)物頭、境目奉行兼帯→(寛政1)評定奉行→(同6)評定奉行→(同7)町奉行兼帯→(同9)評定奉行→(文化3)用人	294石778
019	山口弥右衛門	(明和4)大小姓番→(安永9)目付→(天明6)本方奉行→(同7)病氣、御役御免→(寛政2)町奉行、能代奉行兼帯→(同7)故ありて罷免→(文化1)財用奉行	118石224
020	小貫宗内	(天明6)副役→(同7)本方奉行→(寛政1)財用奉行→(同3)勘定奉行→(同4)銅山奉行兼帯→(同5)病氣、御役御免	
021	稲川新之丞	本清院様附頭役→(天明6)勘定奉行→町奉行→(同7)病氣、御役御免→(寛政5)大番組頭→(同7)左近様附役	
022	竹内主鈴	本方奉行→(天明6)銅山奉行→(同8)遠慮	
023	駒木根友之丞	(天明6)勘定奉行→(同7)本方奉行→勘定奉行→(寛政1)評定奉行	
024	草刈重左衛門	(寛延3)大番→(天明5)副役→(同6)病氣、御役御免	41石
025	小野崎作兵衛	副役→(天明7)本方奉行→能代奉行→(寛政1)町奉行、能代奉行兼帯→(同2)病氣、御役御免→財用奉行→(同6)病氣、御役御免	
026	小野崎忠兵衛	納戸役→(天明7)勘定奉行→本方奉行→(同8)生涯蟄居	
027	森田又右衛門	大番→(天明7)本方奉行→(寛政1)勘定奉行→(同3)病氣、御役御免	
028	沼井典膳	(明和1)小姓→(安永6)物頭→(天明1)境目奉行→(同4)本方奉行→(同5)大番組→(同7)物頭、境目奉行兼帯	333石636
029	茂木内蔵丞	物頭→(天明7)境目奉行兼帯	
030	小田内又左衛門	(天明7)副役→(享和2)吟味により御役御免	92石876
031	瀬谷五郎左衛門	本方奉行→(天明7)勘定奉行→(寛政1)改正に付御役御免→(同3)財用奉行→諸産物方取立取担方→(同8)御役御免	
032	宇野久兵衛	本方奉行→(天明7)郷村奉行→(寛政1)改正に付御役御免→(同4)切支丹改役	
033	大森弥生	代官→(天明7)副役→(同8)本方奉行	
034	大森六左衛門	代官→(天明7)副役→本方奉行→(寛政1)財用奉行→(同3)勘定奉行→(同7)評定奉行、郡奉行兼帯→(享和1)郡奉行一役	
035	棚谷兵右衛門	吟味役→(天明7)閉門→大番→(寛政1)財用奉行→(同4)勘定奉行→(同7)銅山奉行兼帯→(享和2)病死	
036	八代庄吉	吟味役→(天明7)閉門	58石
037	岡 内之丞	(明和2)大番→(天明4)境目奉行→(同7)遠慮	119石19

038	大縄多吉郎	(宝暦12)大番→(寛政11)本方吟味役	30石
039	飯塚 恰	物頭→(天明8)町奉行→(寛政1)鷹方支配刀番→(同7)組付刀番	134石966
040	根田四郎右衛門	(宝暦5)小姓番→(天明9)物頭→(安永7)兵具奉行→(天明8)本方奉行→(寛政1)改正に付御役御免	220石
041	大野波負	(天明8)副役→(寛政5)財用奉行→(同7)能代奉行兼帯	
042	今泉三右衛門	代官→(天明8)副役→(寛政5)郷村取担方、財用奉行見習→(同6)財用奉行→(同7)評定奉行、郡奉行兼帯→(享和1)勘定奉行、郡奉行兼帯→(同3)蟄居	
043	林 七郎	(天明8)副役、銅山奉行見習→(寛政2)閉門	
044	伊藤半左衛門	代官→(天明8)蟄居→(寛政4)蟄居	祖父、一代近進
045	橋本甚之丞	本方吟味役→(天明8)閉門～郡方吟味役→(文化2)財用奉行、郡奉行兼帯→御人繰に付御役御免	68石915
046	橋本八右衛門	代官→(天明8)遠慮	
047	寺崎藤太夫	(明和5)小姓組→(天明7)大番頭→(寛政1)勘定奉行→(同8)側用人→(同9)死去	537石461
048	山崎 仲	(宝暦13)大番→(安永6)江戸、左近様側役→召放→(天明1)目付→勘定奉行→(同3)本方奉行→(寛政1)勘定奉行→(同3)大坂詰→(同4)銅山奉行兼帯	124石799
049	大山長右衛門	代官→(寛政1)町奉行、能代奉行兼帯→(同7)遠慮	
050	小泉七郎右衛門	郷村奉行→(寛政1)財用奉行→(同2)病氣、御役御免	49石426
051	大縄新藏	(明和9)大番→(寛政1)財用奉行→(同2)大坂詰→(同4)銅山奉行兼帯→(同5)勘定奉行、銅山奉行兼帯→(享和3)郡奉行兼帯→(文化1)死去	110石5
052	志賀九十九	記録方右筆筆頭→(寛政1)副役	
053	山方太郎左衛門	(寛政1)評定奉行→(同7)寺社奉行兼帯→評定奉行兼帯御免加談→(同9)病氣、御役御免	307石724
054	松野永四郎	大番頭→(寛政1)境目奉行兼帯	
055	菅谷小早人	膳番→(寛政1)財用奉行上席	
056	真崎五郎左衛門	(明和7)大小姓番→(天明8)武頭役→(寛政1)境目奉行兼帯→(同10)大番組外→(享和3)死去	400石
057	小野崎主馬	(寛政1)勘定奉行～(享和3)評定奉行、町奉行兼帯→(文化1)勘定奉行、銅山奉行、郡奉行兼帯→(同3)勘定奉行→病死	
058	山口政右衛門	(寛政2)町奉行、能代奉行兼帯～(文化1)財用奉行→(同2)能代奉行兼帯→(同7)財用奉行→(同10)陰明、御役御免	153石916
059	近藤喜兵衛	(寛延3)大番組→(安永9)吟味役→本方奉行→(天明5)銅山奉行→(寛政2)蟄居	84石858
060	根岸友之丞	評定奉行→(寛政2)病氣、御役御免	
061	軽部剛太	代官→(寛政3)財用奉行→(同7)評定奉行、郡奉行兼帯→(享和1)評定奉行、町奉行兼帯→(同3)勘定奉行、郡奉行兼帯→(同2)病氣、御役御免	
062	諸橋文太夫	(寛政3)評定奉行→(同5)学館勤番支配兼帯→(同7)郡奉行兼帯→(享和1)勘定奉行、郡奉行兼帯	99石866
063	小嶋惣兵衛	(寛政3)切支丹改役→(同4)遠慮	91石625
064	江間源五右衛門	(寛政3)代官手代→(同4)遠慮	
065	村瀬嘉右衛門	(寛政3)財用方銅山方取担→不調法にて隠居	
066	橋本平兵衛	(寛政3)代官→蟄居	
067	八木弥五右衛門	代官→(寛政3)蟄居	
068	小松仁左衛門	代官→(寛政3)蟄居	
069	根岸正親	物頭、境目奉行兼帯→(寛政4)財用奉行→(同7)能代奉行兼帯→(文化2)左近様附頭役	161石687
070	小野岡織江	大番組頭→(寛政4)副役→(同5)学館教授→(同7)学館文学→(同9)病氣、御役御免	
071	金 宇平治	勘定吟味役→(寛政4)副役→学校御用係・副役→(同5)財用奉行→評定奉行、学館文学→(同7)評定奉行、郡奉行兼帯→学館勤番支配兼帯→(同8)産物方兼帯→(享和1)勘定奉行、郡奉行兼帯→(同3)蟄居→(文化1)生涯蟄居→(同8)祭酒	74石
072	田中新左衛門	副役→(寛政4)切支丹改役兼帯	
073	荻庭久左衛門	切支丹改役→(寛政4)蟄居	
074	武藤久左衛門	代官→(寛政4)蟄居	
075	赤須万太	代官→(寛政4)蟄居→(文化2)既指引役	55石013
076	小高根平右衛門	代官→(寛政4)蟄居	40石292
077	加藤団六	代官→(寛政4)蟄居	
078	小貫内藏	代官→(寛政4)蟄居	47石078

079	館 源五右衛門	代官→(寛政4)塾居	44石49
080	野内藏人	代官→(寛政4)塾居	
081	水谷八郎左衛門	代官→(寛政4)塾居	
082	真宮靱負	代官→(寛政4)塾居→(同9)副役	80石
083	志賀伊左衛門	代官→(寛政4)塾居	
084	田代周助	(寛政5)産物御用係→(同8)随明、御役御免	138石848
085	梅村多仲	産物取次役→(寛政5)産物取立役	
086	岡谷兵馬	(寛政5)評定奉行→(同7)郡奉行兼帯→(享和1)評定奉行一役	94石(寛政11)
087	那珂長左衛門	副役→(寛政5)学館勤番支配→(同7)学館教授、勤番支配兼帯	85石
088	杉山善兵衛	(寛政5)副役→(同9)財用奉行見習→(同12)貞明院様附頭役→財用奉行→(享和3)御人繰にて御役御免	
089	高橋武右衛門	財用吟味役→(寛政5)同、大木屋方取担→財用奉行見習→(同7)財用奉行	
090	大塚与惣兵衛	(寛政5)副役	
091	細井兵吉	(寛政5)学館教授→(同12)副役格学館勤番支配見習→(文化1)病気、御役御免	82石
092	高橋十兵衛	(寛政5)学館教授→(同11)副役→(享和3)御人繰に付御役御免	
093	成田茂吉	(寛政5)学館教授並→学館教授	
094	武藤礼治	(寛政5)学館教授並	
095	平井良藏	(寛政5)学館教授	105石485
096	糸井伊兵衛	(寛政5)学館教授並→(同7)学館教授→(文化8)教授筆頭	15石
097	平沢小七郎	(寛政5)学館勤番→(同10)郡奉行一役、勝手掛→(文化3)財用奉行、郡奉行兼帯	
098	信太宗助	(寛政5)学館勤番	
099	石井源吾	(寛政5)学館勤番→(享和1)郡方物書産物方取担	498石42
100	益田治右衛門	(寛政5)学館勤番→(文化7)境目奉行見習→(同10)境目奉行～郡奉行	139石83
101	関口半八	(寛政5)学館勤番→(同11)評定奉行→(同12)境目奉行～(文化2)評定奉行、町奉行兼帯→(同3)遠慮	134石123
102	岸 四郎	(寛政5)学館勤番	
103	豊田八右衛門	(寛政5)学館勤番→(享和1)郡方物書産物取立方	
104	芳賀兵馬	(寛政5)学館勤番	
105	黒沢文内	(寛政5)学館勤番→(同12)学館教授→(享和2)副役→(文化2)評定奉行、学館勤番支配兼帯→(同3)評定奉行、境目奉行兼帯→(同10)評定奉行、学館文学	29石577
106	野上藤藏	(寛政5)学館勤番～(文化10)勘定吟味役→副役→(同12)評定奉行、町奉行兼帯→学館文学→祭酒	49石772
107	館岡永治	(寛政5)学館勤番→(同12)学館教授並	29石453
108	茂木頼母	財用吟味役→(寛政7)財用奉行、銅山奉行見習兼帯～郡奉行→(享和1)勘定奉行、銅山奉行兼帯→(文化4)病気、御役御免→(文化7)膳番→病死	
109	渡部五右衛門	財用吟味役→(寛政7)財用奉行見習→(同12)財用奉行→(文化1)左近様付頭役	62石631
110	杉山嘉右衛門	御用所物書→(寛政7)副役→(文化1)切支丹改役兼帯→(同3)遠慮→(同4)財用奉行	
111	矢田部官藏	(寛政7)学館教授→(同10)京都に勤学、逐電	346石791
112	赤坂源太	(寛政7)評定奉行→(同8)寺社奉行兼帯→(同9)死去	532石356
113	瀬谷小太郎	(寛政7)学館教授並→(同11)学館教授→(享和1)学館勤番支配見習、副役格→(文化1)副役、学館御用兼帯→評定奉行→(同2)勘定奉行、銅山奉行・学館勤番支配兼帯→(同10)勘定奉行、能代奉行	241石159
114	小瀬藏人	(明和7)横手本丸番入→(寛政7)学館教授並、勤役中向組下を抜け明道館に寄宿→(寛政9)横手書院教授、横手一郷を提学す	
115	小野寺桂之助	寺社奉行→(寛政7)評定奉行兼帯→評定奉行兼帯御免加談→(享和2)死去	
116	小野寺長太夫	大番頭→(寛政8)評定奉行→(同9)寺社奉行→(同11)死去	
117	川井源助	(寛政8)学館教授	45石018
118	黒木権右衛門	物頭→(寛政11)境目奉行兼帯→(同12)兼帯御免	
119	関 喜右衛門	勘定方吟味役→(寛政11)財用奉行→(文化2)郡奉行兼帯→(文化10)郡奉行一役、勝手掛	67石379
120	武藤五郎左衛門	評定奉行→(寛政11)町奉行兼帯→(享和1)用人	
121	熊谷正助	(寛政11)学館教授並→学館教授→(同12)副役格、学館勤番支配見習→(享和1)副役	30石(享保年間同家)
122	浅原多右衛門	(寛政11)学館教授並	53石91



123	根岸文作	(寛政12)学館教授並	
124	山県弁之助	(寛政12)学館教授並→(文化8)学館教授筆頭	
125	高橋三之助	(寛政12)学館教授並	
126	田名部丹治	勘定吟味役→(寛政12)財用奉行→(文化2)能代奉行兼帯→(同4)勘定奉行、銅山奉行兼帯	
127	岡 甚之助	(明和5)小姓→(寛政6)物頭→病氣御免→(寛政12)財用奉行見習→財用奉行→(享和1)能代奉行兼帯→(同3)閉門	188石086
128	梅津定之丞	(享和1)学館勤番支配見習副役格→(文化2)学館勤番支配	205石751
129	綿引祐藏	(寛政11)学館勤学→(享和1)郡方物書産物方取担	
130	栗田定之丞	(享和1)郡方物書産物方取担	20石、3人扶持75匁
131	菊地山三郎	(享和1)郡方物書産物方取担	52石572
132	梶尾牧太	(享和1)郡方物書産物方取担	
133	豊田五右衛門	(享和1)郡方物書産物方取担	
134	中谷平太	(享和1)財用吟味役→遠慮	
135	金 易右衛門	財用吟味役→(文化1)財用奉行→(文化2)郡奉行兼帯→(同4)能代奉行兼帯→勘定奉行、銅山奉行兼帯	98石306
136	介川東馬	(寛政7)大番→(同8)学館勤学→(文化1)副役→(同7)財用奉行→(同9)勘定奉行	66石 (文化13)
137	岡見徳平	(文化1)財用奉行→(同7)御人繰に付御役御免	121石23
138	中安主典	(文化2)副役→(同3)評定奉行、町奉行兼帯→(文化8)学館教授→(同10)町奉行隙明、郡奉行兼帯	15石、文政10年より廻座
139	熊谷惣助	勘定吟味役→(文化2)財用奉行、郡奉行兼帯→(同4)勘定奉行、銅山奉行兼帯	60石499
140	川井波負	副役→(文化4)切支丹改役兼帯→(同6)御人繰に付御役御免	
141	大縄安太郎	学館目付→(文化4)副役	
142	牛丸市郎右衛門	刀番→(文化4)評定奉行、町奉行兼帯	87石495
143	伊藤才治	側小姓→(文化4)副役、学館詰役支配見習兼帯→(同5)評定奉行、境目奉行兼帯	
144	石井永治	刀番→(文化4)財用奉行、能代奉行兼帯→(文化10)病氣、御役御免	126石883
145	石川源二郎	御用所物書→(文化5)副役→(文化7)切支丹改役兼帯	
146	高橋貞右衛門	(文化5)学館教授並→(同8)学館教授	
147	吉川十郎右衛門	財用吟味役→(文化6)財用奉行→郡奉行兼帯→(同10)隙明、御役御免	
148	和田東之進	副役→(文化6)切支丹改役兼帯→(同9死去)	96石377
149	黒沢万蔵	勘定吟味役→(文化6)副役	
150	北村平四郎	(文化6)学館教授→(同7)副役→(同10)評定奉行、学館文学	96石551
151	綿引幸藏	(文化6)学館教授並	
152	田中伊織	(文化7)副役	58石452
153	眞宮源吾	(文化7)学館教授並	74石043
154	平山文一郎	(文化7)学館教授並→(天保5)副役	
155	小室亀之助	(寛政11)勤学仰せ付けられ久保田に引越し→(文化7)学館教授並→(同8)学館詰役支配見習	
156	蓮沼 仲	貞明院様付頭役手代→(文化8)財用奉行	152石169
157	梅津藤十郎	(文化8)学館頭取	
158	金 市之助	(文化8)学館詰役	75石
159	下田常蔵	学館詰役→(文化8)学館教授並	一代近進
160	坂本久治	(文化8)学館教授並	3人扶持
161	小貫九兵衛	(文化9)副役	75石268
162	石橋五兵衛	(文化9)副役	
163	江間郡兵衛	(文化8)学館詰役・学館目付→(文化10)副役→(天保5)町奉行	
164	松本平右衛門	(文化12)銅山方吟味役→副役	

『御亀鑑』秋府(一)(二)より作成。

禄高は系図、および「久保田分限帳」(文化8年、25-106)によった。

物吟味之儀は勿論学問ニ願有之面々」を書き出すよう指示されているように、それ自体学館での教導に深く関わるものであった。勤務の間、二人扶持が給与された。

次に、同年七月、学館創設と講釈初を報せる町触が出された〔亀354頁〕。講師は中山文右衛門で、その対象は、「引渡・廻座并諸士・在々給人・徒並之者至迄出席可致候、諸士以上之次男以下も勝手次第出席可致」というように、重臣から徒並にいたるまで全体に及んでいる。なお、講釈日は七日とされ、そのほかの行事などについてはふれられていない。

翌五年六月、折衷学派の山本北山が秋田入りし、藩は北山に学館経営についてその指導を仰いでいる〔亀388～389頁〕。その際、学館において素読の指導にあたりうる人物など、学館の体制づくりに必要な能力を持つ者が、「在々給人・浪人たりとも」という視点で求められていることが注目される。ここにおいて、「学館」という場が能力主義であることが表明されているわけである。

そして七月七日、学館の主要な構成メンバーが発表される〔亀400頁〕。もう一度表3を参照されたい。その出発段階において、表方の主要な役職にある者が、学館の中心的位置に転任、あるいはそれを兼任していることがわかる。すなわち、表方の中心的な役職のものを配することによって、両者の関連が明示され、同時に政治面における学館の重要性が示されているのである。細部は後述するが、この時野上東藏や益田治右衛門など、後に表方役人として重要な役

割をはたす者が勤番として所属していることに注目しておきたい。なお、教授・教授並にそれぞれ役料が給付されている。

こうした体制を整えた上で、寛政五年八月、学館創設の「御条目」が布達される〔亀406～408頁〕。この中で、「学問之力無之候而は時務ニ達兼候儀も可有之、因ハ人材教育之為を存候而学館建立し教導之役々申付候」というように、人材の育成こそが学館創設の目的であることが語られる。とりわけ、学問が「忠孝」を育むものとしてばかりではなく、「時務」に堪能たりうる能力を育成するものとして位置づけられている点は注目される。おおむね「御条目」の文は冗漫で長文のものが多く、この時のものは「執達」とともに簡潔である。それだけ、政策としての目的が明確であるといえる。同時に「別紙」で示された学館の内容は、次のとおりである。①寛政七年より、一六歳以上で番入りを希望する者について、「大学」「中庸」「論語」の素読の試験を行う。②朝五ツより夕四ツまで学館を開校するので、その間出席帳に記名し素読を行うこと。③祭酒・文学・助教の講日を設定する。④その講日の他、諸書会読日も設ける。⑤学館での勤学の者、久保田二〇名、在方八〇名を募集し、それぞれ筆墨料を支給する。なお勤番は、将来「素読を相授候ニ相成候人物」である。また、ここではふれられていないが、勤学のほか、随時学館へ出校し自主的に書物に馴染み学習することが奨励され、これを「参学」と称した〔亀428頁〕。

表 6 参学願提出状況

	寛政11年	文化8年
1月		青柳常吉(15) 野尻良八(19) 大川力藏(16) 真崎伊織(14) 高橋直助(12) 中川敬之助(13) 赤石源之助(16) 豊間喜八郎(19) 桜田乙助 (15) 小栗敬藏(14) 石井三藏(18) 石井定 之丞(17) 安井幸八郎(17)
2	大野第藏	杉山百助(17) 石川孫之助(15) 臼井福太郎 (5) 岩谷小伝次(16) 秋山宗吉(17) ----- 宇佐美勇也(15) 鈴木弓助(14) 会田文治(16) 益戸官藏(26) 須藤宮門(18) 石川専藏(14) 横田小四郎(13) 糸井彦吉(14) 久野福藏(14) 根本鉄藏(13) 片庭熊藏(18) 笹村銀治(16) 清水新六郎(19) 下山田鉄太(15) 小泉平五 郎(24)
3	白土新藏 田中寅之助	丹惣十郎(17) 川崎賀太郎(16) 川崎三藏(14) 大和庫太(14) 中村貞治(15) 佐藤卯藏(17) 伊藤鉄之助(16) 熊谷乙吉(14) 土屋常吉(17) 中西辰藏(16)
4	松野辰之助 水谷牧田太(15)	信太左伝治 貴志富治(17) 根元政吉(16) 掛 札藤兵衛 林庄兵衛(15) 須田亀之助(15) 加 藤駒太郎 牛丸彦助 宮本順治 滝円之助(17) 清治(御小人清八俣) 内田多門(17) 矢野直 之進(25)
5		小室門十郎(18) 岸平松
6	根岸多門	川井庄助(19) 柿岡源三郎(15) 岡成助(20) 那珂栄助(15) 鈴木忠藏(20)
7		安藤才吉
8	高橋伝藏(19) 羽生惣藏(16) 石井清四郎(8) 泉嘉七郎(16)	
9	草刈十藏(16) 高久久吉(16) 兼子長治	飛田貞治(16) 片岡定助(18) 小野崎岩吉(18)
10	高井平次 小林新八郎 綿引孝藏	安達順二(18) 小松老之助(16) 川野金藏(16) 渡部亮助(18)
11		上杉伝五郎(18) 橋本八太郎 野内百助
12	矢野小十郎 茂又勘兵衛	藤井留治(13) 大森介作

「明道館日記」(寛政11年)・「明德館教授日記」(文化8年)より作成。  
文化8年2月の欄の破線以下は閏月である。  
( )内の数値は年齢。

## 2 学館体制の実態

次に学館がどのように運営されたのかを確認してみる。まず、構成であるが、寛政十一年(一七九九)の記録<sup>8)</sup>によれば、正月の御用始めに際して出席したのは、祭酒・助教・文学・教授・教授並・勤番・勤学・参学・在勤学・読書生となっている。勤学以下が学生で、勤学には扶持が給与された。在勤学は、組下給人から学館に就学している者で、学館には寄宿の制度があった。

次に活動内容を見てみると、基本的に、祭酒・助教の講釈がそれぞれ月に二回、教授が指導する読書会(輪読・会読)がそれぞれ二回ずつ行われている。このほか、「詩会」「文会」と称する勉強会があった。この年の講釈は、祭酒が「孟子」、助教が「論語」で、読書会は「左伝」と「史記」が実施されている。講釈は、「御本堂講釈ハ四書と孝経ニ相限候先例有之」とされ、右のほか「大学」なども講じられていたが、読書会は右の二つが継

表7 素読御試願提出状況

	寛政11年	文化8年
1月	村上文五郎(16) 長沢長藏	土濃塚治右衛門(16) 土屋常吉(17)
2	中谷新八郎(16) 竹貫久米治(16)	佐藤亀松(12) 橋本円之介(32) 梅津官次(16) 近藤宗治(院内給人) 岡村限藏 石井彦太郎(十二所給人) 宇多慶藏 (16) 土肥喜七郎(15) 岡本岩松(十二所給人)
3	棚谷正助	伊藤鉄之助(16) 小貫貞五郎(15) 仁平礼藏 (12) 山崎主典(横手給人) 志賀又藏(十二 所給人) 平元長治(16) 村野新藏(16)
4		小松堅治(14) 石井三藏(18) 福地慶藏(13) 岡直藏(22)
5	棚谷藏人(15) 石井三五郎(15) 後藤勇助 大 槻礼藏 根元平次	町田此助(13) 菅谷喜太郎(16) 川井七郎右 衛門(十二所給人) 平塚第六(14) 騎士富松 (17) 佐藤西之助(十二所給人) 高井猪太郎 (14) 大窪仲(16)
6	諸岡久米治(21) 平沢金藏(16) 坂本久治(16) 字名弁藏(16) 望月永治 小高寿助(角館) 大 槻藤馬(24) 小貫政治(16) 小介川嘉八郎 高 木太郎右衛門(22)	蓮沼平藏(14) 荻庭熊吉(13) 岡百助(13) 中田官藏(17) 戸沢彦太郎(25) 富岡恕助(16) 鈴木良助(30) 高木隆介(16) 円井孫四郎(16) 豊間扇助(32) 清水新市良(19) 武見駒之助 (14) 円井正治(13)
7	小野崎八十八 田中藤左衛門 小宮正吉 山方 歓治(16) 信太亀治(15) 山崎専多郎(24) 高久伝藏(16)	滝田貞藏(15) 伊藤鉄藏(15) 石川翰藏(11) 金光内記(16) 皆川長六(36) 皆川長六(36) 大縄寅治(12) 野井弁五郎(十二所給人) 金 沢乙五郎(横手給人)
8	小野崎才三郎(16) 江田敬吉(16) 川尻藤左 衛門 高階平吉(16) 水戸部清治(16) 二方八 道 小野崎義三郎 中川常藏 草刈重藏	根元幸藏(15) 菅波勇五郎(26) 池田忠藏(10) 鈴木第吉(16) 鈴木順吉(19) 佐藤礼太(18 角館住居)
9	平沢助之進 須田内記(16) 安立久四郎(16) 綱木伝藏(15)	松野源五郎(22) 塩銀治(18) 後藤万藏(20)
10	三森祐助(17)	太田慶藏(13) 高橋貞藏(9) 井上若助(16)
11	菅原長松(16) 大嶋波江(16)	根本与四郎(24) 深谷小吉(15) 斎藤亀太郎 (13) 野兵藏(11) 信太衛士(16)
12	高橋伝之助 村上勇藏 那珂又右衛門(25) 瀬 谷字吉(21) 芹田源太(15) 落合寅之介(18) 赤須市郎兵衛(16) 高畑源吾(15) 水谷牧太(15) 平井東吉(16) 川井兵左衛門(33) 小野崎勤 (32) 根元金治(16) 太田小太郎 岡崎主人(16) 伊藤亀治(15) 土屋源藏(16) 矢野小七郎(16) 大和初五郎(16)	藤崎清四郎(20) 北村和吉(15) 田口新藏(14) 飛田貞治(16) 大内政治(13) 芹田乙之助(15) 内海亀治(14) 川尻鉄之進(15) 木内助吉(14) 和久久米治(12) 石崎伝太(16) 椎名小源太 (25)

「明道館日記」(寛政11年)・「明德館教授日記」(文化8年)より作成。  
文化8年2月の欄の破線以下は閏月である。  
( )内の数値は年齢。

続されていた。当初学館運  
営の指導にあたった山本北  
山はいわゆる折衷学派に属  
するが、学館での教育内容  
は、朱子学が基本であった  
ようである。

さて、文化八年(一八一  
一)の記録に、「近來御学  
館出入者沢山之由、御満悦  
ニ被思召候」という記事が  
見えるが、実際にはどうで  
あったのか。この点を若干  
検討してみよう。表6、7  
は寛政十一年、及び文化八  
年に出された参学の願いと  
素読御試(試験)の願いを  
月別にまとめたものではあ  
る。これによれば、御試願  
いの数は寛政十一年の段階  
で相当数に及んでおり、ま  
た、参学については、文化  
八年にかけて増加傾向にあ

ることがわかる。このほか、学館の日記には夜学願いと寄宿願いの書き留めが見られる。夜学願いについては、寛政十一年度の記載が七件であったものが、文化八年には六四件の記載がある。寄宿願いは、後者においては二八件の記載がある。寄宿のうえ勤学が許可されたのは、組下給人等の子弟であったと思われる。原則として一年間の寄宿生活であり、延年を願い出る場合も見られる。両者にはその記載基準に違いもあるだろうから単純な比較はできないが、増加の傾向にあることは指摘できるだろう。いずれにしても、藩の強制によるばかりではなく、学館が家臣らの主体的な取り組みによって盛んな状態にあることが読みとれる。学問奨励という藩の方針は、一応この時点では達成されていたと評価してよいだろう。また、藩はこのような状況を背景として勤学者の人数の増加を決定している。「御試」について若干説明しておく、先の「御条目」では十六歳とあったが、それを基準としながらも受験を希望する者の年齢は多様である。また、参学希望者とともにその苗字から判断してほとんど諸士層である。これに対して、引渡・廻座等の上級武士の就学はこのデータに限ってみれば、ごく少ない数にとどまっていると見てよい。このことは学館の意義を考える上で看過できない点である。

### 3 学館と諸役編成

つづいて、学館と諸役との関連について検討したい。もう一度表5にもどり、学館関係者の役職異動に注目してみたい。表中、人名

に網掛けをほどこした部分が、学館関係者である。学館を足場として他の役職に転じた者が少なくないことが読みとれよう。ここには「明道館日記」や「明徳館教授日記」などから経歴の判明した者のみ記してある。したがって単に学館職員のみの記事にとどまる者であっても、その後他の役職へ転任している可能性はある。したがってこの表のデータは最低限のもの、ということである。これによれば、学館と表方の役職が密接に関連づけられていることが一目にして明らかである。そして、瀬谷小太郎を除けば、ほとんどが一〇〇石前後あるいはそれ以下の下士層である。諸橋文大夫・金宇平治・北村平四郎らは、いずれも学館教授などを経験し、表方の主要な奉行職を勤め、一時期藩政の牽引力となっている。また、中安主典や黒沢文内のように、二〇石前後の下士層から、学館職員を経て評定奉行に転任している例もある。熊谷正助は、勤番から教授並に昇進し、それを足がかりとして郡方吟味役を経て副役に就任している。表方の役職ではないが、小栗忠藏・船坂慶藏は、それぞれ勤番から林役・右筆見習に転任している。評定奉行や勘定奉行が、義方の代り期から義和の初期にかけて、藩政の中核を担う役職として位置づけられていたことはすでに指摘したとおりである。また、教授以上の学館職員は、座格の上では表方諸役と同一であった。したがって、勤学や勤番から教授以上に昇進することは、下級藩士の藩政進出という点で大きな意味をもった。二〇石前後の下士層出身であっても、実力次第では藩政の中核に参画することが可能となったので

ある。前項で確認したような、諸士層を中心とする学館参加者の隆盛は、このような事実を背景として理解しうるものである。

このような傾向はまた、久保田諸士に限られたことではなかった。十二所・松山・大館・角館・横手・湯沢・院内の各所には郷校が置かれて、組下給人およびその子弟らの教育にあたったが、その優秀な者は所預の推薦をうけて、学館の勤学となる者が少なくなかった。その中でも、たとえば戸村組下（横手）の小室亀之助は、寛政十一年に学館寄宿（勤学）を許され、文化七年には学館教授並に就任している（表5参照）。また、大野正治は、湯沢給人の三男であったが、寛政五年より学館教授並を勤め、寛政十一年に湯沢給人に取り立てられ、同時に湯沢郷校の教授役に就任した<sup>10)</sup>。また、横手給人吉成氏の二男嘉藤太は、学館参学を経て横手郷校の教授見習、教授に就任している<sup>11)</sup>。郷校の教授は、評定奉行などと違い直接藩政にかかわる役職ではなかったが、人材育成という流れの一翼を担う役割を果たしたことは否定できない。譜代門閥の代表的な存在である洪江和光はその日記の中で、「申サハ在郷教授知したものに候<sup>12)</sup>と述べてこれを軽んじる姿勢を見せているが、このことはかえって、当時の藩政における学館の位置づけの高さを示していることともできよう。次項では、改革派官僚の具体的事例をあげて、右のことを補充しておきたい。

#### 4 介川東馬と野上国佐

介川東馬は、天保期に活躍した勘定奉行として知られる。寛政六

年（一七九四）に一五歳で学館に参学を許され、翌七年に初出仕、その際に素読御試を受け、その翌月に大番入りしている<sup>13)</sup>。同八年勤学、九年に勤番を命じられ、御用所御物書役を経て、文化元年（一八〇四）に副役に転任している。この時いまだ局住であり、償高四五石、役料二五石を賜っている。財用奉行を経て文化九年に勘定奉行に就任し（銅山奉行兼帯）、その後江戸・大坂の勤番を数年間勤めている。その間、副役就任時より進めていた「年中式」「当用式」などを完成させ、藩の記録所へ献納するなど、文人としてもすぐれた能力を発揮している。同十三年に家督を相続、その禄高は六六石余であった。天保飢饉をはさんで藩財政の窮迫する中、大坂にあつて館入（藩懇意の蔵本商人）らと交渉し、多額の借入金を実現した。改革時には江戸・大坂に多くあつてその活動は陰に隠れて目立たないが、藩政に果たした役割は大きく、文政十年（一八二七）には一代宿老席を許され、禄高一五〇石となっている。

野上国佐は、学館祭酒として知られる<sup>14)</sup>。寛政五年の学館職員の整備で勤番としてその名が見える。同七年、学館教授並の武藤礼治とともに江戸勤学を命じられて、寛政十年まで山本北山のもとに寄宿する「亀52頁」。この間、北山の奚疑塾塾生らをはじめとして、昌平饗の学生や、米沢藩や尾張藩の文教政策に実績のあつた細井平洲らとの交流を体験している<sup>15)</sup>。在府中に妻を病気で亡くし、その直後父親の看病のために一時帰国しているが、この時には連日のように学館に通い泊まり込みの生活をしている。その部分をいくつか引用

してみる。「十七日、雨、夕過学へ入一宿」「十八日、晴、学より直々東海林順泰へ罷出、又々学へ入日暮罷帰候」「十九日、雨、九ツ過学へ入、一宿」「廿日、晴、八ツ以前学より罷下候、日暮学へ入宿」といった具合で、これが一月ほど続いている。言葉は少ないが、野上の勤勉ぶりが伺われる記述である。やや抽象的な表現になることを許してもらえらるなら、ここに全く新しいタイプの武士像を見ることができよう。この他にも江戸・京都への勤学の派遣が実施されているが、藩はそのようなタイプの武士の育成をはかったのである。

野上は、享和元年に学館教授に就任。そして文化六年六月、財用吟味役として能代詰を命じられる。これが表方役職としての最初である。これ以後、銅山吟味役（文化八年）、副役（同十一年）などを経て、同十二年評定奉行に就任する。同時に学館での重要性も高まり、文政五年学館文学、天保四年に学館最高職である祭酒となる。天保期には、町方支配を担当しながら評定奉行に復帰するが、この時橋本五郎左衛門や金易右衛門等とともに、いわゆる「家口米仕法」の発布に重要な役割を果たしている。さらに奥北浦一揆後の藩主巡行を立案し実行に移したのも実質的には野上であった。また、この時期に出された主要な「御条目」の多くは、野上の筆によって執筆されている。この頃介川東馬は大坂詰であるが、野上はこの時期の藩政の表舞台で指導力を発揮した人物であった。

以上、比較的经历のはっきりしている人物を取り上げて、その表方役人としての活動と学館での経歴の関連を見た。もとより、学館

職経験者や勤学経験者のすべてが政治の表舞台に登場して、藩政を主導する地位についたわけではない。しかし、そうでない者でも表方の役職に転出するものが少なくないことは、学館が、改革政治を担う人材の母胎として位置づけられていたことを明確に物語っている。介川や野上登場のすそ野には、広範におよぶ官僚集団の輩出があったのである。以上、具体的な事例を確認しながら、学館と改革政治の密接な関連性について検討した。これによって、義和の寛政改革においては、学館と評定奉行を中心とする表方とは不可分な関係にあり、学館が改革派官僚の輩出母胎としての意義をもっていたことを示すことができたと考ええる。寛政改革の「改革派」を、このような集団としてとらえておきたいと思う。

#### 四 改革派官僚と譜代門閥

さて、このようにして形成された「改革派」であるが、藩主主導によるものとはいえず、必ずしもそれが盤石の体制として存在し得たわけではない。奉行への昇進のルートの一つとして、代官や吟味役からの昇進のかたちがあったことは先に見たとおりであるが、代官や吟味役は、奉行などの「一役」と区別される「近進諸役」であった。たとえ能力主義とはいえず、「近進諸役」上がりの者が重要事項を審議し、藩政を左右する地位にあることに対しては、批判的な見方があったことは容易に推測される。

次は、享和三年十月二十四日に出された「御直書」である。<sup>(21)</sup>

家中之義者古来より引渡・回座・諸士夫々之取扱差等在之義者偏く心得之通二候、然ルに廻座・諸士於宅座席之義相難候二付其次第近年申出候得共、自御先代様於宅取扱之差段被相分候義も無之候得者頗令思慮、早速其沙汰二不及候、然とも此義長々指揮無之候得ハ品々之指支之事共有之由相聞得候、依之今般格別之存慮を以銘々於宅取扱之差段左ニ申渡候、一廻座江諸士相越候節、副役以上之面々ニ限り、初より同席可被致、其他之諸士敷居外ニ而一礼之上同席可致事、

(中略)

右之通此度令指揮候得共、廻座・諸士固より同輩之義二者無之候条、各其分を相守、互ニ失敬之義無之様ニ可致候、惣而下たる者ハ上を敬ひ、上たる者ハ下へも譲をかへ候様ニとの平日制度も有之事ニ候条、辞讓謙遜之道を主と致、和睦をも第一二心懸、苛察之義無之様専務之事ニ候也、

この史料から、二つのことを指摘したい。一つは、場面によっては座席において廻座と諸士の区別が杜撰になってきているという状況である。そしてこれについては、「其次第近年申出候」とあるように、一部家臣団（廻座以上の上級家臣）から不満が表明されているということ、いま一つは、「副役以上之面々ニ限り初より同席可被致候」とされていることである。もちろんこれは、副役以上とそれ以下の諸役を区別するという点で、廻座らの不満への対応ではあ

る。けれども、すでにみたとおり、現実には見習役や吟味役らが副役以上の諸役に転ずるパターンができていたのであるから、この規定では絶対的な効力はもたない。そればかりではない。家格と役職という、本来次元が異なる要素を同一レベルで位置づけることによって、かえてこの「御直書」は、役職に官僚機構を重視し、家臣団の家格の意義を相対的に軽視することになっている。この一箇条の一文は、そういう意味で、人材登用という改革政治の基本的スタンスを最もよく表現したものと、と見ることができるとにかく、副役以上の諸役（とはいふものの、実際には見習役や吟味役がこれに連なっているのであるから、これらの役職を含めて）の、改革政治における重要性はまちがいに指摘できる。

さて、このような藩政の方向に対する上級家臣団の対応はどうか。さきの「御直書」にみえる「廻座・諸士於宅座席之義相難候二付其次第近年申出候」ということもその一つのあらわれであろう。しかし、この問題は、すでに指摘したように学館の問題と分かちがたく結びついている。そこで、次に学館と上級家臣団との問題について考えてみたい。次は、文政六年の史料である。<sup>(22)</sup>

近來回座より素読御試願一向不差出、於御学館者上より御指揮可有之と存候得共、於上而ハ御学館より取調可申上と之御含も難斗（下略）、

これは、当時学館文学の職にあった野上国佐の日記の一文である。文意自体は説明を要しない。注意したいのは、学館に対する上級家



臣団の批判的行為として、これを読みとるべきではないかということである。しかもこの件にも家格という問題が関わっていた。実はこの一件の背景には、廻座の子弟が学館において素読御試を受ける際の儀礼行為の在り方の問題があったのである。すなわち、家老たちが、御試の際には付き添いの者が「館長局」に登校の挨拶と受験終了の礼を述べればよいとしたのに対し、野上等学館諸役は、受験する本人が直接顔を出して登校の報告をし、終了時には「教授見習」らへ礼を述べて退出すべきことを主張したのである。

いうまでもなくこの問題のポイントは、廻座の子弟が諸士である学館職員に礼を取ることの是非にある。しかもそうすべき事を審議し、結論を出した者たちは学館職員、すなわち諸士層であった。先の「近来回座より素読御試願一向不差出」という状況は、こうした一件を背景としてのことであった。このことが、前述した諸役と廻座との同席の可否をめぐる一件と同質の問題を孕んでいることは明らかであろう。そして、このような問題が生じてくること自体が、当該期において先例にとられない役職の位置づけ——人材の登用——が体制的に行われたことを間接的に物語っているといえよう。

最後に、以上のことを譜代門閥の代表である洪江和光の日記から具体的に伺ってみることにしたい。洪江が、郷校教授らに対してこれを低く見る認識をもっていたことは前述した。ここでは、藩政を左右する諸役に対する洪江の認識を示す部分を紹介する。

扱々此度之御巡行恐入候得共、御威嚴軽ク相成候事と奉存候、

御役人より申上候而之事と相聞得候、御役人共も大体を知らぬ故と被存候、

これは、天保五年三月、奥北浦一揆後に行われた藩主義厚の仙北筋巡行に際しての感想である。ここで「御役人」とあるのは、諸士層を中心とした表方諸役のことをさしている。この時の藩主巡行は、容易に腰を上げようとならない家老等重臣に対する、野上ら官僚の執拗なまでの要求によって実現した。そうした諸役への（嫉妬の念を含んだ）蔑視がよく示されている。

我等心中察入、何も力を合出精希ふと御意有之候、誠二以恐入申候而胸一はいに相成落涙致候、扱々御心外と被思召候御義奉察候御事二有之候、皆以役々之馬鹿より起り申候事二有之候、これは、天保五年五月十六日に、広間において「御条目」が披露された際の洪江の感想である。この「御条目」自体は、巳年の凶作時より非常事態にあること、この上は領民を救うために家蔵の「御重器」をも投げうつつ覚悟であること、今後は分限を超えて一同心を一つにして、わずかであっても金銭を供出してこの危機を乗り越えるべき事などを情緒的に述べたもので、政策としての具体性はない。しかし、洪江はこれに感動しつつ、このような事態に陥った原因を「役々之馬鹿」に求めているわけである。ここでの「役々」も先の「御役人」と同様である。（ちなみに、洪江が「落涙」した「御条目」の草稿を執筆したのは、「役々」の一人、野上国佐であった。洪江にとつては悲喜劇である）。

さて、洪江の憤懣にはまだ続きがある。洪江は、飢饉後の非常事態に触れたあと、次のように述べる。

是等之義ハ 公辺御首尾合ニ被為拘不容易事と奉存候、右等之義ハ根源より悉不達御聴候事と奉存候、其詮ハ去秋中被仰出候御重器御払、御膳菜ニ至迄被減置、如此難有思召末々ニ行届候ハ、今日之御場合ニ被為至間敷義と奉存候、惣而御仁沢之末々ニ及候も不相及候も全御役人共之仕向ニ相寄候事ニ御座候時は、此御時節專被為尽御心、御賞罰天下ニ判然と被成置、公辺へ御対被遊候而之御恥辱を御雪不被遊候得は不相成義と奉存候、御国之義ハ金銀米穀魚塩ニ至迄御国土之出ス所ニ而、誠ニ天下之宝国ニ御座候、斯なる御国ニ而、一年之凶作ニ付此御場合ニ被為至候ハ、其向私欲ニ耽り緩怠之勤形より相生候事ニ而、御恥辱不少義と奉存候、右恥辱御雪被遊候ハ御吟味被為相尽、猶も御思慮之上、御賞罰之一条ニ相預候義と奉存候、

また、次のように言う。

御近国ハ越後より去冬寒中迄も御回米通船有之候様承申候、御国ハ今春ニ相至後レ而着船、猶更人氣ニ相障候義と奉存候、他国より御国御回米船後申候ハ訳合可有之や、畢竟御役人共拘小利、不顧人氣之致方と奉存候、是皆御吟味之次第可有之義と奉存候、

この部分は単なる感想ではすませられない内容を含んでいる。なぜかかる事態になっているか。事態を藩主に逐一報せ、藩主の思い

が隅々まで行き渡っていればこのような事態には至っていないはずであり、結局はすべて「御役人」のはからいに起因しているのだ、と洪江は主張する。文中の「私欲ニ耽り」の主語が「御役人」であることは明白である。その上で、洪江は「御賞罰天下ニ判然と被成置」れることを主張するのである。また、後半では、飢饉時にあって、越後からの回米が遅れた責任を、これまた「御役人」に求め、「是皆御吟味之次第可有之」とするのである。すなわち、ここで洪江は、諸士層から成る官僚集団が藩政を主導する体制を批判しているのだと見てよいだろう。この時洪江は、自らと意を同じくする仲間を募り家老らへの申文にしたてている。したがって右の見解は、単に洪江個人の鬱憤というにとどまらない、上級家臣らの現状批判としての性格をもつものであった。

以上、野上や洪江和光の日記から、学館や諸役官僚をめぐる政治情勢について見てきた。これらの事例が物語ることは、学館を核として諸士層を中心とする諸役官僚グループが、当該期の藩政を主導する存在として認識されていたという事実である。重要なことは、そうしたシステムが、単に個人的な好悪の感情を超えた次元で体制として成立していたということである。洪江の見解は、多分に感情論ではあるが、彼の意図を超えて、その事実を明瞭に示している。

おわりに

以上、寛政改革期の「人材登用」と学館という問題について検討してきた。結果は、「課題の設定」で述べたことについて、ある程度論証できたのではないかと考える。表方を中心とする諸役改正と学館の運用、これが密接に関連して初めて人材登用が可能となった。多くの場合、学館の役向きを経験した諸士層が役方に転出し、評定奉行らを中心とする実務官僚グループを形成した。そして、これが寛政改革の実施主体となった。以上が本稿の主張点である。

註

- (1) 「石井忠運日記」(A三二二一三三)宝暦十二年五月十一日の条。
- (2) 『御亀鑑』秋府」(秋田県公文書館編)。煩を避けるため、以下、同書の引用については、本文中に「亀一頁数」と記す。「御亀鑑」は、佐竹義和、代の治績をまとめた公的編纂史料である。
- (3) 「御条目」は、「御条目」「執達」「別紙」の三点の文書から成る法度である。内容的には、藩財政の苦澁を強調し、「国家」保持のため家臣団や領民の団結を訴えるものが多い。その意味でこの法度形式の登場は、藩政の危機段階を区分するメルクマールになりうると考える。私見では、この形式の定型化は宝暦年間に求めうると考えているが、その論証は他の機会に譲らざるを得ない。
- (4) 寛政七年「御用留書」(県A一三三八)。
- (5) 境目方支配については、加藤昌宏「秋田藩における境目方支配」(秋

- (6) 田県公文書館『研究紀要』第五号、一九九九年。  
これは、諸士が矢橋村で会合を開いたおり、同村の茶屋で刃傷沙汰を起こした一件に、親類などが連座したものである。
- (7) 以下、学館の内容については、加藤民夫「秋田藩校・明德館の研究」(カッパプラン歴史文庫、一九九八年)に教えられたところが大きい。
- (8) 寛政十一年「明道館日記」(A三七二一〇一)
- (9) 文化八年「明德館教授日記」(A三七二一三)
- (10) 「大野氏家伝系図」(A二八八、二一二五)
- (11) 「吉成氏二男分流系図」(A二八八、二一五八〇一四)
- (12) 「洪江和光日記」(A二八九一三二九一七八)天保五年十月二十三日条。
- (13) 東山文庫。介川緑堂「勤年数」(AH二八九一三二九八)「勤仕書上」(AH二八九一三〇二)。
- (14) 野上の経歴については、注(7)の加藤前掲書。
- (15) 野上陳令「御学館勤番日記」(二九一九七)。
- (16)(17) 同右。
- (18)(19) 拙稿「天保期秋田藩の民衆闘争と藩政改革」(藤田寛編『幕藩制改革の展開』、山川出版社、二〇〇一年)。
- (20) 前掲注(15)。
- (21) 野上陳令「御学館文学日記」(二五二二九)
- (22) 同右。
- (23) 以下、特に断らない限り、史料引用は「洪江和光日記」による。
- (24) 前掲注(18) 拙稿。
- (25) 野上陳令「御評定方御用日記」(二五二五五六)

(古文書班 専門員 かなもり まさや)

# 「公務控」に見る「八坂丸外債事件」

菊池保男

はじめに

一 史料について

二 公務控を読む

おわりに

はじめに

「八坂丸外債事件」については山崎真一郎氏が「志賀少参事殺害事件」、「贖金事件」、「愛宕、外山両卿陰謀事件」とともに、「藩制時代に於ける四大事件」ととらえ、次のように述べている。

従来の史書は、これ等不詳事件を以って箇々独立の出来事として之を語り、敢えて史実の關聯性について探索しようとしていない。従つて事件のため斃れたる人々は、藩制末期に汚点を印たる反逆者と評され、或いは私闘による因果応報を受けたものとの批難を加えられてることが多い。事件の犠牲者たる志賀為吉、佐藤時之助、初岡敬治、島田宗正其他の人々の維新多事に於ける活動は、抜群の

榮譽を荷うべきであつた。

これらの事件の背景には、戊辰戦争の時、東北ではただ一つ明治新政府に味方した秋田藩を、「政權」から締め出す「意図」があつたので、それを念頭に置いて見なければ、ことの真相が見えてこないという視点からの記述であつた。筆者も、かつて「八坂丸事件」を次のように捉えた。

事件は二年十月、支藩岩崎藩が外国商社からの借入金の保証を本藩に依頼してきたことから起こつた。本藩公用人は、京都勤務の支藩公用人を信用し五千両の借入に關して実印を手渡したのであるが、あとで契約書を見ると、蒸氣船（八万五千両）の購入と、交易資金（七万両）の借用となつていた。土佐藩の岩崎弥太郎の仲介でオランダの商会と交わされた契約であるが、五千両の借入がどうして蒸氣船の購入になどに変わったか、理解に苦しむところである。おどろいた本藩では契約破棄に走り回つたが、時を失つてできず、結局、艦引き受けと現金借入名義を本藩に変更し、借金は以後の商取引による利潤で返済することにしたのである。だがかんじんの八

坂丸は回航中に時化にあい、佐渡沖で難破した。さらに土佐藩を頼っての商取引が裏目に出て、一五万五千両の借財が短期間のうちに三三四千両に及ぶ借財に膨れあがったのである。経済に関する知識の乏しい秋田藩士は、土佐藩物産方に翻弄されて、わけのわからない分まで「借財」とされてしまい、一層借金がかさんでしまったともいわれている。幕末の政局で主導権を握るために、早くから世辞の実践をかさねてきた土佐藩にとつて、契約の仲介にあたって秋藩を欺隠することは容易なことではなかったかと思われる。秋田藩で三年十月、財政通の佐藤時之助に調査を命じたところ「勘定書類」はすべてあいまいであったという。

結局、秋田藩は返済期限がきても返済できなかったため、外国商人が政府に訴え出て、事件が発覚したのである。しかも債権者が外国商社であったため、ことは国内問題にとどまらず、外交問題にも発展し、秋田藩は一層窮地に追い込まれた。藩では早急に償還計画をたて「藩制」にもとづいて政府に報告している。それは、県内の豪農商から二十万両調達するほか、知藩事も家禄の三分の二を切り詰めた上で賞典禄二万石全部を返済にあて、家臣も相応の負担をするというものであった。秋田藩の財政再建のため企図した、吉川忠安ら開明派グループの積極的な計画が失敗に終わった時、この事件が起きたものともいわれる。いずれにせよ不明な点が多く、研究の余地を残している事件であるが、この事件を契機に吉川らのグループは、藩政から後退し、莫大な借金だけが残ったのである。

「いずれにせよ不明な点が多く、研究の余地を残している事件であるが」と、留保している部分もあるが、基本的に、氏の視点を受け継いだ理解でしかなかった。それで本稿では、氏も使用されている「公務控」を、主に読み直すことを通して、「八坂丸外債問題」を再検討してみたい。

## 一 史料について

「公務控」について、当館で発行している「公文書館だより」第十四号で、柴田知彰氏が紹介されている。氏は「公務控」には、維新政権下での久保田藩（秋田藩）および秋田県の動向が目を追って記録されており、当時の政治状況が詳細に知られる貴重な史料であると言われ、さらに「細部に若干の省略等有るものの、記録内容が一致する」「控」が二部あるのは「記録担当者が、正本と副本の二部を作成したもの」と、紹介されている。柴田氏の紹介は当を得たものであるが、ただ「二部」作成された理由については、少し考えてみたい。

表1に見られるように、秋田藩主であった佐竹氏からの伝来史料群からなる「佐竹文庫」のほかに、県の地下書庫から受け継いだ「公文書」のなかにも、「公務控」が収められている。

廃藩置県で藩が廃され、県が設置されたといっても、「行政」の実務担当者が基本的に交替するはずはないし、廃藩置県以前に作成

表1 公務控対照表

公文書		古文書	
期間	記号	期間	記号
明治元戊辰年正月～12月	11220		
明治2年正月～12月	11221		
明治3年4～7月	11222	明治3年 5月 1	AS312-85
		明治3年閏10月 2	AS312-85
明治4年1月	11428	明治4年 1月 3	AS312-85
明治4年2月	11429	明治4年 2月 4	AS312-85
明治4年3月	11430	明治4年 3月 5	AS312-85
明治4年4月	11431		
明治4年5・6月	11432	明治4年 5月 6	AS312-85
		明治4年 6月 7	AS312-85
明治4年7月	11433	明治4年 7月 8	AS312-85
明治4年8月	11434	明治4年 8月 9	AS312-85
明治4年9月	11435		
明治4年10月	11436	明治4年 10月 10(1)	AS312-85
明治4年10月～11月	11437	明治4年 10月 10(2)	AS312-85
明治4年11月	11438	明治4年 11月 11	AS312-85
明治4年12月	11439	明治4年 12月 12	AS312-85
明治5年壬申正月～3月	11440	明治5年 1月 13	AS312-85

なお、史料名として、公文書は「御公務控」、古文書は「公務控」としているが、ここでは、史料名を「公務控」として、行論する。

された帳簿でも「県政」に必要な帳簿はすべて、藩から県に受け継がれたはずである。したがって、厳密に言えば明治四年七月十三日までは、秋田藩、それ以降は秋田県での担当者が、「記録」を担当したはずである。

使用されている用紙の検討からはじめたい。「公文書」は明治四年正月十七日迄は「白紙」、正月十八日から「秋田藩」の印が刷られている「罫紙」、同四年七月廿日の記事の途中から「秋田県」の印が刷られている「罫紙」が使用されている。といっても、代わったのは「秋田藩」が「秋田県」になっただけで、デザインは全く同じである。「古文書」は明治四年正月迄は「白紙」、二月から七月廿日の途中迄は「秋田藩」の「罫紙」、それ以降は「秋田県」の「罫紙」となるが、七月廿三日に五丁分、「秋田藩の罫紙」が使用されている。「藩」から「県」になったことで、印刷し直した罫紙を使用したのであるが、これもデザインが同じなので、間違っって使ったものと思われる。だが、廃藩置県後の佐竹家は「県行政」に関係する帳簿を作成する必要はないのである。それなのに「秋田県」の罫紙を使用した「控」を、佐竹家で整理し保管しなければならなかったか、その理由はいま一つ理解できない。ただ次にあげる史料が、この問題を解く手がかりになりそうである。

「一般於東京、御維新以来之御達並願伺届書写至急可指出旨、御布告二相成候得共、右書類庚午分於同処控無之二付、御当県江願申上、同年分公務控拝借写取為差登候様從四位佐竹義脩ヨリ申越候

故、右御記録拝借被仰付被下度奉願候以上」(「第一課記録掛事務簿」明治六年ヨリ八年マデ(八二四三二))

これは、明治七年十一月十三日に、東京府華族佐竹義脩家扶人石井定之丞らが、秋田県令国司仙吉に出した「公務控」拝借願である。

先般出された「布告」とは、同年十一月十日の「国史編修二付維新以来地方施設沿革等、左ノ例則ニ依リ叙記シ、正院歴史課へ可差出、此旨相達候事」(「太政官」達第四百七号)、以外考えられない。藩が廃されてから三年も経って出された「達」に「旧藩」が応ずる必要はなく、政府もまたそれを想定してはいなかったはずである。もし「旧藩」と「新県」の引継の際、国史編修に関する資料の取り落としがあったにしても、それは、「県」が「旧藩」に依頼するの筋筋で、「県」の頭ごなしに依頼するはずはないからである。だが、旧藩はこれを根拠に公務控の拝借を願ひ出、県は「昨年県庁出火之節焼失之分も有之候ニ付、在之分ノミ」四冊、貸出し、佐竹家では翌八年一月廿七日に、返上している(前掲八二四三三)。

ところで佐竹家の拝借願いが、明治三年分であったということ、は、明治七年時点では、それ以外の「控」は所蔵していたということになる。だが、欠本は「古文書」が多い上に、借用して写したはずの明治三年の四冊は、どちらにも伝来されてはいない(表1参照)。問題が少しずつ増えてきたので元に戻し、二部作成された理由を推定すれば、佐竹家が廃藩置県を期に「公務控」を県に引き渡したものの、何らかの理由で手元にも置く必要があったから、佐竹氏の

元でも纏められ、結果として二部作成されることになったのではな  
いかと思われる。

## 二 「公務控」を読む

これから「公務控」を検討するが、特に断らない限り、「公文書」の「控」を使用して議論を進めることにする。

最初に、蒸気船購入に伴って起こった「外債問題」を、「秋田藩」が取りまとめ、「外務省」に差し出した「書面」を掲げる。(「公務控」一一四三二)。

### 史料1

六月十五日

同日外務省江会計方権少属准席梅津忠直ヲ以差出候書面左ニ  
米国商人ウヲロスヨリ負債之儀ニ付別紙手続形書面之通ニ御座候間  
此段御届申上候以上

辛未六月十五日

秋田藩

### 外務御省

高知藩九十九商社ヨリ借入金之儀ハ、一昨巳十二月中末藩山崎将蔵  
高知藩岩崎弥太郎ノ調印ヲ以テ、アテリアン商社ヨリ大船一艘洋銀  
八万五千枚ニ買入、外ニ物産仕入トシテ七万枚借入候事ニ取計候  
砌、右将蔵儀当藩京都定居公用方庶務司中西教ト申者工頼入ニハ今  
般藩用借財之儀ニ付、岩崎弥太郎工差入候一札一名ニテハ不都合之

次第有之、右証書江加印致具候様申聞有之、同人儀ハ兼而岩崎藩  
無人之節用頼ニモ相成居候故、何儀印形將蔵江相渡遣、追々吟味ニ  
相及候処、全ク將蔵自己ノ取斗ヲ以テ右艦買入、且ツ最初頼入之儀  
ト甚タ相違之大金ニ付、中西教ヨリ当藩詰合公用人村瀬清、高瀬美  
佐雄工申出、其俣差置候テハ追々当藩江関係、不容易事件ニモ可相  
至ニ付、直々破談可致趣ニテ取計候得共、首尾不相整不得止当藩右  
両人之者共決意ヲ以右艦引受、去春中高瀬美佐雄右艦工乗込東京ヨ  
リ藩地工回漕、其節之事情柄委申聞有之、且ツ同人共取受ニハ既  
ニ外務省工申立、外国ト条約免状マテ相済候上ハ、今更其人々ヲ罰  
シテ有形申立候共、容易ニ返却ニ相成間敷、返テ艦代并ニ借用金其  
外罰金等数万之金子一時ニ指出不申ハ相成間敷、依テ右艦ヲ運転広  
ク商法ヲ開、利益ヲ以テ消却致候ハ、反テ利益ニモ可相至見込之  
趣申立、一時不得止事情ヨリ右ノ者共へ任置キ、自己ノ取計ヲ致候、  
罪科ハ其実効次第沙汰ニモ可相及、且ツ以後外国負債等勝手ニ致候  
儀不相成趣申渡差置候、然ハアテリアン商社返済指当期限ニ差迫、  
一時差繰ヲ以調達致候得共、已ニ拾五万余ノ金高相成皆金返済ニ  
モ相及兼、彼是致居候内、大坂外務局工出訴ニ相及、又々高知藩江  
頼談ヲ遂ケ支那米三百五十万斤高知藩ヨリ買入、此代価九万六千五  
拾枚二合五夕、右支那米直々高知藩江売払、此代価七万五千六百枚、  
右金ヲ以テアテリアン商社江艦代并借用金共皆済ト相成候、然ハ高  
知藩ヨリ借入支那米代九万六千二百五十枚追々期限違約致候ニ付、  
去午閏十月ヨリ当未五月マテ元利束テ洋銀十二万四千五十枚二合五

夕、金八千八百五十兩

但右金ノ内エ当四月五日洋銀二万四千八百六十四枚高知藩工相渡  
シ、然ルニ高知藩指引勘定ナレハ、右金外口借用分工請取ルトア  
ルヲ以勘定引違、追テ仕分ケノ上、弥秋田藩勘定通りナレハ高知  
藩ヨリ古金、米国商社江支払之事

右之通、当未五月廿五日返済之約定ヲ遂ケ更ニ証文入置候処、高知  
藩ニテ米国商社一番ヨリ多分之金子借入、右返済指泥シ候ヲ以、秋  
田藩ヨリ高知藩江差入置候証書、右米国商社江相回シ、尤村瀬清外  
三名ノ証書、右米国商社江指入置候次第第二候

前文艦代并借用金消却形、村瀬清・高瀬美佐雄以下見込之者共工任  
置候処、無量ノ大金ヲ相高候哉ニモ相聞得、且ツ大艦ノ儀ハ藩地江  
相回リ候以來数度之難風ニ被吹上、当時越後佐渡港ニテ破船ト相  
成、為之亦数多ノ金子ヲ相費シ、内外ノ不都合実ニ当惑之至候、依  
テ当春佐藤少参事・嶋田権少参事工右取扱委任登坂申付段々取調候  
処、僅一期ノ内已ニ外国ノ負債四拾万金有余ト相成、実ニ不容易  
事件ニ立至候ニ付右商社ヲ引払、係ノ者共嚴重取示シ、外国負債期  
限相違出訴ニモ相至候様ノ向モ有之候得共、精々熟談ヲ遂ケ、当八  
月晦日マテ日延ヲ相頼ミ、其内藩地改革消却ノ仕法ヲ立候得共、下  
地多分ノ藩債ノ処、此上猶亦不測之負債ヲ引出候ニ付如何様改革致  
候共、大金一時消却ノ仕法ヲ相立候様無之、依テハ米国エハ当八月  
晦日マテ内地物産ヲ以金四万兩相渡シ、残りハ明年皆金返済ノ頼談  
ヲ遂ケ候得共、不相整免角於東京表遂談判候約定ニテ嶋田権少参事



至急東下、高知藩岩崎少参事同様彼は談判中、公使ヨリ出訴ニ相及候趣当惑之至候、依之又々精々取調前文之通、当八月晦日迄都合四万兩相渡シ、残金ハ明年八月迄皆金返済ニ可相成候条ヲ以、此段篤ク御諭被成下度、奉存候以上

辛未六月十五日

秋田藩

右水野少録落手致候事

借金の返済期限が差し迫ってきたので、返済方法を種々考えたが、返済の見通しが立たないうちに、アテリアン商社によって大坂外務局に訴えられた。それで土佐藩から九万六千二百五十枚借金して、支払ったが、米国の商社から返済を迫られた高知藩は、秋田藩の高知藩に差入れた証書を担保に入れたので、米国の商社から訴えられることになった。

難解な「書面」を要約すれば、このようになるが、この史料を検討する前に「旧藩外国通処分録」から「アテリアン商会」に関する部分を抜粋し、要約する。

去己巳十月中元岩崎藩士山崎将威が、元高知藩士岩崎弥太郎の口入れで、オランダのアテリアン商会から「モアナ」という「火船」と「商法為資金七万両」買借の約定に及んだとき、「公用事務為取扱」村瀬、高瀬、中西らは西京に出張中であつた。山崎は船金証書の件で上京し、中西に「三万両程借入ノ約定」のために、「連印無之候テハ不都合ニ付、印形貸與候様」頼談し、中西から「印形」を借り出し、中西を久保田藩公用方と記して約定書を作成した。右の

経緯が高瀬らの調査で判明したので、連印箇所の削除を岩崎に掛け合つたが、認められなかった。それで、当時大坂にいた権少参事川崎文右衛門などと相談して、村瀬、高瀬、中西らが連署して、秋田藩で借用したとの証書を改めて差し入れた。船金は、藩地の物産や秋田藩で支配を命じられた蝦夷地の物産の輸出転売で支払うことができると思つたのである。

その後、高瀬はモアナ号で東京秋田藩邸へ立寄り、沢畑頼母へ、「商法目論見」を話した。それに「同意」した沢畑はモアナ号で藩地に乗り込み、「商法目論見」の件を「陳述」し、「藩庁ニ於テ同意」を得た。その結果、大参事任職の吉川頼助のほか、沢畑、村瀬、高瀬、中西などが「開拓方掛」に任命された。船長となつた沢畑は、「北海道回漕上坂為致候途中、佐州沖合ニ於テ洲へ乗上ケ」てしまい、結局八坂丸は、一度も回漕することなく沈没した。借金返済時期が来たにもかかわらず、その目途さえ立たず、高瀬の提案で、大坂に久保田藩開拓物産会所を建設し、大坂と神戸で「商法相営」んだが、「物品買借度毎ニ損失」し、結局洋銀二十二万七千七百五十弗余の「負債相醸ニ至リ」どうしようもなくなつた。この後は、村瀬や高瀬に任せてはおけないので、「全藩負債ニ改メ藩印押捺官名記載証書差入」たとしている。

史料1と比して、目につく点を列挙すれば、

1 中西は、「公用事務為取扱」であること

2 中西が求められたのは、火船購入資金と運転資金「三万両」

の保証であること

3 削除を求めたのは、秋田藩が保証を与えた形になった「秋田藩公用人中西教」の箇所であったこと

4 村瀬などが証書の入れ直しは、権少参事川崎文右衛門などと相談して、行ったこと。ただし連記したのは、高瀬など京都話の役人であったこと

5 借金返済を迫られた秋田藩は、「藩名」と本藩の「役人」名で再度証書を入れ直したことになる。

ところで、「久保田藩庁記録」(一四―二六〇)から、川崎と高瀬に関する記事を抜粋すると、川崎少参事については、「旧臘廿五日、於大坂表病死之段致承知候」と、高瀬については「八坂艦之儀二付、正月十四日大坂出帆、同十八日着、依之右艦之儀佐藤少参事、嶋田権少参事江御委任被成置候二付、諸事打合可申旨申渡候」とある。

この「記録」は編纂物で、しかも記事自体からは年月を特定できないが、諸史料と読み合わせれば、明治三年一月頃の記事であると思われる。とすれば、二年末に購入した「八坂丸」が「藩船」であることを、三年一月には「藩首脳部」も認識したことは確かなことである。この点については、後述する。

岩崎藩の山崎が秋田藩の中西への依頼内容を検討するため、谷田部忠珍が明治四年七月廿五日に民部省に「書面」と共に差出した「別紙」を掲げる(「公務控」一一四三三)。

## 史料2

去己巳十月中岩崎藩公用人山崎将蔵ト申者西京ニ於テ旧藩公用方庶務(公用人下役)中西教江頼入、岩崎藩庁用二付外国ヨリ五千金借用取計候得共、将蔵一判ニ而借用向相難候間、証書連印致呉候よふ頼談ニ預、従来岩崎藩之義は本末之間柄二付而ハ、教事同藩西京詰無人之節、用向取扱被相頼候廉も有之、尋常之義ト相心得調印承知致候処、尚又将蔵申聞ニハ、下坂之上取運も有之義二付、印判借用致度趣ニ御座候、其節何之思慮ニも不及同人江印判渡遣候(以下略)

これは、廃藩置県の直後、外国からの借金の返済期限が迫っているにもかかわらず、その目処さえ立たない状況下、秋田県が、「民部省」に指揮を仰ぐために出した「窺」の一部である。五千金の保証人になることを求められた中西は、山崎を信用し「尋常之義」と心得て、誰にも相談することなく「調印」を承知したばかりではなく、秋田藩の「印判」を山崎に貸したというのである。幕末・維新时期になって藩の秩序が崩れ、誰が責任を持って藩政をリードしていくか曖昧になり始めたとはいえ、一介の「公用人下役」が藩の「公印」を管理し、自分だけの判断で「貸し出す」ことが本当にできたか、疑問である。外務省提出書類での中西は、「中西教ト申者」で、しかも肩書きは「公用方庶務司」と記される。さらに、ここでも「公用人下役」であり、「公用人」とはされてはいない。ところが、「公務控」(一一三三〇)明治元年八月廿八日の条では「公用人中西文左衛門」と、記されているほか、七月廿五日の条にある「約定

書」でも中西は「秋田藩京師詰公用人」とされ、「岩崎弥太郎日記」

(以下「日記」という。「岩崎弥太郎岩崎弥之助伝記編纂会」一九七五年)でも、「京都秋田藩公用人中西教」(明治二年十月二十四日)と記されている。これでは、これが「外債問題」として取り上げられるようになってから、意図的に中西を「公用人」としなかつたのではないかと思われる。それにしても同時に「届け出た」文書のなかで、中西の肩書きが違っていることは、少し注意して読めばすぐにわかるにもかかわらず、どうしてこのような文書を作成したか、理解に苦しむところである。

次に「約定書」締結に至るまでの経緯について検討するため、「日記」を引用する。

明治二年

- 1 十月十日：午後菱屋宇兵衛到、椿岱藩ノ土山崎将蔵と今夕出会ノ事約、：夜菱屋より折簡、今夕山崎指問ノ趣ナリ：
- 2 十一日：羽州佐竹ノ末藩椿岱ノ公用人山崎将蔵亦来、是ハ此度椿岱藩於当地商会相開、物産ヲ運出且火船買入金策ノ義ニ付宇兵衛媒ヲ以余ニ周旋ノ事ヲ托候ナリ：夜椿岱藩山崎氏来須臾宇兵衛亦拉土居八良兵衛者来、是亦周旋中ノ人也、急肩輿ヲ飛シ入富田樓置酒、余與、八良兵衛醉倒遂投宿
- 3 十二日：行ヲールト、椿岱藩ノ事並ノテレス船南海行ノ期日ヲ談、(以下略)
- 4 十四日：行夷島與ヲールト並ボードエン談ズ、椿岱藩金策周旋ノ(土居)八良兵衛者来談去(以下略)
- 5 十五日：土居八良兵衛亦来、椿岱藩ノ事談ス
- 6 十六日：夜土居八良兵衛来、相伴入富田樓置酒投宿
- 7 十七日：土居八良兵衛亦(来)、椿岱藩借金買船ノ事談、談未諧、土居幾右衛門へ命、天札四千百八拾兩アデアアン手代林雲池へ為渡、是礼百兩ニ四兩貳歩ノ正金開キ相場ナリ、未後春田基太郎来、山崎将蔵土居八良兵衛亦来、土居誘余及春田、赴富田樓、(以下略)
- 8 十八日：椿岱藩山崎将蔵来、ボラノ亦来、買舟並金貸(借)ノ事ヲ談ズ、午前春田基太郎来対酌微醉、未後春田、山崎将蔵へ依頼ノ事甚配慮ノ旨申談、山崎固請ニヨリ然時ハ宗藩秋田ノ官人頼ノ書状指越候へバ、事可決様申旋、夜與春田土居八良兵衛肩輿入富田樓、須臾余一人辞去回寓
- 9 十九日：午前山崎将蔵へ折簡ス、将蔵他出ノ由ニテ不回報、於是余疑心ヲ生ジ到春田、使春田山崎到、山崎不在、回寓夜独酌
- 10 二十日：早朝山崎将蔵、土居八良兵衛、春田基太郎来、遂椿岱買船八万八千元ノ洋銀ニ取極、借金七万兩依頼ノ事ニ決ス、(以下略)
- 11 二十二日：春田基太郎、豊崎屋甚右衛門来談、未後ボラノ来、談椿岱藩買船之事去、ヲールト亦来、談土佐行之期日、夜到富田樓、対州佐野金十郎ノ招ヲ以ナリ、対人数輩、豊甚並春田亦陪、久之山崎将蔵、土居八良兵衛亦来、余遂投宿

12 二十三日：與山崎將藏森田晋(三)、欲赴神戸、川蒸氣船二駕  
天保山口ニ至ル、遭ボラノ自神戸至、乃自天保山歩回、ボラノ来、  
與山崎將藏土居八良兵衛一席、椿岱ノ談判ヲ決ス、夜山崎將藏来、  
彼ノ招キニヨリ富田楼ニ登、春田亦在リ、余投宿

13 二十四日：ボラノ山崎將藏中村久三土居八良兵衛来、過日來ノ  
談ヲ決、約定書相認、京都秋田藩公用人中西教ノ調印ヲ取來ルベ  
キ約、山崎將藏京都ニ赴、(以下略)

14 二十六日：椿岱藩山崎將藏来、京都公用人中西教より依頼ノ手  
簡持參、午後ボラノ来、山崎中村久三土居八良兵衛モ来、約定書  
取替ス、余よりハ格別ニ引受ノ約書ボラノニ渡ス、椿岱藩明年十  
二月迄ニ産物三拾万兩高口錢貳歩、右ノ内壹歩貳厘五毛土佐家へ  
分配ノ筈也、(以下略)

15 二十七日：ボラノ来、椿岱藩約定ノ書ヲ談、金五千円預り置、  
未後ゲイ来候由ヲ申來ル、早速急到レツバ、松尾通弁、ゲイ於横  
浜洋銀壹万五千枚借入ノ事約ス、回寓夜山崎將藏中村久三土居八  
良兵衛春田基太郎談決シ、ボラノヨリ預り置候五千兩ノ金ヲ渡  
シ、中村山崎より受取書ヲ連席ニテ為認、訖後相伴入富田楼置酒  
投宿

16 十二月十日：夜中村久三、秋田公用人中西教、炭屋孝(幸右衛  
門)より被招、富田屋ニ至り置酒、夜ニ字乃回

岩崎とを仲介したのは菱屋であると思われるが(1)、山崎と岩  
崎は十月十日以前に接触していたことは「亦来」とあることや、十

一日に、「椿岱藩於当地商會相開、物産ヲ運出且火船買入金策ノ義  
ニ付」等と、具体的に周旋交渉を行っていることから、推定できる。  
十日が初対面であったとすれば、翌十一日から実質的な交渉に入る  
とは考えられないからである。(2)

依頼を受けた岩崎は、精力的に各方面に働きかけ、二十日には、  
「椿岱買船八万八千元ノ洋銀ニ取極、借金七万兩依頼ノ事ニ決」し  
ている。(3、10)

ところで、これらの中に、見過ごすことができない記事がいくつ  
かある。第一に、「午前將藏へ折簡ス、將藏他出ノ由ニテ不回報、  
於是余疑心ヲ生ジ到春田、使春田到、不在」(9)交渉し始めて十  
日も経たないうちにに手紙を出したところ、不在で返事をもらえな  
かったということだけで、「疑心」が生じたという記事である。

第二に、「固請ニヨリ然時ハ宗藩秋田ノ官人頼ノ書狀指越候へバ、  
事可決様申旋」(8)とあり、山崎がこの交渉をスムーズに進める  
ために秋田藩を後ろ盾にしたいと言い出してその線に沿って動き、  
「京都秋田藩公用人中西教ノ調印ヲ取來ルベキ約」：京都ニ赴」  
(13)、二十六日には「椿岱藩將藏来、京都公用人中西教より依頼  
ノ手簡持參、午後ボラノ来、中村久三土居八良兵衛モ来、約定書取  
替」(14)し、交渉が成立した。火船購入と運転資金の借用はあく  
までも椿岱藩であったことと、秋田藩に連帯保証を求めたのは、山  
崎だという記事である。さらに七月廿五日の「民部省」への窺いの  
なかにある「五千金」には、椿岱藩の「中村・山崎」が受取書を出

しており、ここでは「秋田藩」は全く関係してしない(15)。だが第三に、それにもかかわらず、十二月十日には「夜中村久三、秋田公用人中西教、炭屋孝(幸右衛門)より被招、富田屋ニ至リ置酒」(16)と、椿岱藩とともに秋田藩も岩崎を富田屋に招き接待しているという記事である。秋田藩の意図で交渉が行われ成立したのであれば、この接待もありえると思われるが、ここでの秋田藩は椿岱藩の連帯保証にあるに過ぎず、接待されることはあっても、自ら接待の主役になることは、考えられないことである。

さらに「約定書」等について検討するため、九月廿三日「八坂艦買入之顛末取調、可差出御達」により「大蔵省」に差出した「届書」の中にある「約定書」と「証書」を掲げる。(「公務控」一一四三五)

史料3

約定書

蒸気艦

壹艘

但艦号 モアナ

代価洋銀八万五千枚也

日本明治二巳年十月椿岱藩政府トアテリアン商会ト遂談判、右代価ハ椿岱政府へ買請約定ヲ取結ヒタリ

一 右支払洋銀壹万枚右艦受取ノ節可相渡、残一万枚同三月、壹万二千枚ハ同五月、壹万二千枚ハ同七月、壹万二千枚同九月、

壹万四千枚同十二月相渡、利息ハ壹ヶ月壹分三厘相加、元利

共一切午十二月無滞皆済スヘシ

一 船中入用附属ノ器械品物等聊カモ無不足一切相揃受取ルヘシ、右船当時上海ニ有之早速アテリアン商会ヨリ呼寄せ、当港着次第椿岱藩政府受取ルヘシ

一 着港之節万一変異ノ相談申入候時ハ、当時借入之洋銀五千枚早速返納、且ツ右艦呼寄之手数諸雑用トシテ洋銀八千枚、椿岱政府ヨリアテリアン商会へ相納ムヘシ、右之通双方約定取組ノ上ハ間違筋ハ少モ無之、万一約定之通り期限払相滞候カ又故障ノ事件申出候時ハ、如何様トモ於アテリアン商会御所置可被成、其間違変毛頭無之候、依テ為後日証渡置約定書如件

椿岱藩京師詰公用人

山崎 将蔵印

同藩産物方

中村久三郎印

秋田藩京師詰公用人

中西 教印

土佐藩大坂詰産物全權兼公用人

岩崎弥太郎印

和蘭国 アテリアン商会

史料4

証書

一 日本明治二年十月於夷嶋、和蘭国アテリアン商会ト羽州椿岱藩政府ト左之条約ヲ結ヒタリ

一 洋銀七万枚ヲ以アテリアン商会ヨリ、椿岱政府へ借受ノ事約セリ

一 右金高ノ内五千枚ハ十月受取、二万五千枚ハ十一月十日迄蒸

氣モナア船買入引取ノ節受取ルヘシ、残り三万枚ハ未午ノ正月、一万枚ハ同三月請取ルヘシ

一 利息壹ヶ月二分宛ヲ以テ元利未午五月迄、無遅滞アテリアン商会へ返納皆済スヘシ

一 右借入之金高ヲ以テ国内ノ物産等相開キ、兼テ大坂表へ積出口錢二分五厘ハ椿岱藩政府ヨリアテリアン商会へ納ムヘシ仮令万一未午十二月迄ニ、右商之物産等回着致不申、右三十万兩ニ掛ル口錢ハ午十二月迄ニ椿岱政府ヨリ屹度相弁ヘシ

但荷物着之度毎、椿岱藩ヨリ土佐商会へ報告之上、売払之儀ハ時々、可遂談判事ヲ約セリ

一 右件ハ約定取結候上ハ、聊モ異変之筋ナク、双方屹度誠実ニ相交ルヘシ

万一異約之事於有之ハ、以此証書如何様モ取計候事ヲ、椿岱藩政府トアテリアン商会堅ク約セリ

椿岱藩京師詰公用人

山崎 将藏印

同藩産物方

中村久三郎印

秋田藩京師詰公用人

中西 教印

土佐藩大坂詰産物全權兼公用人 岩崎弥太郎印

和蘭国 アテリアン商会

オランダとの契約締結年月が問題である。史料1では「一昨巳十二月中末藩将藏ト、高知藩岩崎弥太郎ノ調印ヲ以テアテリアン商社

ヨリ大船一艘、洋銀八万五千枚ニ買入」とあり、明治二年十二月に調印したと届けている。だが、史料2や3・4には「去巳十月」とあり、明治二年十月に調印したと読める文言が見える。外務省に提出した約四十日後に、民部省に提出した史料2には、「辛未春中より其次第取札」とあり、四年の春になって、この問題の経緯を調査した結果、初めて「二年十月」がわかったというのである。提出先がそのたびに違っているとはいえ、先述した中西の肩書きを含めて、書類に書かれた基本的な事項が、違っているのであれば、調査内容に信頼が置けなくなり、しいては「秋田県」に対する信頼も低下するはずである。

これでは、「廢藩置県」が行われ、古い体制から新しい体制への移行期での調査であることを差し引いても、聊か慎重さに欠けた「調査」であったといわざるをえない。

ところで、「モアナ号」の購入について取り決めた「約定書」では、上海から呼び寄せ、椿岱藩に引き渡すが、船が港に着いた時点で何らかの事情で椿岱藩が解約する場合、借り入れた洋銀五千枚を返納するほか、船を呼寄せた諸雑費として洋銀八千枚を、違約金として支払うとした点が、注目される。船が着港の時点でも、八千金で解約できるからである。

運転資金の「借用」について取り決めた「証書」では、借り入れた七万枚を運転資金として明治三年十二月までに三十万両の商売を行い、その二分五厘を口錢としてアテリアン商会へ支払う、もし三

十万両の商いが出来ないとしても、その分の口銭は支払うものとする。一ヶ月二分宛の利息をアテリアン商会に支払った上で、口銭を支払うとしたこれを、「約定書」と比すれば、かなり厳しい契約であったといわざるをえない。しかも荷物が着くたびの土佐商会への報告や、売り払う際の土佐商会の談判も義務化されている。三十万両の売り上げが可能である根拠はここでは示されていないが、土佐商会管理下での事業であることを出発当初から認めたことは、大きな問題を抱えてスタートしたいわざるをいない。ちなみに先述した「日記」には「椿岱藩明年十二月迄ニ産物三拾万両高口銭貳歩、右ノ内壹歩貳厘五毛土佐家へ分配ノ筈也」(14)と記され、アテリアン商会への口銭の六割以上は自動的に「土佐家」に入る仕組みをこの契約のなかに潜り込まされている。

ところで、史料1・2とも、「解約」の道が有るか否かを具体的に詰めてみたものの、出来なかったと記しているが、先ほど引用した「日記」の続きを史料に、この問題を検討する。

1 十二月十五日：是日秋田藩ノ火船ヲ借、兵卒ヲヒキイ問忠蔵大谷小伝次兵庫ニ下ル、(以下略)

2 十八日：作州米貳千石買請ノ約定ヲ結候様レツバヲ以ゲイへ掛合、肥前田代米千石、出羽秋田米千石取結ノ事ハ昨日松尾寛兵衛へ迄掛合候へ共、尚又急ニ返事致ス様申遣ス、(以下略)

3 廿六日：佐竹藩高瀬美佐雄来、此度椿岱藩ノ事件ハ山崎将蔵より依頼ニ付熟談ヲ遂ゲ候ニ付、尚後貴藩ニ於テモ宜敷御心添可

被下、併シ外国人ト約條筋ハ可破約ト云々、余曰、其御心得ニ候へバ速ニ可決、不然バ外人へ対シ我より不都合ノ筋ナリ、高瀬曰、明日可答云々ニテ去、(以下略)

4 廿七日：椿岱山崎将蔵、久保田、高瀬美佐雄、中西教、炭屋孝右来、此度アテリアン取組今更変革モ不心ニ付、先旧来ノ通致呉度旨申談ニ付、然バ高瀬より別依頼ノ証書渡ス様申聞、則一書取り置ク、(以下略)

5 廿八日：是日神戸表アテリアン商会へ書状ヲ指立、椿岱藩ノ結局是非共明日上坂致呉候様懸合、夜五字後回報来

6 廿九日：午後アテリアン商会ポラノ来、早速中村久三、山崎将蔵、中西教、炭屋孝(幸)右衛門来、日暮ヨリ天保山洋ニ在ル蒸気船モアナ船行、ポラノ中村山崎立合ニテ正金椿岱へ受取、モアナ船亦無相違受取ノ約ヲナス、(以下略)

約定締結の約二ヶ月後の十二月廿六日になって(3)、高瀬が岩崎に「尚後貴藩ニ於テモ宜敷御心添可被下、併シ外国人ト約條筋ハ可破約」したいと申し出たのに対して、岩崎は「其御心得ニ候へバ速ニ可決、不然バ外人へ対シ我より不都合ノ筋ナリ」と、この文面を見る限り、破約するのであれば、早急に決めて欲しいと答え、無理だとも、難しいとも答えていない。これを受けた高瀬は、自分だけでは判断できる問題ではないと考えたためか、翌日に答えを出すと言って帰っている。翌日、中西などと共に岩崎を訪れた高瀬は、「此度アテリアン取組今更変革モ不心ニ付、先旧来ノ通致呉度旨申

談ニ付、然バ高瀬より別依頼ノ証書渡ス様申聞、則一書取り置いたのである(4)。破約しなかつた理由や、「別依頼ノ証書」とは具體的に何を指すのかも、わからないが、執拗に破談の道を探り、交渉したようには思われず、比較的あつざりと引き下がったように思われる。

こうして十二月廿九日、天保山沖に停泊中の「モアナ号」を、中村、山崎、中西の三名が受け取り、この時点での商談は成立したのである。

次に、「八坂丸」をどのように運行して、利益を上げようとしたか検討するため、沢畑頼母の「口上」を要約する。(「公務控」一四三五)

1 明治三年の三月廿日頃、高瀬が「八坂丸」で江戸に行き藩邸で、購入に伴う経緯などを詳しく説明したが、高瀬らは、返却するとなれば「艦中ノ破損、諸器械ノ紛失、及ヒ正金ニテ借用分」も返却しなければならず、「拾万両余」の大金となるから返却しないで、船を運用して商売を行い、その運用益で元利とも支払うのがよいと、考えた。

2 その任にあつた村瀬清、高瀬美佐雄、天野恕一などは「専ラ八坂丸へ御国産積取り大阪府へ罷越候テ、右品売捌キ右金ヲ以テ船代ニ相払候見込」を立てたが、「一昨年ヨリ引続キ昨年ノ違作」なので、国産品を商品として考えるのは適當ではないと、考えた。

3 陽春艦社中であつた天野は、「昨年東京へ御登被遊候砌、横浜港ニ於テ御目通モ被仰付、猶藩名モ被貸下、商法ノ儀ハ案内ノ趣ニ付、当人ヲ相頼ミ運転致サセ」たが、「利益ノ儀更ニ無之、反テ損分ニ相成」つたので、代わりに沢畑がその任に当たるとう依頼されたが、その時は外務省から呼び出されていたので、それに応えることができなかった。しかしその後、高瀬の周旋もあつて、外務省の件は落着いたので、八坂丸を引き受ける可否を検討してみることにした。

4 八坂丸の運用を調べたら、天野が「船長中聊カノ日数ニテ六千四百両ノ元金ヲ失ヒ、其上五千両近キ借財ト相成、且ツ又船中不規則ヨリ水火夫共ニ至ルマテ、碇泊中始終上陸致シ船中掃除モ不致、所々破損等出来、加之機械モ追々紛失致」すという状態であつたが、「東京詰官員」の内、誰一人として引き受けるものがおらず、「臣子ノ情実難黙止」船長を引き受けることにした。

5 アテリアン商会への返済時期が差し迫っているので、差し当たり二十万両を借りて、十万両で艦代を精算し、残りの十万両を運転資金として事業を興せば、その利益で借金は返済できる筈である。他藩でも競つて商会を設置し、物産販売に乗り出しているのので、「著敷引当物」でなければ、成功は難しく、蝦夷地の産物と養蚕品を扱うべきである。

この「口上」には、いくつかわからない点がある。



第一に、モアナ号の購入を取りやめれば、「十萬兩余」の違約金の支払いが請求されるとは、先述した「約定書」を読む限り出てこない。これが事実であれば、これとは別の取り決めがあったとしか思われない。

次に何を根拠に二十萬兩、借金できると考えたかである。「藩権力」の行使では借財できる状況ではなかった時に、いとも簡単に「二十萬兩」の借財を前提に、事業展開を想定しているのは、秋田藩が置かれた「現実」を認識していなかったからだと考えてならない。

第三に、水夫など船員の問題である。沢畑は「三等船将ノ心得」があったそうであるが（「公務控」一一四三五）、八坂丸の運行に必要な船員をどこからどのようにして確保できると考えたかである。

天野が船長であった時に、艦内の清掃をしなかったばかりではなく、機械も紛失したのは、一つには船員の「質」の問題であり、二つには約束された「賃金」が支払われたか否かの問題から来ているように思われる。八坂丸が明治三年五月、「土崎港工被吹上」<sup>1)</sup>られたり、同年九月、新潟の小木港で「破船」となったのも、船長を含めた「船員」の「技術」に帰因することが大きかったのかもしれない。

次に、「口上」の末尾に添付されている「艦則并二ヶ月充分之見込」などを整理すれば、表2-4となる。

表2は、亜墨利加飛脚船や日本回漕の船則を参考にして、一噸の運賃を百里二兩と定め、「一昼夜ノ航海百里平均、積荷五百噸平均」

と計算し、月に十五日間の航海で、月一萬五千兩の水揚げが期待でき、必要経費を差し引いたとしても、年間八萬四千兩の利益を得ることができるとしている。これと、十ヶ月毎に五萬兩返金とした第三表を関係させて読めば、三十ヶ月返済は可能となる。一ヶ月七千兩の水揚げであれば、十ヶ月七萬兩となるからである。第四表には、「仙台寒風沢揚ケ、箱館五百揚ケ、久保田揚ケ、高田揚ケ荷物」とあるが、この「荷物」が何なのか、はたまたその荷物を確実に仕入れることができるという「見通し」を持った上での計算なのかは、相当疑問がある。ここで扱う物品が明確に示されているのは、越後米だけである。さらに、各藩でも「産物取開キ方」などを検討しているので、扱う物品は差別化を図らなければならないと言っておきながら、それを具体的には示さず、「揚ケ荷物」というに止まっている。果たしてこのように、どうみても具体的な裏付けを持つての「計画」とは、思われない「見込」で事業展開はできるものなのかは、大きな問題である。

この点は問題になったとみえ、「本藩大参事ヲ始列席ニテ直々頼母出頭、見込之筋」は、「実算」か「虚算」か尋ねられている。これに対して、沢畑は「前条之取組ヲ以テ御参考」にしてほしいと答えたなら、これ以上の追究はなかったようである。

最後に、八坂丸購入に伴う外債問題の発生（発覚）については、「公務控」を見る限り、明治四年六月であり（史料1）、史料2の初めの部分にも「一時巨万之大債を引出候二付、当辛未春中ヨリ其

表2 艦則并二ヶ月充分の見込

項目	金額 (両)	備考
1ヶ月航海総計金	15,000	噸運賃100里ニ付2両-100里500噸=1000両、月15日
内世話方口銭1割5分	1,500	
差引残金	13,500	
船中諸雑費	2,146	※①
差引残金	11,354	
右半金水揚ト見込	7,000	
12ヶ月	12	
合計	84,000	

※①

項目	金額 (両)	備考
船長ヨリ水夫并小使会計方月給外	664	米塩噌ノ代石炭油諸雑費共
石炭其外諸雑費	1,500	航海日数15日一昼夜ニ付金百両ト見込一ヶ月分
合計	2,164	

表3 午4月品川港ニ於テ頼母乗船後取組並二出帆諸入費左之通

項目	金額 (両)
仙台寒風沢揚ケ箱館揚ケ久保田揚ケ高田揚ケ荷物運賃并ニ貢米運賃初渡共請取金ノ高	5,561.32
越後貢米新潟ヨリ東京マテ回漕運賃中渡未渡共ノ高	5,426.00
越後貢米1万6千石東京エ回漕運賃	32,552.00
東京ヨリ新潟エ回漕運賃大凡ノ見込	20,000.00
合金	63,539.32
内1割口銭ニテ回漕方並ニ世話方ヘ引落	6,303.00
内航海日数64日船中諸入費	6,600.00
航海日数並ニ碇泊日数取合120日ニテ正味水揚ノ見込	50,636.32

表4 船代払方并ニ外債返金方法

項目	金額 (両)	備考
元金	100,000	但10ヶ月毎ニ5万両ツツ艦中水揚金ノ内ヲ以返金
利	15,000	1月1.5分ノ利息
合計	115,000	
内	50,000	借入ノ日ヨリ10ヶ月目返金
残	65,000	
此利	9,750	1月1.5分ノ利息
内	50,000	10ヶ月目返金
残	24,750	
利	3,712.2	1月1.5分ノ利息
合計	28,462.2	10ヶ月目返金

表2～4は「公務控」(11435)による。

次第取札」とあつて、秋田藩で問題とされたのは、明治四年の春に外国から訴訟を起こされてからと、なる。

だが、「八坂丸」が藩船であることは、これ以前に「藩首脳」も認識していたことは、明治三年五月に土崎港に着岸したことや、明治三年六月の「公務控」(一一二二二)にも「八坂丸越後裁判所へ御届書」なる記事が所収されていることから、確かなことである。その上、沢畑は彼なりの「返済案」を「大参事」に提出しているのである。購入時点では、知らされておらず、実務担当者の「独走」で、ことが処理されていたとしても、四年の春になつてはじめて「問題」に気づき、その対策を考え始めたというのでは、「藩首脳部」の「責任」を問わざるを得ない。

次に中西教と村瀬清の「口書」をあげる。(「公務控」一一四三八)

秋田県士族 中西 教

私儀兼テ開拓方係ニテ大坂出張中、主役村瀬清、高瀬美佐雄諸事指図ヲ請、八坂丸一条外国負債見留モ無之儀ヲ一時因循ヲ以テ取計、廣大之負債ニ立至候ハ、畢竟是迄上官之指図ヲ以、証書等調印致候儀ニ御座候処、段々御不審ニ相成自己之取計致候趣、只今ニ相至一言申上候処無御座、恐入奉存候(以下略)

秋田県士族 村瀬 清

私儀開拓方係ニ而大坂出張八坂丸一条負債取扱罷在、兼而外国負債勝手ニ不相成段御達も有之所、産物廻漕遅延ニ相成、其際期限切迫

相成兼テ吉川元大参事より如何様共取凌候様達有之ニ付、右場合無拠出張之者存慮を以取計候より、利金罰金等始廣大之負債ニ相成、且ツ不条理証書等差入候御不審ニ相成、今更一言申上候処無御座、全外債之儀は私自己之取計ニ相違無御座、重畳恐入奉存候(以下略)これは、明治四年十一月十四日、権大属谷田部忠珍が「大蔵省」へ差し出した両名の「口書」である。八坂丸の負債が、外交問題にまで発展した時点での、さらに二人は「口書」が同時に提出されることになることがわかった上での、「弁明」である。中西は「村瀬や高瀬」の指示を受け、「上官之指図ヲ以、証書等調印致候」と主張し、その村瀬も中西が独断で行ったとは言つてはいない。そして村瀬は、「外国負債勝手ニ不相成段御達」があつたことを認めながらも、「吉川元大参事より如何様共取凌候様達」を受け「産物廻漕遅延」で「期限切迫」したので、「出張之者存慮を以取計：廣大之負債」を負つたのは、「自己之取計ニ相違無御座」と、回りくどい言い方ながら、責任は自分にあることを認めている。

## おわりに

主に「公務控」を読み直した結果、「八坂丸外債事件」は、維新変革期に、「藩首脳部」が財政難を解消する具体的な方針や方向性を打ち出すことが出来ない状況下、それでは、秋田藩は激動期を乗り切る事が出来ないと考えた高瀬らのグループに依つて引き起こ

された事件ではないかと思われてきた。

沢畑など「開明的」なグループが、新興の在郷商人層と結び、開国という新しい状況に積極的に対応し、懸案の藩の財政難を解消することで実績をあげ、藩権力を握ろうし、そのために八坂丸の購入を考えたのではないかと思われる。勿論、以上の行論では、論証は不十分である。だが、「椿岱藩」の契約であるにもかかわらず、中西が岩崎を接待したり、「秋田藩」に名義書換を、藩権力担当者川崎に相談の上とはいえ、彼らの判断で行っていることから、京都の公用人と連携を持った沢畑などのグループが、藩首脳部の指示を得ることなく、走り出したが、新しい事態に即応できない藩首脳部は、それを静観したのではないかとの議論は、成り立ち得ると思われる。だから、問題が「外」から顕在化するまでは、八坂丸購入のこととは承知していたにもかかわらず、少なくともその「経緯」調査し、その「責任」を積極的に追究しようとしなかったのではないか、また調査しても「なおざり」で、「責任逃れ」とも、とられかねない「報告」しかできなかったのではないかと思われる。沢畑らは、「藩首脳部」がこのような政治姿勢しかとり得ないことを十分認識していたからこそ、かかる「独断専行」とおぼしき挙に出たのではないかと思われる。

ところで、事件のきっかけを作った山崎将蔵について、少なくとも次の諸点が問題として残る。

その第一は、山崎について、「公務控」を見る限り、中西、高瀬、

「公務控」に見る「八坂丸外債事件」

表5 明治4年10月～5年迄精算不足分御下渡願

旧岩崎県	
項目	金額(円)
華士族卒家禄	1,663.096
官禄米代	370.999
養老扶持米	4.023
学校教師月給并諸費	40.341
陸軍常備隊月給并諸費	121.540
岩井源太兵学中諸費	37.938
山崎将蔵謹慎手当	30.807
堤防費	6.000
牢屋諸費	0.126
庁中諸費	1,046.927
東京并土崎湊出張諸費	925.941
合計	4,247.737

「官省上申伺指令原書留」(明治7年3月～5月)(11570)  
旧秋田・亀田・本荘・矢島・江刺からの願いも掲載されているが、紙数の関係で省略した。なお6県総額13637円47銭4厘の下渡金額は、明治7年6月23日、大蔵卿大隈重信によって認められている。

村瀬などと違って、一度も政府に召還されていないことである。

第二に、山崎については、「初岡綱正日記」(二五―二二―一六)

明治四年三月八日の条に「将蔵儀捕縛之取調ニて可然や岩崎様役人より伺有之」とあるだけで、管見の限り、山崎に言及した史料は見当たらない。しかもこの初岡日記では、岩崎では山崎の捕縛や取り調べを自藩で判断しないで、秋田藩に伺っている、いわば、山崎処分の「下駄」を秋田藩に預けた形をとっていることである。

第三に、その山崎には表5に見られるように「謹慎手当」が出されていることである。この「御下金願」は「旧岩崎県」などから出された項目などを秋田県でチェックした後、提出されたはずである。とすれば、秋田県では山崎の謹慎手当を是認したことになるし、さらに政府もそれを認めたことになる。

これらの問題を、これだけの史料で見通すことはできず、他の史料との読み合わせが必要で、課題として残さざるを得ない。

いずれにしても本稿は、史料的な裏付けのない箇所も多く、多くの課題を残したことは十分承知しているが、拙稿を含めて従来の見解の見直しが必要であることだけは、ある程度、論証できたように思われる。

## 註

- (1) 山崎真一郎『秋田県政史』上巻(秋田県議会、一九五五年)
- (2) 『近代の秋田』(さきがけ新書)(秋田魁新報社、一九九一年)
- (3) 古文書と公文書を取蔵している当館では、廃藩置県が行われた明治四年を一応の目安として、それ以前を「古文書」、それ以後を「公文書」として扱っているが、史料の伝来過程にも、史料についての重要な情報が含まれていると考えているので、同一機関から受け入れた史料は、基本的にその纏まりを崩さずに、受け入れ、整理しているから、同じ「控」を公文書か古文書かどちらかに一本化して「目録」を作成しなかった。
- (4) 公文書の記号一〇二〇〇―一〇二二一には、書き込みがある。一〇二二〇と一〇二二一の十月七日までは「西京」等の、それ以降は、それに加えて「東京」等の、書き込みがある。藩邸が江戸と京都に置かれていたので、どちらで起きた事が一日でわかるように、「京都ニ於テ」とか「東京ニ於テ申立」と、書き込んだものではないかと思われる。だから、東京だけに藩邸が置かれてからからは、書き込みがなくなつたのではないかと思われる。
- (5) 第一課記録掛事務簿の後にある数字は、請求記号である。以下同じ。
- (6) 根拠は薄弱だと思うが、現時点では以上のことしか、あげることができない。
- (7) 「旧藩外国通債処分録」は、明治五年に大蔵省に設置された「判理局」と、同局が廃止された九年からは、国債寮で、編纂した記録である。(『明治前期財政経済史料集成』第九巻所収)
- (8) 宮野吉松編「沢畑頼母小伝」では、「明治二年一月大坂に会計幹事出張川崎久左衛門と謀り、金策して横浜に至り軍艦及武器購入代価支払に従事(以下略)」とあり、川崎は久左衛門とされ、しかも二年

一月と記されているが、これらは文左衛門と三年一月の誤りだと  
思う。編者によれば、この「小伝」は、「大正二・三年頃紙上掲  
載なりと推察」とあり、編まれた時期が何時なのか特定されていな  
い。だが、「小伝」の冒頭部分に「小野岡篤雄は 予と同年なり」  
と記され、大正初年の頃に沢畑が過去の言動を、振り返って書いた  
のが、この「小伝」であれば、記憶違いや誤植による間違いがあつ  
たにしても、言動についての記述では使うことができる箇所もある  
と思う。大正になってからの記述であるうえ、過去の言動をできる  
だけ正当化して書かれている可能性があるから、史料批判が必要な  
ことは言うまでもないことである。そうはいっても、沢畑が「金策  
して横浜に至り軍艦及武器購入代備支払に従事」したことは確かな  
ことである。

(9)

通常の理解ではこうなるが、他の史料と読み合わせれば、指導力を  
失い、指導理念さえ示すことができない「藩執行部」の実態を踏ま  
え、高瀬、村瀬、中西などが、意識的に「独断専行」したのではな  
いかとも考えられる。これは以下の行論のなかで、実証はできない  
までも、一考に値する議論であることだけは、説明できると思う。

(10)

「前の矢坂艦といふは異国にて製造の蒸気船也。東京定居高瀬 権  
平、(略)、沢畑頼母(略)、中西文左衛門(略)等西洋人により私  
に買請諸方運賃積をして其利金を船代済したる後は、(略)」「伊頭  
園茶話」のこの記事から「教」と「文左衛門」は同一人物であると  
判断した。(『新秋田叢書』八卷)

(11)

藩内では、公用人下役であつたが、本人が関与しない調印であつた  
とすれば、藩を代表した肩書きが使われたし、さらには岩崎にも、  
そのように紹介したとも考えられる。だが、岩崎の日記には「京都  
公用人中西教より依頼ノ手簡」とある。中西が今回の契約の意図を  
理解し上で、公用人として「依頼」の手紙を書いたと思われるので、  
中西は公用人であつたと見てもよいと思われる。

「公務控」に見る「八坂丸外債事件」

(12)

なお、「依頼」の内容については註(12)参照。  
他の史料で推測すれば、「秋田藩」名の契約にし直すことであつた  
のではないかと思われる。

(13)

このことについて、「初岡綱正日記(二五―二二―一五) 明治三年  
五月廿日の条に「八坂丸昨日之強風にて洲江乗上候由之事、頼助殿  
出勤二付湊へ参候由之事」とあるが、藩主側近であつた「岡百八公  
私日記(岡四一四)では十九日に「夜前より大風細雨」と記され  
ているのみで、五月中には八坂丸についての記事はない。六月五日  
になって「吉川大参事登城、八坂丸一件之義委細拙者を以、奉申上  
候(一万金東京外神田嘉平治より差出候事)」とあるが、これだけ  
では「八坂丸一件」とは何を指すかはつきりしない。初岡が廿日か  
ら毎日のように八坂丸について書いているのと対照的である。

(14)

「其御県庁艦八坂丸、去々年午年九月中当県下小木港ニライテ及破  
船候砌、上乘石川謙吉より頼談ニ付、昨末二月中新潟県艦造立トシ  
テ夷港へ相越居候御雇英人ニコル相頼、検査トシシテ差遣謝議之  
儀、其頃及御掛合置候得共、同人儀去秋七月中新潟表へ引上ケ候ニ  
付、為礼謝金式拾円差遣、右ニ付往復人足賃五拾式銭式毛トモ練替  
置候間、早々御返却有之候様致度、別紙受取書写相添此 段及掛合  
候也」(『公務控』一一四四〇)

この明治五年三月十四日の「相川県ヨリ来書」によつて、八坂丸は  
明治三年九月に小木港で破船した後、そのままにされていたことが  
わかる。さらに「秋田県庁日誌(二二二二九)の十月八日の条に、  
「八坂艦残材入札工関涉候東京府管下商山本金兵衛其御県工参着  
遅延ニ相成(略)」とあり、八坂丸の残材の入札が行われたことが  
わかる。八坂丸は小木港で破船となつた後は、再び就航することは  
なかつたのである。

(15)

これについては、今後追究しなければならない問題である。という  
のはこのような案は、沢畑一人で作成できたとは思われないからで

ある。これについて考えるとき、鎌田永吉氏の次の指摘は重要である。「秋田戊辰戦争覚書」辻辰之助とその同盟について（一）（二）幕藩体制と維新変革」鎌田永吉遺稿集刊行会、一九七七年 所収」

戊辰戦争の前後を通じて、秋田藩の豪商山中新十郎と吉川忠安は終止密接に提携し、この背後に、砲術所と雷風義塾に結ばれた、藩政府からの俸禄にあり付けない、半ば浪人化した軽格藩士大衆が文字通りひしめき合って控えていた。そして、この層から後述の秋田藩における「尊攘」討幕」派志士が輩出したのであるが、ここで後の問題に一寸ふれておくと、この大衆層の尊攘」討幕運動への参加の意識は、現実には藩政への組織的参加」藩権力の保守上層派からの奪取という政治的目標と分かち難く存在し、寧ろ「尊攘」討幕」の実体として見出されるものは「藩政改革」であるに過ぎない。封建制の危機を鋭く、身を以て体験していた彼等であればこそ、現状維持の藩序保守上層派に対し、封建支配の再編成」強化がより強く要請されたし、その為の新しい権威づけ」理論化にも積極的でなければならなかった。（中略）「志士」団と新十郎について、ほぼこのような結びつきを展望しうる時、同じ「志士」団の中で同じ様な下級藩士出身の新しいグループがよりラディカルな、従って又その革新性は「一藩絶対主義」を超えて、全国的な志士の尊攘」討幕運動にまで発展していた、より開明的なインテリィーの一グループが策動を始めていた。彼等の中の或るものは藩内豪農」郷土層の出身であるか多少ともこの層の利害の代表者として登場している（後述）。このグループは、万延」文久年間では確かに先の忠安（一）新十郎」的な主流と同在し、藩内における活動の土台を此処に置くが、その策源地は全国的な政治情勢と常に直接対決せしめられる運命にあった江戸藩邸に置かれていたと考えられる。だが、この激派志士のグループが発生するのは、単にこのような外的な政治情勢だけが要因なのではない。先にこのグループの出身についてふれたように、それは

勿論明らかに藩地における具体的な政治、経済的・思想的要因が現実の社会過程の進行の中から生み出して行ったものである。（以下略）

相当長い引用になってしまったが、「秋田の維新史」は、かかる視点から見直さなければならぬ。

（古文書班主任専門員兼班長 きくち やすお）

## 《史料紹介》

# 国文学研究資料館史料館所蔵「佐竹南家文書」について

後 藤 富 貴

はじめに

一 「佐竹南家文書」の写真帳の作成

二 史料紹介

1 南家の知行目録

2 海岸防備関係史料

おわりに

はじめに

秋田県公文書館は、「歴史資料として重要な公文書その他の記録を保存し、及び利用に供する」<sup>1)</sup>ために設置されている。そのため当館では史料保存事業を実施しているが、その一環として行っているのが複製化事業である。

当館古文書班では、平成五年の開館以来、原本の保存と利用者の便宜を考えて館所蔵史料の複製化を行っているが、平成十三年度は

この他に国文学研究資料館史料館（通称国立史料館）に所蔵されている「佐竹南家文書」をマイクロフィルムに撮影し、A4判の写真帳に製本した。

本稿は、今年度当館閲覧室に配架した「佐竹南家文書」の写真帳と、その中に所収されている史料の一部を紹介するものである。

## 一 「佐竹南家文書」の写真帳の作成

「佐竹南家文書」の写真帳を作成するにあたり、古文書班（当時「佐竹南家文書」では平成九年度から国立史料館での調査を開始し、平成十二年度にマイクロフィルムに撮影した。撮影したのは、国立史料館で仮整理されていた分の九一六点、一〇二三八コマであり、一冊の写真帳に約一〇〇コマを収録し、一〇二冊の写真帳に作成した。

複数の史料が一冊の写真帳に収録されている場合、従来のやり方



であれば、その写真帳の最初に収録している史料名を背表紙のタイトルとし、続けて「他」と明記している。

しかし今回の「佐竹南家文書」の場合は仮整理の状態であり、将来国立史料館で本格的な整理がおこなわれた場合、現在使われている史料名が変更されることも考えられるため、背表紙のタイトルを「佐竹南家文書一」「佐竹南家文書二」～「佐竹南家文書一〇二」とし、最初のページの目次に、その写真帳に収録している全史料名を載せた。

写真帳の配架と同時に閲覧室に置いた「佐竹南家文書仮目録」は、「整理番号」「史料名」「和暦」「備考」「写真帳番号」の五項目からなる(表1)。国立史料館で作成した仮目録を踏襲しているが、最後の「写真帳番号」は当館で付け足した項目であり、一〇二冊の写真帳の中から史料を容易に見つけだすことができるよう、その史料が収められている写真帳の背表紙のタイトルの番号を記したものである。

なお「佐竹南家文書」の記号は「二二K」であるが、これは国立史料館が昭和二二年に受け入れたことを意味している。続くアルファベットは、国立史料館がその年の何番目にその史料を受け入れたのかを示すものである。つまりKは最初のAから数えて一一番目にあたることから、「佐竹南家文書」は昭和二二年の一一番目に国立史料館が受け入れたことを意味している。

表1 佐竹南家文書仮目録(抜粋)

整理番号	史料名	和暦	備考	写真帳番号
22K-1	(佐竹南家系図)		(清和天皇惟仁親王→義隆)	1
22K-2	(佐竹南家系図)		義昭→義安	1
22K-3	(佐竹南家系図)		右京大夫義舜三子義里→義阪	1
22K-46	佐竹義敏献上目録	寛文12	御目見得之節將軍への献上	5
22K-47	(佐竹義安御代替起請文)	元禄16	佐竹義格襲封之節御代替誓紙	5
22K-48	(佐竹義持末期養子願口上書)	寛延2		5
22K-49	(佐竹義珍隠居願口上書)	天保11		5
22K-189	(湯沢足輕佐治右衛門自分物入ニテ杉植立ニ付一代苗字並調銭被下書付)		(文化3木山方…)	19
22K-190	左太(カ)夫宛真崎五郎左衛門書状添書共ニ			19
22K-262	湯澤御米蔵請拂目録	文化4	美大、原	26
22K-263	文化六巳十月より同七年九月迄湯沢御米蔵ニ而受拂目録	文化8	美大、原	26
22K-282	御上下之節南家役割帳	正徳元～延享元	半仮、原	28
22K-283	組下指揮宜敷ニ付佐竹左衛門宛藩主書付		半仮、原	29
22K-284	上使御取扱方絵図面	天保～慶応	原、写	29
22K-390	湯沢町出火一件書	天明3	半、原、控	38
22K-391	南家借銀依頼状		控	38
22K-392	桑崎村郷人打直し願書并御用所へ申立口上書	享保11	控	38

## 二 史料紹介

南家は佐竹家の苗字衆の一つであり、宗家の佐竹右京大夫源義舜を祖とする。その第三子義里が佐竹氏の居城であった常陸太田城の南に居住したことから、南家と称されるようになった。慶長七年（一六〇二）宗家の義宣が秋田に遷封となり、当時の南家の当主義種は部下を率いて先に秋田に到着し、かつて多賀谷氏が治めていた湯沢の城代となった。（南家の歴代当主については次ページの表2参照）

今回写真帳に作成した「佐竹南家文書」に所収されている史料九〇六点の構成は、書状関係が最も多く、南家の当主に宛てられた書状類だけでも一〇〇点をこえる。その他湯沢給人・足軽等の知行関係の史料（表3）、系図・由緒書関係、湯沢米蔵の受け払い目録、郷校関係史料、南家の分流にあたる早川氏関係史料、戊辰戦争関係史料、海岸防備関係史料と続く。ここではこれらの史料の中から、南家の知行地を具体的に知ることができる史料と、海岸防備関係の史料を紹介する。

### 1 南家の知行目録

南家の知行高については、『湯沢市史』によると、慶長八年（一六〇三）八九〇〇石余、正保元年（一六四四）五五三四石余、延宝五年（一六七七）七八〇〇石、宝暦九年（一七五九）四〇六八石、天保四年（一八三三）五七三二石、安政二年（一八五五）五五〇三

石とその変遷が記述されている。

一方「佐竹南家文書」に所収されている南家の知行目録は、正徳二年（一七一二）、寛政九年（一七九七）、天保七年（一八三六）のものである（表3の太字の史料）。前述の『湯沢市史』に記述されていない時期のものであり、かつ南家の知行地が、郡名だけでなく町村名まで詳述されている。表4～表6は、これらの知行目録から作成したものであるが、表5、表6は知行目録が作成された年に近い史料である、寛政六年の「六郡惣高村附帳」と天保五年の「郷村高調」を参考にし、村高と村高における知行地の割合をもあわせて示した。ただし村高の数字は、知行目録が作成された年よりも二～三年早い時期の史料を参考にしているため、その間に村高が増減している可能性があることをあらかじめおことわりしておく。

さて三つの表を通して、寛政九年、天保七年の南家の知行高は、正徳二年のそれに比べると三千石近く減少している一方で、寛政期から天保期の間には南家の知行地となった村の数が増えていることがわかる。しかし天保七年の各村の知行高を村高との割合でみた場合、特に知行目録に新たに追加された村の村高における知行高の割合は極めて低く、知行地の数が増えたとはいっても、これらの地域に南家の支配が及んでいたとは言い難い。反対に高松村、宇留院内村（以上、現湯沢市）、川井村、役内村（以上、現雄勝町）は、表5、表6ともに村高における知行高の割合が高いことから、南家の一円支配が可能な地域であったといえるであろう。

表2 南家歴代当主

(22K-2「佐竹南家系図」、22K-3「佐竹南家系図」、22K-4「佐竹南家系図」、22K-6「御制佐竹南家系図」、22K-9「南家統系図」から作成)

義里	※永正12～※天文12 (1515～1543)	初義隣、三郎、次郎左衛門尉 佐竹右京大夫源義舜第三子、太田城の南に住む、よって南家と称す
義尚	天文19～元亀2 (1550～1571)	鶴寿丸、五郎、左衛門尉 天文十九年那須高資の養子となる、永禄六年佐竹へ戻る
義種	永禄10～元和5 (1567～1619)	新発意、三郎、左衛門尉 ・文禄元年豊田秀吉朝鮮征伐の時、義宣に従い肥前名護屋へ赴く ・義宣が羽州秋田へ御国替の時、先に下向し国を受け取る、義宣の命令によって雄勝郡湯沢に居住する ・大坂の陣で義宣の御供を勤める
義章	慶長6～正保元 (1601～1644)	新発意、三郎、修理亮、左衛門尉、淡路守 ・將軍家上洛の時、義宣、義隆のお供をつとめる ・將軍家光公の姫様が尾張へ嫁ぐ時、使節をつとめる
義著	元和9～寛文9 (1623～1669)	新発意、三郎、美作 ☆逝去が寛文元年(1660)と記述されているものもあり
義敏	慶安3～元禄13 (1650～1700)	新発意、三郎、淡路 義処の家督御礼で將軍家へ拜謁、將軍家綱に具服太刀馬を献上する
義安	天和元～享保14 (1681～1729)	新発意、三郎、淡路 ・中御門帝御即位の時、名代として上洛する ・正徳五年義峯の家督相続の時將軍家継に拜謁、時服太刀馬を献上する
義伯	正徳5～延享元 (1715～1744)	左近、竹壽、淡路
義持	享保10～寛延2 (1725～1749)	壽六、淡路 ・義安の第五子、兄義伯の嗣となる ・延享四年桃園院御即位の時、義峯の名代として上洛する
義舒	寛保3～宝暦12 (1743～1762)	新発意、三郎 義伯の子であるが、義持の嗣となる
義以	※正徳2～明和5 (1712～1768)	峯昌、富之介、兵馬、淡路 ・早川庄九郎處久の子であるが、義舒の嗣となる ・宝暦十三年義敦の家督相続の時、將軍家治に拜謁、太刀馬代を献上する
義良	延享2～※安永5 (1745～1776)	久米八、三郎、左衛門 天明八年義和家督相続の時、將軍家斉に拜謁、太刀馬代を献上する
義波	安永3～※寛政8 (1774～1796)	新発意、三郎
義珍	天明2～弘化元 (1782～1844)	竹之助、安五郎、三郎、左衛門、休弦 ・文化五年二月中松前沖に異国船が漂来、海岸警護を命じられる ・文政元年郷校取立が宜しいことを賞せられ御羽織を賜わる、同七年義厚の家督御相続の時、將軍家斉へ拜謁し、縮緬太刀馬を献上する
義孟	文政5～安政2 (1822～1855)	英稚、三郎、左衛門 ・天保十二年郷校取立が宜しいことを賞せられ、御羽織を賜わる ・嘉永七年二月中海岸警護を命じられる、十月家督相続の時將軍家定公に拜謁する、太刀馬縮緬を献上する

※は、『新編佐竹氏系図』による。

表3 知行関係史料一覧

整理番号	史料名	和暦
22K-142	佐竹左衛門知行目録	寛政9
22K-143	佐竹左衛門知行目録	天保7
22K-152	佐竹淡路知行目録	正徳2
22K-153	平均御竿之節佐竹(南)氏知行高書付	慶安3
22K-154	宇都宮四郎知行所内新開高入ニ付佐竹新発意宛証文	寛延4
22K-156	(知行所久保田近在へ引替被下度願下書)	寛政元
22K-157	(佐竹左衛門知行地之内御用地御代知高渡証分)	
22K-159	(湯沢足輕知行目録)	享保12
22K-161	(支配足輕前知行代地渡証文)	宝曆12
22K-164	(組下給人知行地不熟ニ付御蔵米被下証文)	天明4
22K-165	(湯沢足輕知行地之内平均竿入減り高代知物成御蔵渡証文)	天明8
22K-170	(知行高御判紙御改ニ付達書)	
22K-172	(支配足輕知行所雄勝郡小野下関兩村休高并償高御書付)	寛政3
22K-179	(組下知行所村々起返り新開高御檢使入ニ付被仰渡覚)	
22K-180	組下知行所開起返り出高書付	明和7
22K-183	(知行所百姓より水野目御札林被立置度願ニ付仰被渡書)	寛政6
22K-185	佐竹淡路組足輕知行判紙	正徳2
22K-186	(加納重右衛門宛新開知行御判紙写)	宝永4
22K-191	(石井権左衛門知行覚)	寛文9
22K-213	(知行扶持等借上ニ付御書附并家老執達状)	
22K-236	(御足輕御小人御町同心知行高五ヶ年御蔵入被仰付御書付并物成諸役御渡方覚)	寛政8
22K-252	佐竹三郎知行所之内土手下成小役銀御蔵出し請取手形	宝曆6
22K-278	一郷指揮与下支配宜敷ニ付旧知行之内五百石可被返置御書付写	寛政10
22K-430	佐竹淡路給人齊藤五左衛門知行開高減高書付	
22K-577	岡田万吉知行黒印御判紙	宝永7
22K-584	佐竹三郎知行新田村江被詰置代知渡御金蔵朱印書	天保12
22K-628	知行所高附帳	天明3
22K-629	大野七右衛門知行御判紙	寛文9
22K-630	大山留兵衛知行御判紙	延宝3
22K-631	(佐竹三郎支配御足輕前知行毛引高覚)	宝曆6
22K-649	(足輕知行地荒地成代知渡御金蔵朱印書)	寛延2
22K-650	(足輕知行地閑下成代知渡御金蔵朱印書)	寛延3
22K-651	(足輕知行地御用地成代知渡御金蔵朱印書)	宝曆6
22K-652	(足輕知行地荒地成代知渡代官覚)	宝曆7
22K-653	(足輕知行地荒地成代知渡御金蔵朱印書)	宝曆9
22K-654	(足輕知行地荒地成代知渡御金蔵朱印書)	明和元
22K-655	(足輕知行地御用地成代知渡御金蔵朱印書)	明和2
22K-656	(足輕前知行地閑道下成代知行渡御金蔵朱印書)	明和3
22K-657	(足輕前知行地閑下并御用地成代知渡御金蔵朱印書)	明和6
22K-658	(足輕前知行地御用地成代知渡御金蔵朱印書)	明和7
22K-659	(足輕知行地閑道下成代知渡御金蔵朱印書)	安永3
22K-660	(足輕前知行地道下成代知渡御金蔵朱印書)	安永4
22K-661	(足輕知行地閑下成代知渡御金蔵朱印書)	安永5
22K-662	(足輕前知行地御用地成代知渡御金蔵朱印書)	安永6
22K-663	(足輕前知行地荒地成代知渡御金蔵朱印書)	安永7
22K-664	(足輕前知行地閑土手下成代知渡御金蔵朱印書)	安永8
22K-665	(足輕前知行地荒地成代知渡御金蔵朱印書)	安永9
22K-666	(足輕前知行地閑下田畑成代知渡御金蔵朱印書)	天明元
22K-667	(足輕前知行地砂埋閑下成代知渡御金蔵朱印書)	天明2
22K-668	(足輕知行地荒地成代知渡御金蔵朱印書)	天明7
22K-669	(足輕前知行地荒地道下成代知渡御金蔵朱印書)	天明8
22K-670	(足輕知行地竿入打減高代知渡御金蔵朱印書)	天明8
22K-671	(足輕前知行地荒地海道下成代知渡御金蔵朱印書)	寛政5
22K-672	(足輕前知行地道下成代知渡御金蔵朱印書)	寛政6
22K-679	(足輕知行蔵入ニテ被渡下覚書)	
22K-680	(足輕町同心御小人知行蔵出ニテ被渡下覚書)	
22K-854	(足輕并中間知行高返付ニ付御金蔵書付)	
22K-913	早川氏知行所分限帳書上扣	文化7～慶応2
22K-914	早川氏年々知行指上高扣	天保3～明治2

表4 8900石 六ツ成 (正徳2年)

郡名	町村名	知行高		
		(石)	開	(石)
雄勝郡	桑崎村之内	内	983,156	519,137
〃	松岡村之内	〃	865,831	320,542
〃	大戸野中村之内	〃	580,755	527,453
〃	鮎川村之内	〃	496,639	706,288
〃	高松村之内	〃	477,908	340,769
〃	床舞村之内	〃	443,027	122,171
〃	杉宮村之内	〃	280,677	212,289
〃	川井村之内	〃	266,627	110,056
〃	役内村之内	〃	255,497	216,919
〃	泉沢村之内	〃	104,507	189,404
〃	鹿内村之内	〃	91,980	62,899
〃	石塚村之内	〃	85,543	65,054
〃	宇留院内村之内	〃	78,143	75,269
〃	上関村之内	〃	0,168	
〃	横堀寺沢村之内	〃	1,237	
〃	川連村之内	〃	0,592	
〃	山田村之内	〃	0,100	
〃	深堀村之内	〃	0,108	
〃	湯沢町之内			開 185,329
〃	中村之内			〃 109,458
〃	杉沢村之内			〃 26,876
〃	角間村之内			〃 18,485
〃	八幡村之内			〃 18,757
〃	赤袴村之内			〃 3,724
〃	蔵内村之内			〃 3,292
〃	小野村之内			〃 1,000
〃	関口村之内			〃 0,072
〃	猿半内村之内			〃 16,000
〃	新金屋村之内			〃 20,000
平鹿郡	谷地村之内			〃 0,036
〃	今泉村之内			〃 4,000
〃	石塚村之内	内	0,701	〃 0,725
仙北郡	横沢村之内			〃 5,000
〃	小貫高畑村之内			〃 5,800

表5 5182石 3升4合 六ツ成 (寛政9年)

郡名	町村名	村高	知行高			村高における知行高の割合
			(石)	開	(石)	
雄勝郡	桑崎村	850,892	内 390,201	開	352,798	87.3%
〃	松岡村	1211,783	〃 576,145	〃	191,258	63.3%
〃	大戸野中村	1508,159	〃 320,882	〃	245,851	37.6%
〃	相川村	953,346	〃 183,110	〃	400,700	61.2%
〃	高松村	660,418	〃 477,448	〃	273,353	113.7%
〃	床舞村	343,499	〃 214,125	〃	3,662	63.4%
〃	杉宮村	432,303	〃 126,345	〃	42,665	39.1%
〃	川井村	254,627	〃 263,591	〃	97,271	141.7%
〃	役内村	416,866	〃 255,628	〃	198,988	109.1%
〃	泉沢村	152,684	〃 48,520	〃	17,888	43.5%
〃	鹿内村	137,752	〃 32,551	〃	19,403	37.7%
〃	石塚村	147,954	〃 56,987	〃	11,437	46.3%
〃	宇留院内村	128,376	〃 78,143	〃	58,040	106.1%
〃	成沢村	244,391	〃 0,111			0.05%
〃	湯沢町	1609,687	〃 0,029	開	58,116	3.6%
〃	中村	817,592	〃 0,030	〃	120,281	14.7%
〃	杉沢村	324,240	〃 0,340	〃	13,923	4.4%
〃	角間村	858,178		〃	0,182	0.02%
〃	倉内村	655,326		〃	0,237	0.04%
〃	関口村	1100,538		〃	8,528	0.8%
〃	金屋新田村	253,383		〃	15,511	0.06%
〃	岩崎村	768,902		〃	9,515	1.2%
〃	二井田村	426,918		〃	0,759	0.2%
平鹿郡	新古内村	316,540	内 0,482			0.2%
河辺郡	岩見村	621,495		開	11,475	1.8%
〃	三内村	751,497		〃	5,525	0.7%

表6 5718石9斗6升7合 六ツ成（天保7年）

郡名	町村名	村高		知行高			村高における知行高の割合
		(石)	内	(石)	開	(石)	
雄勝郡	桑崎村	1115,988	内	389,380	開	322,665	63.8%
〃	松岡村	1185,906	〃	586,145	〃	107,959	58.5%
〃	大戸野中村	1496,806	〃	346,165	〃	206,233	36.9%
〃	相川村	1145,787	〃	182,991	〃	303,402	42.5%
〃	高松村	782,100	〃	477,448	〃	269,927	95.6%
〃	床舞村	564,691	〃	234,304	〃	7,323	42.8%
〃	杉宮村	787,252	〃	131,345	〃	33,527	20.9%
〃	川井村	339,150	〃	265,752	〃	101,335	108.2%
〃	役内村	447,257	〃	254,157	〃	202,167	102%
〃	泉沢村	273,618	〃	63,052	〃	18,757	29.9%
〃	鹿内村	150,344	〃	103,888	〃	15,427	79.4%
〃	石塚村	143,425	〃	56,987	〃	11,646	47.9%
〃	宇留院内村	141,464	〃	78,143	〃	59,256	97.1%
〃	成沢村	222,832	〃	0,111			0.05%
〃	湯沢町	2575,998	〃	0,029	開	31,818	1.2%
〃	中村	1097,953	〃	10,030	〃	114,606	11.4%
〃	杉沢村	306,520	〃	5,397	〃	28,684	11.1%
〃	赤袴村	567,002	〃	91,498			16.1%
〃	稲庭村	1117,025	〃	6,000			0.5%
〃	三梨村	2060,686	〃	30,000			1.5%
〃	戸波村	137,262	〃	10,000			7.3%
〃	荻袋村	328,604	〃	10,000			3%
〃	山田村	2562,146	〃	10,000			0.4%
〃	権台村	94,377	〃	15,000			15.9%
〃	下関村	601,759	〃	5,000			0.8%
〃	関口村	1005,863	〃	15,000	開	8,528	2.3%
〃	森村	679,011	〃	2,904	〃	4,345	1.1%
〃	二井田村	699,661	〃	5,000	〃	0,759	0.8%
〃	角間村	684,432			〃	3,156	0.5%
〃	倉内村	592,459			〃	2,328	0.4%
〃	八幡村	777,734			〃	6,37	0.8%
〃	杉沢新所村	239,300			〃	0,588	0.2%
〃	金屋新田村	251,236			〃	15,548	6.2%
〃	岩崎村	1018,118			〃	9,515	0.9%
平鹿郡	新関村	210,116	内	10,000			4.8%
〃	増田村	1464,023	〃	25,000			1.7%
〃	新古内村	306,563	〃	63,425			20.7%
〃	八木村	257,244	〃	7,000			2.7%
〃	浅舞村	2997,892	〃	15,000			0.5%
〃	越前村	592,216	〃	25,000			4.2%
〃	深井村	415,315	〃	25,000			6%
〃	道地村	330,830	〃	10,000			3%
〃	上鍋倉村	729,833	〃	20,000			2.7%
〃	阿気村	1975,160	〃	75,000			3.8%
〃	与作村	470,500	〃	10,000			2.1%
〃	横手前郷村	649,598	〃	20,000			3.1%
〃	植田村	1473,869	〃	4,096			0.3%
〃	今泉村	1346,832	〃	5,000			0.4%
〃	石成村	775,158	〃	15,958			2.1%
〃	醍醐村	876,269	〃	51,042			5.8%
〃	下樋口村	694,796	〃	35,000			5%
仙北郡	横沢村	473,112	〃	0,013	開	0,302	0.07%
河辺郡	椿川村	576,399	〃	15,000			2.6%
〃	諸井村	407,389	〃	5,000			1.2%
〃	岩見村	722,423			開	6,702	0.9%
〃	三内村	807,786			〃	3,834	0.5%

## 2 海岸防備関係史料

秋田藩が幕府の海岸防備政策の一環として最初の出兵を行ったのは文化四年（一八〇七）のことである。この年ロシア人が蝦夷地に來航し侵略を企てたとして幕府は東北諸藩に蝦夷地への出兵を命じ、秋田藩では六百名を超える兵を蝦夷地へ派遣した。翌五年には幕府から領内海岸警備の命令がだされ、南家をはじめとする組下持大身が、組下給人とともに領内の海岸警備のために動員された。秋田藩が再び幕府によって軍事動

員をかけられたのは、松前氏の居城を除いた全蝦夷地が幕府の領地となった安政二年（一八五五）である。この時は秋田藩の他に仙台、津軽、南部の各藩が蝦夷地警備に動員されている。なお安政六年に蝦夷地は東北の六藩に分知され、マシケ、ソウヤ領よりモンベツ領までの境の地域、及びリイシリ、レブンシリの島々が秋田藩の領分となり、その支配は慶応三年（一八六七）まで続いた。

「佐竹南家文書」に所収され

表7 海岸防備関係史料一覧

	整理番号	史料名	和 暦
史料1	22K-340	蝦夷地警備ニ付被仰渡書	
史料2	22K-341	蝦夷地警衛ニ付老中口達書	
史料3	22K-342	佐竹三郎支配足輕蝦夷地警固詰申渡書	
史料4	22K-515	大病ニ付組下指揮并海岸警固御免被成下度願口上書	慶応4
史料5	22K-574	(蝦夷地警衛ニ付半知借上被仰付覚)	(弘化)
史料6	22K-871	(異国船防御ニ付被仰出書)	
史料7	22K-872	(異国船警固ニ付早川孝之助覚伺書)	
史料8	22K-889	(マシケ御固覚)	

ている海岸防備に関する史料は、全部で八点である（表7）。以下史料1から順に翻刻文を紹介する。

### 史料1 蝦夷地警備ニ付被仰渡書

覚

西蝦夷地ヲカムイ岬より北海岸通シレトコ迄惣躰并北蝦夷其外  
鳴々とも一田持場之事

一、マシケ

元陳屋取建人数差置候様可被致候

一、ソウヤ

出張陳屋取建夏分人数出張北蝦夷地応援可被相心得候

一、北蝦夷地

前同断三月より八月迄人数相詰冬分ハマシケ元陳屋江引揚候様

可被致候

右は阿伊勢守殿御差図ニ付申立候間可被得其意候

四月

右之趣段公儀被仰渡候間此段被仰知候、以上

四月

### 史料2 蝦夷地警衛ニ付老中口達書

口達之覚

今度箱館表松前地并蝦夷地御警衛向之儀ニ付、場所割等別紙之通

リ可被相心得候、右は格別遠路場広之義ニ付、当節速ニ見分之もの差遣候持場内惣躰実地研究いたし、元陳屋出張陳屋共相達候場所ノ外、見込之場所所有之候ハ、箇所増被申立物而進退驅引応援之弁利厚勘弁いたし、虚飾ニ不流様御実備相整候義勿論之事ニ候間、成丈無用越省き永續之主法肝要之事ニ候、且又陳屋向取建方等手續致人数差渡候様可被致候、就而は勤番人数高并元陳屋出張人数配武器類備船等之数、其外国許ニ被備置候人数、其武器船数等も巨細取調、尤一時ニ相整兼候義も可有之候間、追々相備候見込ニて可被申候、猶其上可及談判候間、無伏藏申立候様可被致、且箱館表、松前地御警衛向ハ津軽、南部、松前三家勤番人数も差出候ニ付、国許ニ被備置候人数を差図次第をもつて援兵差渡候様可被相心得候、將又勤番人数交替等陸路通行ニ候得ハ入費も不少、其上宿駅之疲弊にも相成候間、備船等にて持場之内又は弁利之湊等江着船致候ハ、可然哉ニも被存候、夫等之儀も篤と勘弁取調方成丈手續いたし、右品々可被申候、尤書面ニて相分り兼候義は何ケ度も被相尋候様可被致候

四月

覚

西蝦夷地ヲカムイ岬より北海岸通りシレトコ迄惣躰并北蝦夷地、

其外嶋々とも一円持場之事

一、マシケ

元陳屋取建人数差置候様可被致候

一、ソウヤ

出張陳屋取建夏分人数出張北蝦夷地応援可被相心得候

一、北蝦夷地

前同断三月より八月迄人数相詰、冬分ハマシケ元陳屋江引揚候様可被致候

右は阿部伊勢守殿御差図ニ而申達候間可被得其意候

四月

史料3 佐竹三郎支配足輕蝦夷地警固詰申渡書

佐竹三郎

蝦夷地御警固付、御支配御足輕・給人、鉄砲頭ニ而備頭加藤為八手江被付置、当春出立ソウヤ半ケ年詰仰付候間、御申渡可被成候、猶御奉公以前并二男三男に而も不苦候、御合力之儀は別紙之由被下置候間是又御申渡可被成候、以上

正月

別紙

金四両貳歩貳朱宛

内四両

秋田渡

同貳歩貳朱

帰国前渡

外壹両貳朱宛

遠地合力此差渡



史料4 大病二付組下指揮并海岸警固御免被成下度願口上書

口上

拙者儀当廿日より乾脚気煩二而療養相尽候得共、大病二相至候  
二付、組下指揮并海岸御警固共御免被成下度奉願候、此旨宣御  
披露願入存候、以上

正月

佐竹淡路

史料5 (蝦夷地警衛二付半知借上被仰付覚)

(端裏張紙)「 佐竹左衛門」

覚

御勝手向御難洪之儀は兼て被仰知候通二候処、昨今兩年御乗出御  
入部之御入方大造之儀、殊御軍事二付臨時之御物入不容易御相続  
方必止と御指支之処、今般蝦夷地御警衛斗蒙仰、追々莫太之御入  
方二可有之方々御大切之御時節二付、猶嚴敷御取締之儀可被仰出  
御取調二候得とも、御家中之面々ニ積年重き御借高二て一同及困  
窮候儀、深く御氣之毒被思召前後を御顧不被成置、別段之御沙汰  
を以今年差上高半知被成下候段被仰出候間可被得其意候

一 知行高之外御扶持并御藏出等御弛之次第は惣て天保十三寅年中  
被仰渡候通可被相心得候

右之趣可被相心得候

以上

六月

史料6 (異国船防御二付被仰出書)

(端裏張紙)「 早川孝之助」

今般異国船防御之為、釜屋より岩館迄御番頭代二而海岸御固被  
仰付候段被仰出御人数別帳之通被相属候条可被存其旨候

三月

史料7 (海岸御固二付早川孝之助覚伺書)

覚

一 拙者御堅処釜谷岩館迄之内、軍将并御番頭御物頭等被仰付候  
由、右人別被仰知候様致度候

一 附属之面々被出張之御御達有之様致度候

一 陳屋何方へ被建置候や御絵図面を以御渡有之様致度候

一 御台場御築大炮被備置候様致度候、右場処ハ絵図面にて御渡之  
様致度候

一 御旗此節より被渡置候や之事

一 金鼓処持無之候間出張之節拜借致度事

一 供人幾人召連、諸道具何ニく為持候而可然や之事

一 自分募りにて不足之分拜借致度候

一 物持等之分ハ郷夫拜借致度候

一 軍船大小幾艘可被願置候之事

一 御朱印兼て可被渡置候や之事

一 兵糧塩、味噌、草鞋、炭、薪、油、馬飼料、其場処ニおいて可

被渡下候や之事

一 陳小屋前廉被立置出張之上被渡置候様致度候

一 纏高帳外惣勢へ相用候高張松明出張之節可被相渡や之事

一 出張之節手附御小人両三人拝借致度候

一 異船渡来之砌、上より御達有之候や、其向より注進有之可申や之事

一 出張最寄之村々用事有之節、人足差出候様兼て其向へ被仰渡候様致度候

一 出張途中場所へ罷越候ても甲冑不相用節は陣羽織、小袴着用致可宜候や之事

但供廻右二準可然也

一 鉄炮、弓、槍、御物頭被差添可申也

一 御堅被仰出候二付、此節より御合力御渡可有之候也

一 医者被差添候様致度候

一 具足 二領

一 金鼓貝

一 拾匁筒 二挺

但玉葉入式ッ

一 背板 壹枚

一 乗馬 壹匹

三月早川考之助

史料 8 (マシケ御固寛)

マシケ御固

鉄砲頭二而備頭

上下六人 上遠野民部〔八七石〕

同与力

上下式人宛

星清助

根本文八

鈴木常八郎

芳賀伝治

糸井藤之助〔二人一八石〕

上下五人 組頭二而鉄砲頭兼 石井喜右衛門〔二〇九石〕

鉄砲与力

上下式人宛 岩堀永太

佐藤長治〔二一石〕

芳賀八郎兵衛〔二人五石〕

佐藤甚蔵

小川左内

旗奉行

上下五人 芳賀甚五右衛門〔七七石〕

同付添士

上下式人宛 石井文内〔三三石〕

芳賀伊右衛門

金鼓員付添士

上下式人

芳賀新八郎

組頭

上下五人

大野兵衛〔六九石〕

使武者目付兼

上下四人

芳賀幸八

番士

上下三人宛

添田清右衛門〔二四〇石〕

芳賀市郎衛門

和知藤四郎

石井与市〔五三石〕

芳賀萬治〔三五石〕

同

上下三人宛

生田目門弥〔七四石〕

根本甚七郎

萩庭鉄太

芳賀作内〔三七石〕

木口為治

同

上下三人宛

上遠野牛藏

木口貞助

鹿子畑源治

滑川隼人

糸井小衛門〔三〇石〕

同

上下三人宛

佐川順治〔四〇石〕

真崎寅之助

益子源之助

神部八藏

芳賀大内藏

番士

上下三人宛

斎藤東太〔五七石〕

糸井茂助〔五二石〕

斎藤善七郎〔五五石〕

豊田武十郎

天神林織部

右は明春より老ヶ年詰

一五拾両

鉄砲頭老人

内四拾両

来春渡

同拾両

蝦夷地渡

内三両

七月渡

同三両

十二月渡

同四両

帰国前

一四拾五兩宛

組頭式人

旗奉行老人

内三拾六兩宛

来春渡

同九兩宛

蝦夷地渡

内三兩ツ、

七月渡

同三兩ツ、

十二月渡

同三兩ツ、

帰国前

一三拾五兩

使武者老人

内式拾八兩

来春渡

同七兩

蝦夷地渡

内式兩壹歩

七月渡

同式兩壹歩

十二月渡

同式兩式歩

帰国前

一三拾兩宛

番士式拾五人

内式拾四兩宛

来春渡

同六兩ツ、

蝦夷地渡

内式兩ツ、

七月渡

同式兩ツ、

十二月渡

同式兩ツ、

帰国前

二二拾五兩宛

鉄砲与力拾人

旗付添士式人

金鼓貝付添士老人

内式拾兩宛

来春渡

同五兩宛

蝦夷地渡

内壹兩式歩宛

七月渡

同壹兩式歩宛

十二月渡

同式兩宛

帰国前

一惣而路用御扶持、味噌、塩、香のものハ於上可被下置候

一供人相成丈ケ箒用ひ可申候

但主人たりとも不苦候

一鉄砲頭・組頭・旗奉行江老人ニ付伝馬壹匹、具足持・詰夫老人

宛被貸下候

一使武者、番士、与力、付添士江ハ老人ニ付伝馬壹匹宛、久保田

迄ハ具足持詰夫老人宛被貸下候、久保田より場所迄具足ハ於上御

仕送被成置候

一惣而来春渡被下候金子ハ於此表二屋敷番へ被渡下候

(注 太字筆者)

次に史料の内容について簡単にみてる。史料1は蝦夷地警備の際の秋田藩の持ち場について記したものである。マシケ、ソウヤ、北蝦夷地にそれぞれ陣屋をおいて警備にあたるが、北蝦夷地については三月から八月まで勤め、冬の間はマシケに引き揚げるよう定められている。史料2は、老中阿部正弘が蝦夷地の警備を命じている内容である。後半の覚書は史料1と同一内容である。史料1、史料2ともに目録では年代が記載されていないが、これらと同一史料が『大

日本古文書・幕末外国関係文書之十一』<sup>8)</sup>や「町触扣」<sup>9)</sup>にあり、それぞれ安政二年と明記されている。

次の史料3、史料4は直接湯沢に関係するものである。史料3は湯沢の所預である佐竹三郎の支配する給人と足輕に対し、久保田在住の藩士加藤為八（蔵出米九石五斗、知行高一二三石）の下で半年間ソウヤの警護をするよう命じており、褒賞金の額とその支給時期が記されている。史料4は佐竹淡路が病氣を理由に海岸警備の免除を願っている。目録上の年代から考えると、佐竹淡路は慶応四年の正月に一九歳で亡くなっている義誠のことか。

史料5は目録では弘化年間のものとしているが、これと同じ内容が安政二年に町触として<sup>10)</sup>だされている。よって佐竹左衛門の名前で出されているが、本藩からの指示であることがわかる。二年続けての「乗出」（幼藩主、又は藩主の長子が元服して初めて登城し、將軍に謁すること）と蝦夷地警備によって経済的な負担が大きいため、知行の借上を命じている。史料6は早川孝之助が釜屋から岩館までの海岸警備を命じられており、史料7は、史料6をうけての早川孝之助による何書と思われる。早川家は先にも述べたように南家の分流にあたる家柄である。<sup>11)</sup>

史料8は一年間のマシケ警備を命じているものである。警備にあたる人の名前と従者の数、役割、褒賞金の額と支給の時期等が記されている。史料中の太字は湯沢給人と考えられる人物を表し、<sup>12)</sup>さらに禄高がわかる場合はその名前の下に禄高数を記した。なお目録で

は史料8の年代が明記されていないが、表8<sup>13)</sup>を参照するとわかるように、表8と史料8の人員はほぼ一致する。従って史料8は表8と同じく安政四年のものと考えてよい。

ところで『湯沢市史』の「松前詰と海岸防備」の章には「安政四年三月湯沢給人石井兵右衛門以下五十三人蝦夷地ソウヤの警備を仰付けられ、湯沢出發して以来二百十日間任地にあたって任務を果たし、九月十日湯沢へ帰陣した」とあり、ソウヤの警備に当たった五人の名前が記述されている（表9）が、この五三人の人名と、史料8のマシケの警備にあたった人名がほとんど重なっているという矛盾がみられる。さらに表10は、表9と同じく安政四年にソウヤの警備にあたった人員の名簿であるが、役名と派遣された人数に大きな違いがみられる。これらの点に関しては今後も検討が必要となるであろう。

史料8の人物が全員湯沢給人であるという確認はここではできなかったが、これまでみてきた海岸防備関係史料からは、少なくとも湯沢給人が蝦夷地警備のために派遣されていたことが明らかになった。これまでの研究でも、安政期の蝦夷地出兵が横手や角館などの在々居住の組下給人によって構成されていたことが指摘されており、こうした点からここで紹介した史料は、これまでの研究を裏付けるものといえるであろう。

表8 安政4年マシケ詰 (小貫家文書「年々蝦夷地出張御人数」より作成)

役名	人名
大番頭代	和田掃部助
鉄砲頭	上遠野民部
同与力	星清助・根本久八・鈴木彦八郎・芳賀伝治・糸井藤之助
組頭・鉄砲頭兼	石井彦右衛門
同与力	岩堀永吉・佐藤長治・芳賀八郎兵衛・佐藤田右衛門・小川左門
旗奉行	芳賀甚五右衛門
同付添士	石井文内・芳賀伊右衛門
金鼓付添士	芳賀新八郎
組頭	大野兵衛
使武者目付兼	芳賀幸八
番士	添田清右衛門・芳賀市郎右衛門・和村藤四郎・石井与市・芳賀万治・生田目門 □・根本甚七郎・萩庭宇右衛門・芳賀作之助・木口為治・上遠野牛蔵・木口貞助・鹿子畑源治・滑川隼人・糸井小右衛門・佐川順治・真崎寅之助・兼子源之助・神部八蔵・芳賀大内蔵・斎藤東太・糸井茂助・斎藤善七郎・豊田武十郎・天神林織部
大筒方	石川九十九・寺門貞治・下田伝三郎・信太猪三郎
石火矢方	中西学治・妹尾□治・国井貞助
大番組頭格勘定吟味役	大窪宇左衛門・田中宇右衛門
兵具役	東尾関栄
政務所物書	本山正蔵
医師	曲田東隆
出役中医師波町医	岩屋省誉
大工頭	斎藤小市
徒目付	小室長之助

表9 安政4年ソウヤ詰 (『湯沢市史』より作成)

役名	人名	上下人数
鉄砲頭	斎藤左太夫・石井兵右衛門・上遠野民部	六人宛
同与力	添田忠右衛門・佐藤甚蔵・小川兵四郎・芳賀森之助・石井正五郎・根本文八・芳賀伝治・芳賀八郎兵衛・萩庭弥右衛門・佐藤長治・添田久治・芳賀久米治・星清助・小川左内・岩堀永太・糸井藤之助・菊地助之進・鈴木常八郎	二人宛
旗奉行	芳賀甚五右衛門	五人
同付添	芳賀伊右衛門・石井文内	二人宛
金鼓員付添	芳賀新八郎	二人
組頭	芳賀久平・大野兵衛	五人宛
使武者	石井喜右衛門	四人
番士	添田清左衛門・和知藤四郎 芳賀市郎右衛門・石井与市・芳賀万治・生田目門弥・萩屋鉄太・木口為治・根本甚七郎・芳賀作内・上遠野牛蔵・木口貞助・糸井小右衛門・滑川早人・鹿子畑源治・佐川順治・真崎寅之助・益子源之助・神部八蔵・芳賀大内蔵・斎藤東太・天神林織部・斎藤善七郎・糸井茂助・豊田武十郎	四人 三人宛

表10 安政4年ソウヤ詰 (小貫家文書「年々蝦夷地出張御人数」より作成)

役名	人名
鉄砲頭にて備頭	斎藤佐太夫
同与力	石井正五郎・萩庭弥右衛門・添田忠右衛門・芳賀森之助
大筒方	佐々木隆右衛門・萩庭弥市・道原佐助
石火矢方	宇野三郎・中田久米八・田中彦八郎
医師	中島周達
徒目付	加藤正太郎

おわりに

本稿では、今年度写真帳に作成した「佐竹南家文書」と、その中に所収されている史料の中から、南家の支配が及んだ地域をある程度特定できる知行関係の史料と、秋田藩の海岸防備に関するこれまでの研究を裏付ける史料を紹介したものである。

写真帳は原本やマイクロフィルムを扱うよりも気軽に利用することができ、電子コピー機を使った手軽な複写も可能である。「佐竹南家文書」を当館閲覧室に配架することによって、湯沢及び秋田藩政史の研究の一助となれば幸いである。

註

- (1) 秋田県公文書館条例(平成五年秋田県条例第二号)第一条
- (2) 「佐竹淡路知行目録」(二二K一五〇)
- (3) 「佐竹左衛門知行目録」(二二K一四〇)
- (4) 「佐竹左衛門知行目録」(二二K一四三)
- (5) 県A二七一、県A二七二
- (6) 県A二九一、県A二九二
- (7) 秋田藩の海岸防備の研究には、金森正也氏「文化四年・箱館出兵」、『安政期の幕府蝦夷地政策と秋田藩』(『秋田藩の政治と社会』所収、無明舎出版・一九九二年)等の論文がある。以下秋田藩の海岸防備についてはこれらの論文による。
- (8) 東京大学史料編纂所編(東京大学出版会・一九七二年)

- (9)(10) 「町触控二七」嘉永五年一月、安政三年十二月(A三二七―五七―二八)
- (11) 早川家初代の官直は、佐竹義種の第二子である。
- (12) 秋田県公文書館所蔵「士族卒明細短冊」(二一五二二―一五三七)、『秋田沿革史大成』等による。
- (13)(14) 国立史料館所蔵小貫家文書「年々蝦夷地出張御人数」より作成。

付記 「佐竹南家文書」を論文等に引用する場合、あらかじめ国文学研究資料館史料館の許可が必要となることをご承知おきください。  
(古文书班主事 ことう ふき)

# 藩制後期・秋田藩家臣団の系図に関する覚書

——いわゆる「文化年間等提出系図」を中心に——

平田 有宏

はじめに

一 系図類・伝来文書の提出命令について

二 「文化年間等提出系図」の概要

1 「文化年間等提出系図」の全容

2 「文化年間等提出系図」の概要

三 「文化年間等提出系図」の再整理に関する課題

おわりに

はじめに

秋田藩では、寛文年間以降数次にわたり、修史事業の一環として家臣団に系図類や伝来文書の提出を命じている。当館ではその提出命令により秋田藩が家臣団から収集した系図類や伝来文書を多数所蔵している。その大多数は旧蔵機関の一つ、秋田県立秋田図書館（現・秋田県立図書館、以下、県立図書館という）において整理さ

れたが、当館に移管された現在も大方それを踏襲して公開している。

この系図類・伝来文書のなかでも、他の時期に比して数多く現存しているのは元禄・宝永年間のもので文化年間のものである。このうち、元禄・宝永年間に提出された系図類・伝来文書は県立図書館において、一般郷土資料（A記号、以下、郷土資料という）内で「元禄家伝文書」として整理され、系図類のなかでも利用頻度の高い一大史料群となっている。

これに対し、文化年間に提出された系図類も県立図書館において郷土資料内で整理され、こちらも利用頻度は高い。ところが、これらは郷土資料の性格上、提出されたものではない系図類やそもそも秋田藩庁において所蔵していたものではない系図類などとともに一括して整理されていることが、提出系図の全容を把握することを困難にさせている。

そこで、本稿では、まず藩制後期の系図類・伝来文書の提出命令



表 1 文書提出命令一覧（明和期以降）

NO	年代	提出方法に関する主な内容
1	明和3年（1766）正月	「此度御記録処御書キ物一冊御吟味被成置候間、古キ書キ物処持之面々、真偽之無差別本書可被差出候、御吟味之上右本書ハ可被返付候」 「但家伝書は豎紙ニ而可被指出候」
2	安永8年（1779）7月	「御家中系譜再吟味に付、先年御記録所江差出、尔今不被返置面々、系譜并文書何通と申儀書付に致候而当八月中迄に、在々は同九月迄に御記録所江可被申立候」
3	寛政4年（1792）	「（前略）明和四亥年被仰渡、連々御取調被成候処 御本丸焼失之節焼失致候分有之付、右指出候面々、系譜・古文書何通と申儀書付ニいたし、同所江差出候様両度迄被仰渡候得共、于今不差出候面々多分有之付、猶又□□候間、右調□左之通相心得（中略）来丑二月中迄、在々は同三月中迄に御記録処江可被指出候」
4	文化2年（1805）正月	「（前略）此度新ニ御取纏被成候間、元祖より当代迄相知候丈ケ相調可被書出、不慥事蹟ハ記載致間敷候 但、宝永年中系図拝領之面々は、元禄より以来可被書出候、其他は一統元祖より可被書出候」 「美濃紙豎帖小口張致、末文ニ指出候節之年月日・名前相記、両判ニ而可被指出候」

を整理し、そのうえで郷土資料のなから、藩制後期秋田藩家臣団の提出系図類のみを抽出することを試みる。そしてこれらの概要を示し、さらに将来の再整理作業を行うにあたっての課題等を掲げ、最終的には当館所蔵の藩制後期、特に明和期以降の提出系図類の全容を提示することとしたい。

#### 一 系図類・伝来文書の提出命令について

元禄・宝永期の文書提出命令は、享保年間に秋田藩士の系図集「諸士系図」が編纂されたことにより一段落を迎える。藩制期をとおして断続的に出されている文書提出命令はこの「諸士系図」成立を境にその性格が大きく異なっているといえる。そこで、まずはこのことを再確認するために「諸士系図」成立後、具体的には明和期から文化期にかけての文書提出命令の特色について整理する。

まず明和期以降の、家臣団に対する系図類・伝来文書の提出命令について表1にまとめた。

1は、元禄・宝永期からかなりの年数を経ていることから、伝来文書について改めて藩に提出するよう求めているものである。写ではなく「本書」を提出することを命じているが、「再吟味」のうえ返却するとしている。元禄・宝永期の提出命令とまったく異なる点は、系図類は豎閉紙（「豎紙」）で出すよう求めていることである。

これは伊藤氏も指摘しているが、文化期以降の提出系図に引き継が

れる。実際、「元禄家伝文書」は一紙文書の形態のものが大多数だが、明和年間以降の系図類にはほとんどみられない。

2と3は安永七年（一七七八）の久保田城本丸火災に対して出された命令である。伊藤氏によらずとも火災前に提出した系譜と文書の一覧の提出を命じたものである。よって、両命令は厳密には「系図類」の提出を命じたものではない。しかしながら、結果として久保田城本丸の火災は文化二年に再度系図類を提出させる契機となる。

その文化二年の命令が4である。実質的には1の命令に次ぐ系図類の提出命令であるが、元禄期以来の命令と大きく異なる点は二点掲げられる。

一つは「新二御取纏被成候間、元祖より当代迄相知候丈ヶ相調可被書出」というように系図の提出を命じているが、これ以外に伝来文書等の提出を特に求めていない点である。これは1から3までの命令に対して出された伝来文書に対しては、記録所において青印状を発行していることから、この時期において改めて伝来文書を提出させる必要がなかったことによるものであろう。ただし、後述するが、嫡庶の争論のある家についてはこの限りではない。

もう一点は過去の命令にはみられないほど系図の記載内容、さらには提出方法についてまで細かく規定している点である。これについてはそれぞれについて簡単にまとめておく。

まず、記載内容については、登載人物の姓氏名・実名・幼名、生

死年月日、出仕・御番入の年月日、母・妻の出自のほか、さらには役方についたものについてはその理由と年月日を記載するよう命じている。これにより、登載人物についてはある程度の事績を一度に知ることができるといえる。また、分家に対しては「分家之面々ハ元祖之肩書ニ某之何男ト可相記事」として、元祖の当主の出自（「肩書」）について記載することを命じている。これにより、分家のある家については枝分かれした家系図を作成することができる。さらには紋については家紋のみならず、旗の紋、幕の紋をそれぞれ図示するよう命じている。家によつては紋の図を彩色しているものもある。記載内容についてはこれらを含めて、合わせて一七項目にわたつて規定している。

これに対して、提出方法については、「宗家之面々ハ分家之系図取纏可被指出候」の条文にしたがい、各家の宗家が分家の系図を取りまとめ提出することを原則として、合わせて八項目が規定されている。これにしたがい、宗家の系図の末尾には、自らの家の系図とともに系図を提出する分家の当主の一覧や系図の題名を記載しているものがある。これにより、系図がどのようなまとまりで提出されたかが分かる。なお、所預<sup>6</sup>などが組下の系図を取りまとめて提出していることも特徴的である。これについては伊藤氏の論文<sup>7</sup>に詳しいのでここでは特に触れないことにする。

以上の観点に着目することで、文化二年の提出命令にもとづく系図類か否かを判断していくことが可能となる。

しかしながら、実はこれだけでは提出されたものか否かは分からない。つまり、提出されたものと同一の控えや下書きである可能性が残されているからである。実際に提出されたものか否かを特定するには同提出命令の「美濃紙堅帖小口張致、末文二指出候節之年月日・名前相記、両判二而可被指出候」という条文にしたがって、①形態が堅閉紙（「堅帖」）となっているか、②末尾に提出年月日、提出者名、花押・印（「両判」）があるかどうかに着目する必要がある。特に花押、印のないものは提出されたものではない可能性が高い。

伊藤氏は郷土資料内の「元禄家伝文書」や「諸士系図」を除いた系図を「文化年間提出系図」としている。ところが、一点一点を確認すると①文化年間以外の提出命令にもとづく系図、具体的には明和三年の命令にもとづくと思われる系図が混入しており、また②藩主・佐竹氏の系図・由緒書も、若干数ではあるものの混入していることが分かる。さらには③秋田藩庁に提出されていなかったであろうことが推測できるもの、例えば先に触れた控えや下書きもある。ゆえにこれらを「文化年間提出系図」とよぶことは必ずしも適切ではない。そこで、さしあたり本稿においてはこれらの系図を「文化年間等系図類」とよぶことにする。そして次章においてこれらを史料群として捉え、明和期以降の提出命令にもとづく提出系図のみを抽出し、これを「文化年間等提出系図」として区別し全容を提示する。

## 二 「文化年間等提出系図」の概要

### 1 「文化年間等提出系図」の全容

本節では「文化年間等系図類」のなかからいわゆる「文化年間等提出系図」を抽出し、この総点数を提示することを試みる。

まず「文化年間等系図類」の範囲は、伊藤氏の指摘にしたがって、整理記号・番号でA二八八・二一一～五八九、およびA二八八・二一五九二～六八〇とする。史料の総数は枝番号の処理などを行った結果、一六五一点を確認することができた。このうち提出系図ではないとして分析対象から除外することができるのは表2のとおり二四点ある。以下、除外理由を簡単に述べる。

まず、印刷物として、1「河原田家譜」と2「六郷氏・戸沢氏系譜」仙北郡史料系図部の二点が掲げられる。いずれも活字による印刷物であるので、これらは古文書ですらあり得ない。

次に、電子複写史料として、3「赤穂津家系譜」一点が掲げられる。当館ではその原本を確認することができない。また、複写したもとの史料自体明治期の写しとみられ、藩制期に作成された史料ではないと考えられる。なお、赤穂津氏は由利郡本荘町（現・本荘市）に居を構えた武士であり、この史料からは秋田藩にいたとのことは確認できない。ゆえにこの史料からは秋田藩にいたとのことは確認できない。ゆえにこの史料からは秋田藩にいたとのことは確認できない。ゆえにこの史料からは秋田藩にいたとのことは確認できない。

由利郡関係史料としては4「岩城之家譜」一点が掲げられる。岩城氏は由利郡亀田藩主である。

表2 「文化年間等提出系図」に該当しない史料

NO	整理記号・番号	史料名	執筆者名	執筆年月日	摘要
1	A288.2-190	河原田家譜		昭和16年(発行)	刊本抜刷
2	A288.2-581	〔六郷氏・戸沢氏系譜〕仙北郡史資料系図部			印刷
3	A288.2-18	赤穂津家系譜			写(明治期)の複写史料
4	A288.2-76	岩城之家譜			
5	A288.2-45	安倍性安東氏系図	安東久米之丞季邦	文化2年7月	A288.2-46-2の控
6	A288.2-506-13	源姓真崎氏世系写	真崎長治季旭		A288.2-506-1の下書
7	A288.2-506-14	真崎氏系図			A288.2-506-1の下書
8	A288.2-569	藤原姓白川系図			A288.2-568の下書
9	A288.2-99	藤原姓江幡氏藤原姓那珂氏系図			控えか
10	A288.2-661-2	〔江橋氏系図〕			嫡庶3家所収
11	A288.2-679	源姓真崎氏分流系図		延享4年	庶家7家所収
12	A288.2-670	於久保田佐藤駒五郎系図写			写
13	A288.2-671	佐竹藩鑿師正阿弥氏由緒書			東山文庫か
14	A288.2-673	高島氏分流系図			下書
15	A288.2-136	小田系図			
16	A288.2-680	陪臣系図			草稿
17	A288.2-268	佐竹家故譜			
18	A288.2-592	御家譜 坤	源光廣(写)	宝暦10年正月	
19	A288.2-665	御家御系図〔佐竹氏〕	石塚行生か	文政2年8月吉日	
20	A288.2-666	佐竹氏族系図引証本			佐竹分家の各系図
21	A288.2-667	〔佐竹氏御系譜〕		文化14年4月中旬(写)	写
22	A288.2-668	源姓佐竹氏系図			佐竹宗家、分家の各系図
23	A288.2-669	御世表〔佐竹氏〕			分家、主な家臣の名字一覧あり
24	A288.2-589	梅津亀松組下 角間川給人系図目録			

控えまたは下書きとみられる史料としては5から8の四点が掲げられる。いずれも記載内容がほぼ同一である提出系図を郷土資料内に確認できる。なお、5の表紙には「文化二年御記録所江書出候扣」との記載があることから、この史料はおそらく安東家において所蔵されていたものと考えられる。また、6から8の三点はいずれも訂正の跡が多数みられ、このまま提出されたとは考えがたい。ゆえにこれらの史料も5と同様に各家で所蔵されていたものである可能性が極めて高い。

反対に控えまたは下書きと断定する理由はないものの、各家で所蔵されていたものである可能性がある史料としては9から14の六点が掲げられる。いずれも先の四点とは異なり、記載内容が同一である系図を郷土資料内に確認できない。また、末尾には提出年月日のみならず、提出者名の記載もない。さらに、史料によつては先と同様訂正や書き継ぎの跡がみられ、提出されたものとは考えがたい。なお、11については「逐一其支流ヲ記シテ以子孫ニ授興ス」との記載があることから、真

崎家において所蔵されていたものと考えて間違いないだろう。12については表題に「写」の文字があることから原本ではないことが分かる。13については表紙裏に県立図書館において押された「東山文庫」の印があり、もとは同文庫にあったことが推測される。

秋田藩庁で所蔵されていた史料、またはその可能性がある史料としては15から24の一〇点が掲げられる。まず、15は戦国期に佐竹氏に滅ぼされた常陸の戦国大名・小田氏の系図である。この史料の後半は根岸氏の系図で、これによると根岸氏は小田氏の分流であることが分かる。なお、これについては秋田藩庁に所蔵されていたものではない可能性が高い。次に16は先に触れた「諸士系図」と同時期に編纂されたとみられる「陪臣系図」下巻の草稿本である。17から23までの七点は秋田藩主・佐竹氏の系図・由緒書である。史料によつては宗家のみならず分家をも包括している。なお、「国典類抄」をみると、記録所などにおいて藩主・佐竹氏の由緒等をまとめたものを幾度か藩主に献上していることが分かる。また、「御蔵書目録」(天保三年)(A〇〇二九一二)や明治期に作成された「旧書籍目録」(一二二五五)など、秋田藩庁の蔵書目録にも佐竹氏の系図類が蔵書として登録されている。これらとの関連性については改めて考察する必要がある。最後の24は、先に触れた、所預が組下の系図を取りまとめた際に作成されたもので、藩に提出した系図と合わせて提出された目録である。

以上の二四点を除外すると残りの一六二七点を提出系図と位置づ

けることができる。

## 2 「文化年間等提出系図」の概要

本節では、前節で提示した「文化年間等提出系図」一六二七点について、その性格を明らかにするために、若干の分析をする。

まず、前章でみたとおり、文化二年の文書提出命令では伝來文書の提出を求めていないため、「文化年間等提出系図」では伝來文書を確認することができない。ところが、同命令には「由緒有之面々ハ、其訳系図之末江可相記事」という一文があるため、この条文のとおり末尾に由緒について記載している系図が多くみられる。この点については本稿では特に触れないことにするが、このほかに別綴じにされている由緒書史料が九点ある。これらはいずれも本来系図の末尾に記載すべきものをその家の都合により別綴じにしたと判断することができるため、さしあたり、先の末尾に記載された由緒書と同一視することができる。そこで、本節で分析をする対象からは除外することとし、本節では一六二七点から九点を除いた一六一八点<sup>10</sup>について分析をする。

では、提出年代についてみる。まず、年号別の内訳についてまとめたのが表3-1(1)である。年代を確認できたのは一六一八点のうち一五八〇点である。

このうち九割弱を占める一三八一点が文化年間提出分である。これは冒頭から触れてきているとおり、文化二年の提出命令によるところが大きい。それを如実に表しているのが表3-1(2)である。

表3 提出年代別内訳

(1) 年号別内訳

年号	点数
宝暦年間 (1751~'64)	1
明和 (1764~'72)	16
文化 (1804~'18)	1381
文政 (1818~'30)	40
天保 (1830~'44)	79
弘化 (1844~'48)	6
嘉永 (1848~'54)	2
安政 (1854~'60)	40
万延 (1860~'61)	2
文久 (1861~'64)	3
元治 (1864~'65)	2
慶応 (1865~'68)	6
明治 (1868~)	1
年代不明	39
合計	1618

(2) 文化年代内訳

年代	点数
文化2年	1213
3	69
4	36
5	20
6	20
7	6
8	3
10	1
11	10
12	3
合計	1381

(3) 文化2年月別内訳

月	点数
閏2月	1
3	3
5	56
6	25
7	336
8	543
閏8	52
9	89
10	15
11	20
12	13
月不明	59
合計	1213

(4) 安政年代内訳

年代	点数
安政3年	9
4	3
5	28
合計	40

※文化年間には推定のもの2点(文化2年、4年各1点)を含む

文化年間提出分のうち九割弱を占める一二一三点が文化二年に提出されているものであることが分かる。さらに文化二年について月別の内訳についてまとめたのが表3-1(3)である。このうち月を確かできたのは一一五四点であるが、七割強を占める八七九点(七、八月に提出されていることが分かる。これは文化二年の提出命令の提出期限が、久保田在任のものについては七月、久保田以外に在任のもの(「在々」)については八月となっていることによる)と大きい。残念ながら八月提出分のうち久保田以外に在任していることが明記されているのは二六九点にとどまっている。各史料の記載事項を詳細に検討していくと若干増加することが見込まれるが、それよりも久保田在任のもので遅れて提出した家が多数あると考える方が自然であろう。

なお、文政年間以降の提出分は、新たに分家した家の系図や後述する「新家」の系図が大半を占める。

次に、文化年間分については所属別についてみる(表4)。「文化年間等提出系図」では表紙の左下部分に「○組下△△給人」や「○家臣」などと記載されている場合が多い。基本的にはこれにもとづいて表を作成したが、一部本文中から抜き出したものもある。具体的には所預および組下持の給人、足輕などを含めた下級武士、さらに所預などの陪臣について示した。基本的には所属が同一で、かつ提出年月日が同一の系図もしくは筆跡も同一であることが多い。ゆえにこのことから所預などが系図を取りまとめていることが分

表4 文化年間提出系図所属別内訳

所預・組下持			給人	点数	足軽・陪臣など			点数
久保田	—	—	—	—	久保田	東家臣	8	
						小野岡大和家人	3	
大館	佐竹石見組下	うち大館給人	4	大館	佐竹石見(小場)家臣	5		
	—	大館給人	17		古内家人	2		
湯沢	{佐竹左衛門組下}	湯沢給人	74	湯沢	佐竹左衛門(南家)家人	13		
横手	戸村十太夫組下	うち横手給人	15	横手	戸村十太夫家来	4		
	向帯刀組下	うち横手給人	56		向帯刀支配〔徒士並など〕	3		
			4					
桧山	松野茂右衛門組下	うち桧山給人	31	桧山	—	—		
		うち能代給人	15					
			3		多賀谷下総家人	6		
	多賀谷下総組下	うち桧山給人	19					
		能代給人	2					
			4					
角館	佐竹河内(北家)組下	うち角館給人	55	角館	佐竹河内支配〔徒士並〕	1		
			40		佐竹河内家人	20		
	塩谷右膳組下	うち角館給人	34		—	—		
			1					
十二所	茂木幸楠組下	十二所給人	37	十二所	—	—		
院内	大山十郎組下	うち院内給人	20	院内	大山十郎内〔足軽など〕	5		
			1					
刈和野	渋江堅治組下	刈和野給人	1	刈和野	渋江堅治家臣	5		
	—	刈和野給人	2					
角間川	梅津亀松組下	うち角間川給人	71	角間川	—	—		
		増田給人	69					
			1					
小計			436	小計			75	
その他			870					

※表紙・文中に明記されているもののみによる。

かる。

なお、「○○組下」とあるのみで、「△△給人」という記載がないものについては、仮に推測できるものであってもあえて示さなかった。ただし、文化年間において、佐竹石見(佐竹西家・小場家)は大館、戸村・向は横手、佐竹河内(佐竹北家)・塩谷は角館、大山は院内、梅津は角間川のそれぞれ所預、または組下持であるので、これらについては「△△給人」という記載がなくとも給人の居住地はそれぞれの町と考えても差し支えないものと思われる。

反対に「△△給人」とあるのみで、「○○組下」という記載がないものについても、同様に示さなかった。これらについては文化年間において、横手、桧山、角館を除くと、組下持はそれぞれの町に一家のみであるので、大館給人一七家は佐竹石見組下、刈和野給人二家は渋江堅治組下と考えても差し支えないものと思われる。しかしながら、桧山の所預・松野および組下持・多賀谷はそれぞれ桧山と能代に給人を抱えており、これらの組下というのみでは居住地を特定することはできない。

これに対して、陪臣については各家の直臣であることから、主家の居住地と同地に居住していると考えるのが自然であろう。ただし、足軽や徒士並などいわゆる下級武士については、村に居住しながら召し抱えられている家がある

ことも考えられるため、こちらについては陪臣と同様に考えるわけにはいかない。

なお、久保田在住の藩士、すなわち藩主の旗本・給人については、数値をあえて示さなかった。居住地について明記している場合が非常に少ないことによる。分限帳等による詳細な検討が必要である。

では、実際に文化期の藩士のうちどのくらいの割合の藩士が系図を提出したのであろうか。文化七年(一八一〇)の分限帳<sup>1)</sup>によると、久保田給人は一・二〇家、久保田以外の在々給人は八二二家である。表4によると、久保田以外の給人系図が合わせて四三六点、久保田給人の系図が「その他」八七〇点の大半を占めることが考えられるが、どちらにしても分限帳の家臣数に遠く及ばない。まずさしあたり考えられるのは、①文政期以降に遅れて提出した家があること、②当館において郷土資料以外に提出系図が分散していること、③今日に至るまでの間に紛失した系図があること、などの要因が考えられる。ただし、①については表3にあるとおり二五〇点弱を数えるのみで、残念ながら両者の差を埋めるだけの点数はない。また、一部重複して提出している家もあり、文政期以降の点数を単純に加えることはできない。②については後章で触れるが、ほんの点数しか確認できない。

ゆえに文化二年の提出命令は、全家臣を対象としたものではないと考えるのがよいだろう。ただし、この「文化年間等提出系図」には一門を含めた大身給人の系図が多数含まれているその一方で、足

軽や陪臣級の家の系図もあり、家格上の幅は非常に広い。

では、文化年間分以外のものとして安政年間と新家の提出系図に着目したい。

#### (1) 安政年間提出系図

安政年間分は全四〇点のうち安政五年(一八五八)三月に提出されたものが二八点ある(表5)。これについて多少分析を試みよう。

まず、この二八点はいずれも筆跡が同一である。すなわちある一人の人物により書かれたということである。丁寧な楷書で書かれており、字も大きく他の系図に比しても非常に読みやすい。また、当然ながら体裁も同一である。表題は「〇〇氏系図」(分流の場合に限り「〇〇氏分流系図」で統一されている。末尾には家紋「定紋」が図示され、「右之外相知不申候」のあとに提出年月である「安政五年三月」、その下に提出者名が記され、そのすぐ下に印が押されている。概して、文化二年の提出命令にしたがって記載されていることが分かる。ただし、文化年間の系図の場合には、提出命令にしたがって印のほかに花押が記されており、この点が唯一明確に異なる。

では記載内容について若干触れてみよう。実はこの二八点には共通の事績が記載されている(表6)。多少の修飾や誤字・脱字と思われるものなど、若干の相違はみられるが、ほぼ同文といつてよい。さらに同一の事績については記載されている年月も同一である場合がほとんどである。表では一七項目を取り上げたが、このうちA、



表5 安政5年提出系図

NO	整理記号・番号	史料名	提出者名	提出年月日	件数
1	A288.2-37-4	阿部氏系図	阿部元之助清真	安政5年3月	12
2	A288.2-113-1	大友氏系図	大友與左衛門秀友	安政5年3月	16
3	A288.2-113-2	大友氏系図	大友半之丞親仁	安政5年3月	15
4	A288.2-167	片庭氏系図	片庭隼天道康	安政5年3月	15
5	A288.2-177-3	金澤氏系図	金澤忠蔵資盛	安政5年3月	15
6	A288.2-177-4	金澤氏系図	金澤徳治資則	安政5年3月	12
7	A288.2-177-6	金澤氏系図	金澤文市郎資忠	安政5年3月	13
8	A288.2-182-1	神尾氏系図	神尾伊右衛門康治	安政5年3月	14
9	A288.2-193-4	菊池氏系図	菊池為八郎武興	安政5年3月	12
10	A288.2-259-3	齋藤氏系図	齋藤惣兵衛景孝	安政5年3月	16
11	A288.2-264-5	坂本氏分流系図	坂本半九郎頼慶	安政5年3月	13
12	A288.2-273-1	佐藤氏分流系図	佐藤伊左衛門忠恒	安政5年3月	15
13	A288.2-273-6	佐藤氏系図	佐藤治右衛門忠良	安政5年3月	14
14	A288.2-273-11	佐藤氏系図	佐藤文左衛門忠直	安政5年3月	13
15	A288.2-278	猿橋氏系図	猿橋嘉右衛門信貞	安政5年3月	13
16	A288.2-305-5	鈴木氏系図	鈴木源之助重清	安政5年3月	12
17	A288.2-326-4	高橋氏系図	高橋三郎左衛門信昌	安政5年3月	14
18	A288.2-326-6	高橋氏系図	高橋友之進信豊	安政5年3月	13
19	A288.2-375	戸巻氏系図	戸巻治兵衛泰清	安政5年3月	13
20	A288.2-380	豊川氏系図	豊川七郎左衛門宗明	安政5年3月	13
21	A288.2-418-9	根本氏系図	根本弥治右衛門祐重	安政5年3月	14
22	A288.2-437	秦氏系図	秦平蔵清行	安政5年3月	16
23	A288.2-465	蛭田氏系図	蛭田吉蔵貞固	安政5年3月	12
24	A288.2-522-1	緑川氏系図	緑川孫左衛門秀倫	安政5年3月	14
25	A288.2-522-2	緑川氏分流系図	緑川清之丞秀達	安政5年3月	13
26	A288.2-531	村上氏系図	村上市右衛門清孝	安政5年3月	15
27	A288.2-573-2	横山氏系図	横山藤右衛門頼長	安政5年3月	12
28	A288.2-664	今野氏系図	今野茂助秀常	安政5年3月	15

\*件数は表6の情報17件のうち掲載されている数を指す

B、C、D、E、H、I、J、K、Nの一〇項目については全二八点に記載されていることが分かる。このうち、Iを除いた九項目については、記載年月も同一である。

全二八点の最初の当主の事績はすべてAである。つまりこれらの系図に近世より前の記録はいっさいない。ゆえにAによると「御遷封後御跡ヲ慕ヒ傍輩同伴罷下リ」とあるが、この系図からは秋田へ「罷下」る以前のこととは全く分からない。

いずれにせよこれらの共通事績から全二八家についていえることは、慶長七年に秋田へ下つて足軽となり樋口村に住み(A)、寛文三年以降横手で米蔵番を勤め(B)、延宝三年には横手に移住し(C)、延宝八年には小松川境口で番を勤めた(D)ということである。さらに、文政九年(一家のみ文政元年)に苗字を許された(I)とあるが、足軽であることから、それまで苗字を名乗ることが許されていなかったことが分かる。そして安政四年には「格別ノ御沙汰ヲ以テ」永徒並に召し立てられ、「大砲方」として蝦夷地警衛を仰せつけられている(N)。

AとPにそれぞれ「向清兵衛執成」、「小鷹狩源太支配」とあるが、「小鷹狩」とは横手組下持である向氏が一時期名乗った姓である。Pについて記載されているのは二八点のうち二三点にとどまっているが、二八家とも藩制期をとおして向氏に仕えていた足軽と考えて差し支えないであろう。

ではこれらの系図が提出された契機は何かということが次な

表6 安政5年提出系図に関する共通情報

	年代	事項	点数
A	慶長7年(1602)	御遷封後御跡ヲ慕ヒ傍輩同伴罷下リ、向清兵衛執成ヲ以テ前度ノ通御足輕御奉公ニ復シ下サレ	28
	元和元年(1615)	樋口・吉田両村ニテ新開ノ御意右野開指紙一同ニ頂戴仕右開田ヲ以テ御扶持分ニ被下置候、因テ暫ク樋口村ニ住シ自身ニ開發仕候ト申傳候	
B	寛文3年(1663)9月	横手御米蔵御番一統願申立交代相勤候	28
C	延宝3年(1675)	面々屋敷拝領仕横手ニ移住仕候町名野御扶持町ト称ス	28
D	延宝8年(1680)	小松川御境口御番被 仰付、横手給人衆ニ属シ交代相勤候	28
E	享保4年(1719)10月	横手 御城御用所御使番御頼ニテ相勤候	28
F	元文5年(1740)7月	御使番六人扶持方拝領被 仰付候	27
G	文化4年(1807)5月	松前箱館 御加勢ノ砌一方御催促十人ノ数ニ被 仰付出 府仕候	9
H	5月	御弓御鉄炮御鎗三業被 仰付、其節野御扶持御足輕ト被 仰渡候	28
I	文政元年(1818)2月	以来御米蔵御番御免被 仰渡候	1
	9年(1826)2月		27
J	10年(1827)3月	格別ノ御吟味ヲ以テ是マテ野御扶持御足輕ト區々申唱候エトモ、以来野御扶持方可申唱被 仰渡候	28
K	安政3年(1856)3月	鉄炮拾匁筒廿挺獻納被 仰受三業御引上一統大筒業被 仰付拾匁業本務被 仰付、直々右獻納筒拝借被 仰付候	28
L	8月	蝦夷地 御警衛一ヶ年詰被 仰付御催促ニテ出 府仕候處、松前御警衛向交代被 仰付候面々此度箱館表ヨリ被 仰越候御趣意有之明春マテ出張被廷置候段被 仰渡一ト先歸宅仕候	8
M	4年(1857)3月	蝦夷地白主表半ヶ年詰被 仰付出張	8
N	4月	格別ノ御沙汰ヲ以テ是迄ノ御宛行ニテ永徒並被 召立、大砲方被 仰付蝦夷地 御警衛中年々同所交替詰被 仰付候	28
O	4月	以来御米蔵御番御免被仰渡候	27
P	4月	麻上下ニテ登 城於御政務所御用番御家老御逢被成下、小鷹狩源太支配野御扶持方右面々 御領内御防禦并蝦夷地為 御警衛格別ノ御沙汰ヲ以テ永徒並被召立、大砲方被 仰付難有奉存候段御披露有之候同日於支配出仕被 仰付候	8
	5月		7
	12月		8
Q	5年(1858)正月	蝦夷地マシケ一ヶ年詰被 仰付、當五月十二日久保田出立可致段被仰渡候	2

※事項は「大友氏系図」(A288.2-113-1)による  
ただし、Qのみ「神尾氏系図」(A288.2-182-1)による  
点数は表5の系図28点のうち掲載されている数を指す

る問題として掲げられるだろう。しかしながら、この時期に系図を提出することを命じたものは、当館所蔵史料からは確認できない。さらに明和年間以降において、文化年間を除いては、このように特定の地域からまとまって提出された系図は当館にはない。ただし、これらの事績を具にみると「松前箱館御加勢」(G)を皮切りに、「蝦夷地 御警衛」(L)、「蝦夷地白主表」(M)など、蝦夷地に関する記載が文化四年以降、一部の家のみではあるものの目立ち始める。対して、向氏は文化四年の秋田藩の箱館出兵に関与しており、さらに横手給人は安政期に蝦夷地へ出兵している。こうしたことを相互に勘案すると、この二八家は文化四年の出兵や安政期の秋田藩の蝦夷地経営と無縁ではないであろうことが考えられる。ゆえに、これらの件が系図を提出させる契機となっているであろうことは想像に難くない。

なお、これらの家の系図は、足輕身分ゆえ、「元禄家伝文書」や「諸士系図」にはない。これらの家の実態自体不明な点が多いことは確かであるが、これについてはこの系図のみから判断することは不可能である。今後の検討課題としたい。

(2) 新家系図

新家は文政八年（一八二五）六月の被仰渡<sup>13</sup>によって明確に規定された。これによると「御近代より格合御取立、又者百姓・町人武士に被召立候」家を指す。藩制後期になると、在郷の地主や商人のなかに、取り立てられて武士身分を与えられるものが出現する。ところがこうしたものに限って一般の諸士よりも石高が高い場合が多く、身分の秩序にみだれが生じてきた。そこで、こうした者を「新家」とよび、これに対して従来の武士を「旧家」と位置づけることにより秩序をただすことを画策して制度化されたのが新家の制度である。この被仰渡には新家に取り立てられる際に系図を提出するよう命じたような文言はないが、実際には「文化年間等提出系図」に新家の系図が多数含まれているのでここで触れることにする。

新家は主に文化年間以降顕著に現れるが、これを一覽にしてまとめた史料として「安永已来被召出候新家之面々<sup>14</sup>」がある。これには天明年間から弘化年間に取り立てられた新家、計一〇四家が登載されている。このうち当館に系図があることを確認できた家は表7に掲げた四九家である<sup>15</sup>。

これらの系図から次の諸点を確認することができる。

まず第一点は新家に取り立てられるのは、先述したとおり地主からなる場合と商人からなる場合とがあるが、いずれにしても災害時等の献金・献穀を契機に新家になる場合が多いということである。特に天保期以降に取り立てられた新家に多くみられる。

第二点は先の被仰渡が出された文政八年以降は、新家に与えられ

ている身分が明確になっていることである。例えば文化三年に提出された6「大野氏系図」では「永ク士三陞セラル」などの記載にとどまっている。つまり、「士分」に取り立てるとあるのみで、秋田藩士の家格秩序のどこに位置づけるかまでは言及していないのである。これに対し、文政八年以降の提出系図では近進や近進並など、下級ではあるものの、家格秩序のなかに明確な地位を与えられていることが分かる。

最後に第三点は新家の住所が海岸沿いの町であることが多いという点である。例えば、能代は一六家、土崎湊は五家、また北浦（現・男鹿市北浦）は一家、船越（現・男鹿市船越）は二家あることが確認できる。ただし、提出後に移住した家については表紙に「〇〇居住」などと移住先が追記されている。いずれの系図もいつごろ移住したかは記載されていないため移住時期は分からないが、これによりそれぞれの地へ移住した家を合わせると、能代は久保田へ移住した家が一家あるため一五家に減少しているが、土崎湊は六家（三増二減）、北浦は六家、船越は五家となり、いずれも増加していることが分かる。嘉永年間に海岸警備のため新家等が能代や土崎湊等に移住させられていることとの関係があるのだろうか。

なお、これらについても系図が提出された契機は何かということが問題として掲げられるだろう。しかしながら、新家に対して系図を提出することを命じたものは、当館所蔵史料からは確認できない。ただし、考察する余地は若干残されている。

表7 新家系図(提出年月日順)

NO	整理記号・番号	史料名	提出者名	提出年月日	家格など
1	A288.2-273-12	新調佐藤系図	佐藤文蔵成房	文化2年8月	徒並
2	A288.2-435	畠氏系図	畠善四郎成政	文化2年8月	(近進)
3	A288.2-643	藤原姓伊多波系図	伊多波武助重正	文化2年8月	(土分)
4	A288.2-79-1	岩谷氏系図	岩谷新助宗賢	文化2年9月	(土分)
5	A288.2-360	寺澤氏系譜	寺澤惣兵衛英全	文化2年9月	(土分)
6	A288.2-115-1	大野氏系図	大野小八郎家忠	文化3年9月	(土分)
7	A288.2-267-1	佐々木氏系図	佐々木作五郎綱知	文化4年9月	(土分)
8	A288.2-303	杉山氏新調系図	杉山文治政徳	文政8年3月	(郷士)
9	A288.2-567-3	山本氏新調系図	山本時太郎信忠	文政8年3月	永近進並
10	A288.2-433	長谷川氏新調系図	長谷川忠右衛門永澄	文政8年9月	(土分)
11	A288.2-305-4	新調鈴木系図	鈴木作右衛門重教	文政9年11月	永近進
12	A288.2-334	新調田口系図	田口吉右衛門宗與	文政11年5月22日	近進
13	A288.2-238	児玉氏新調系図	児玉永八高教	天保7年12月	御旗本永近進並
14	A288.2-267-3	新調佐々木氏系図	佐々木良右衛門宗長	天保7年12月	簀本永近進
15	A288.2-310	須磨氏系図	須磨与七郎時敏	天保8年	旗下永近進並
16	A288.2-564-7	平姓山田氏系図	山田重太郎直芳	天保8年	旗下永近進並
17	A288.2-239	新調古仲氏系図	古仲和吉清長	天保8年2月	旗本近進
18	A288.2-519-2	三浦氏系図	三浦八右衛門盛時	天保8年2月	永近進並
19	A288.2-111-1	太田氏系図	太田新一郎政徳	天保8年3月	御旗下永近進並
20	A288.2-116	大淵氏系図	大淵財之助綱伯	天保8年4月	永近進並
21	A288.2-344	谷内氏系図	谷内順右衛門寛教	天保8年4月	近進並
22	A288.2-576-7	源姓吉田氏系図	吉田豊俊彦	天保8年4月	永近進並
23	A288.2-87-4	宇野氏系図	宇野万三郎親清	天保8年5月	役中近進
24	A288.2-529-1	三輪氏系図	三輪宇門良康	天保8年5月	永近進並
25	A288.2-210-2	熊谷氏系図	熊谷新之丞直賢	天保8年6月	永近進並
26	A288.2-295-1	庄司氏系図	庄司作兵衛善継	天保8年6月	永近進
27	A288.2-295-2	庄司氏二男系図	庄司友之助善房	天保8年6月	旗本永近進並
28	A288.2-434-2	長谷川氏系図	長谷川定右衛門治慶	天保8年6月	永近進並
29	A288.2-271-3	系図〔藤原姓佐藤氏〕	佐藤角右衛門忠寄	天保8年10月	永近進
30	A288.2-635	藤原姓石田氏系図	石田久左衛門嘉壽	天保8年10月	(郷士)
31	A288.2-216-1	栗林氏系図	栗林八郎兵衛廣業	—	御旗本近進
32	A288.2-216-2	栗林氏分流新調系図	栗林七兵衛廣道	天保8年10月	御旗本永近進
33	A288.2-161	笠井氏系図	笠井文治重政	天保8年11月	永近進並
34	A288.2-216-3	栗林氏二男系図	栗林定之助廣起	天保8年11月	御旗本永近進
35	A288.2-181	金谷氏系図	金谷禮吉休知	天保8年12月	永近進並
36	A288.2-530	村井氏系図	村井藤左衛門政常	天保8年12月	永近進並
37	A288.2-68-4	藤原姓伊藤氏系図	伊藤金吾祐孝	天保9年3月	永近進並
38	A288.2-525-1	湊氏系図	湊新三郎村親	天保9年4月	旗本永近進
39	A288.2-555-2	平姓柳谷氏系図	柳谷兵右エ門直徳	天保9年8月	永近進並
40	A288.2-87-3	宇野氏系	宇野弥五郎親業	天保9年12月	永近進並
41	A288.2-130	新調小笠原氏系図	小笠原彦右衛門長安	天保12年	永徒並
42	A288.2-231-3	小嶋氏系図	小嶋直右衛門成栄	天保12年正月	簀本永近進並
43	A288.2-347-4	新調田村氏系図	田村三九郎政秀	天保12年6月	徒並
44	A288.2-412-1	新調西村氏系図	西村伊右衛門美行	天保12年9月	簀元永近進並
45	A288.2-72-1	藤原姓今立氏系図	今立信右衛門	天保14年9月	御旗本永近進
46	A288.2-519-1	三浦氏系図	三浦伊右衛門盛則	嘉永元年10月	御旗本永近進並
47	A288.2-361	新調寺田氏系図	寺田喜四郎利業	弘化2年7月	簀元永近進
48	A288.2-406	藤原姓成田氏系図	成田良左衛門元暢	弘化3年7月	御旗本永近進並
49	A288.2-112	新調大塚系図	—	—	旗本永近進

※家格は提出時のもの

まず、各系図をみると、系図が提出されたのは近進などに取り立てられてから数年を経ている場合が多い。ゆえにこれが系図を提出する契機となったとは考えがたい。しかし、先にみたとおり一部の家が提出後に海岸沿いの町に移住させられている。これらのことから勘案すると、移住した家については移住するにあたって提出を命じられたということも考えられる。

なお、今日に至るまでの間に紛失した系図がある可能性は否定できないが、当館には「安永已来被召出候新家之面々」に登載されている半数近くの家の系図がないことが分かる。このことから、新家のすべてに系図を提出させたわけではないことも考えられよう。ただし、「安永已来」は藩庁役人が作成したものではない。ゆえに藩の新家に対する認識と異なっている可能性があるため、このように断ずることは早計であるかもしれない。しかしながら、提出した背景には何らかの命令があったと考えるのが自然であろうが、こちらについてもこれらの系図のみからでは不明である。今後の検討課題としたい。

### 三 「文化年間等提出系図」の再整理に関する課題

本章では「文化年間等提出系図」の再整理に関する課題について整理する。

課題は郷土資料内の「文化年間等提出系図」を中心にみると、内

的課題と対外的課題の二つに分けられる。

まず内的課題は二点掲げられる。いずれもすでに伊藤氏が指摘している。<sup>17)</sup>

第一点は「文化年間等提出系図」が、提出者の名字と名前の五十音順に並べる原則で整理されていることである。

これについては、前出した「旧書籍目録」において「三〇八 一 旧藩士系図 五百五十九冊」、「三〇九 一 旧藩士系図イロハ分八十二冊」とあり、明治期以前はイロハ順に整理・保存されていたことが分かる。ただし、これにはさらに次の諸問題が掲げられる。

まず一つは、同目録では例えば「イ」のまとまりのなかで名字をどのように配列していたかが分からない。国語辞典のように徹底してイロハ順に配列していたものか、あるいは資格順か、はたまた地域別にまとめられていたものか、同目録からはいっさい手がかりがつかめない。さらに、もし、国語辞典のように徹底してイロハ順に配列されていたとしても、血縁関係のない同一名字(例えば「石井」や「佐藤」など複数の系統がある場合)の家はどのような配列にしていたか、これについても全く分からない。なお、血縁関係のある一族内の配列については、先に触れたが、宗家が分家の系図を取りまとめて提出する際に、宗家は系図の末尾に分家の当主の一覧かまたは分家の系図の題名を記載している。<sup>18)</sup> 推測にすぎないが、これらのまとまりについては藩において整理されたのちもくずされていないと考えるてもよいと思われる。

第二点は同一の読みをする名字における整理の基準に誤りがあることである。

こちらについては伊藤氏が「元禄家伝文書」内の「あんどう」氏を例に取り上げ、安東氏（A二八八・二一七九六〇五）と安藤氏（A二八八・二一八〇六〇八一七）は区別されているが、相互に嫡庶の關係にある家があり、区別したのは間違いだとしている。同様の問題は「文化年間等提出系図」にもみられ、具体的には「きくち」氏と「たかがき」氏にみられる。

まず、「きくち」氏は菊池氏（A二八八・二一九三一一八）と菊地氏（A二八八・二一九四一一三）を区別しているが、「菊池氏分流系図」（A二八八・二一九三一一三）の元祖・菊池昌安は「菊地氏由緒家系」（A二八八・二一九四一一三）の藩制初期の当主・菊地昌長の二男である。ゆえに少なくともこの二家は嫡庶の關係にあり、区別するべきではない。

もう一つ、「たかがき」氏は高柿氏（A二八八・二一三一一七一〜四）と高垣氏（A二八八・二一三一一八一〜三）を区別しているが、「高垣氏系譜」（A二八八・二一三一一八一）の元祖・高垣吉末は「源性系図（高柿彦右衛門先祖准四男分流）」（A二八八・二一三一七一二）の藩制初期の当主・高柿吉敦の二男である。こちらも少なくともこの二家は区別するべきではない。

反対に区別した方がよい例がある。

「さいとう」氏は「齋藤」氏としてA二八八・二一五九一一、

八およびA二八八・二一五六〇一一〜三で一括整理され、齋藤氏と齋藤氏を混在させているが、厳密には両氏を区別するべきである。「さいとう」氏系図一点のうち齋藤氏は五点あるが、このうち四点が湯沢給人で、さらにこのうち三点が相互に嫡庶の關係にある。これに対して齋藤氏は六点あるが、こちらは先述した安政五年の系図や医師の系図などが含まれるため、一系統ではないが、少なくとも齋藤氏との關係がある家はない。

以上が内的課題として掲げられる。

これに対して対外的課題も二点掲げられる。

第一点は明和年間分については「元禄家伝文書」内の明和年間分のものとの關連について検討する必要があることである。

これについては、基本的に「文化年間等提出系図」内の明和年間分一六点および「元禄家伝文書」に含まれる明和年間分の系図・由緒書一点には、記載内容が同一のものがなく、最大焦点として掲げられるだろう。つまり、重複する史料がないということは、「文化」、「元禄」のうち一方が控えて、もう一方が提出系図という關係にあるわけでもないことが考えられる。また、系図については形態にほとんど差異がないことにも着目すべきである。いずれも豎閉紙で、末尾には提出年月日、提出者名、花押が記されているものが多い。ゆえにいずれも明和三年の提出命令にしたがって提出された系図類であることが考えられるが、なぜ「文化年間等提出系図」と「元禄家伝文書」に分散されたかについては、「秋田藩家藏文書」<sup>19</sup>

なども含めて考える必要があるだろう。

第二点は「文化年間等提出系図」が郷土資料以外にも散見されることである。

これについては秋田藩庁旧蔵史料の伝来の過程を前提とした再整理と大きく関わる問題である。当館所蔵史料の伝来の過程や再整理に関する課題等については伊藤氏や菊池保男氏の論文に詳しいので、ここでは特に触れないことにするが、最後に郷土資料以外の分類にみえる藩制後期提出系図類とみられる系図類・伝来文書を抽出することで、将来の再整理の一助としたい。

(1) 県庁旧蔵史料および佐竹文庫(宗家)

いずれも秋田藩庁において所蔵されていたものである。

県庁旧蔵史料は県A、県B、県C、県Dに分類されている。このうち、県Aは主に簿冊、県Bは主に一紙文書であるが、このなかに以下のとおり関係史料が含まれる。

まず明和三年の提出命令にもとづく系図は表8の1、2の二点が掲げられる。どちらも佐竹山城(佐竹東家)家人とあり、陪臣であることが分かる。また、どちらも堅閉紙で、末尾に提出年月日、提出者名、花押があることから提出系図といえる。

また文化二年の提出命令にもとづく系図は3から8の六点が掲げられる。

3から6の真壁氏の系図は相互に嫡庶の関係にある。また、7の皆川氏は佐竹河内(佐竹北家)家人、8の鈴木氏は佐竹石見(佐竹

表8 その他の文化年間等提出系図

NO	整理記号・番号	史料名	提出者名	提出年月日	摘要
1	県B-702	系図〔藤原姓那須一家赤垣系図〕	赤垣鞠負久富	明和5年正月	
2	県B-703	系図〔安嶋氏系図〕	安嶋吉兵衛信名・安嶋主税信芳	明和5年正月	
3	県A-111-1	系図〔平姓真壁氏〕	真壁掃部助茂幹	文化4年12月	
4	県A-111-2	真壁掃部助二男分流系図	真壁左膳雅幹	文化4年12月	
5	県A-111-3	真壁左膳二男分流系図	真壁孫左衛門直幹	文化4年8月	
6	県A-111-4	真壁掃部助二男分流系図	真壁兔毛幹重	文化4年12月	
7	県B-757	皆川氏系譜	皆川丈左衛門宗雄	文化2年間8月	
8	県B-758	源姓鈴木氏系図	鈴木助三郎重連	文化2年11月	
9	AH288.2-25	新調渋江氏系譜 附荒川氏	渋江賢治和光ほか	文化3年8月	分家2家あり
10	落126	藤原姓芦田氏系譜	芦田徳右衛門通近	(文化年間)	控か
11	落133	〔佐藤氏系図〕	佐藤清治信由	文化2年□月20日	控か

西家)家人とあり、どちらも陪臣であることが分かる。いずれも堅閉紙で、末尾には提出年月日、提出者名、花押、印がすべてそろっていることから、提出系図であるといえる。

このほかに、表には掲げなかったが、県Bおよび佐竹文庫(宗家)には、安永・寛政期の命令にしたがって提出された、系譜と文書の一覧を示したと目される史料や、文化年間およびそれ以降の、嫡庶の争論に関する裁判関係史料が多く含まれている。

前者については大半の史料に提出年の記載がなく、今後さらに検討する必要がある。ゆえにここでは史料名を明記することを避け

る。また後者についても、県Bについては先と同様、提出年の記載がないものもあることから、こちらも史料名を明記することを避ける。しかしながら佐竹文庫(宗家)については史料名に「裁判請文」とある四一点が該当する。いずれも文化年間のものである可能性が極めて高い。なお、嫡庶の争論に関する裁判の結果にもとづいて提出された系図が郷土資料内の「文化年間等提出系図」のなかに確認できる。おそらく提出年の遅れている系図は、この裁判の結果待ちによるものも含まれよう。また、「諸士系図」には文化年間以降の嫡庶の裁判の結果が朱墨で記されていることから、家によっては裁判の提出史料と結果の両方を把握することができる場合もある。

## (2) 東山文庫

東山文庫は東山太三郎氏の収集史料である。このなかには同氏が収集した秋田藩庁の旧蔵史料が多数あり、このため秋田藩士の系図も多数確認できる。文化年間提出系図の控えであることが推測できる史料も数点あるが、提出系図そのものである可能性が高いのが9「新調渋江氏系譜」である。庶家である荒川氏の系図が含まれるが、堅閉紙であることや末尾に提出年月日、提出者名、花押、印がそろっていることが要因として掲げられる。

## (3) 落穂文庫

落穂文庫は県立図書館旧蔵史料である。菊池氏によると「昭和五年から三十五年までの間に受け入れた資料で、伝来の明確でない「文書群」を、四十六年に分類・整理した」ものではないかという。ゆ

えにこのなかには秋田藩庁の旧蔵史料が含まれている可能性がある。表に掲げた10、11の両史料は体裁からみると明らかに文化二年の提出命令にもとづいている。10については後部が欠損しているため、提出年月日が分からず、花押や印があったかどうか不明である。11については花押、印ともにそろっており、提出系図である可能性がある。なおいずれの家も郷土資料内の「文化年間等提出系図」にはない。この点から考慮してもいずれの系図も提出系図である可能性は皆無ではない。

## おわりに

本稿は内容が多岐にわたってしまったため、いささか焦点が不鮮明となっている。また、系図類以外の史料による検討が十分なされていないことにより推測にたよっている箇所が非常に多い。ゆえにこのままでは本稿で述べたことは「紙上の空論」になりかねない。しかしながら結論としては少なくとも次の二つのことがいえる。一つは郷土資料内の「文化年間等系図類」には提出系図ではないものが含まれており、これらすべてを提出系図とすることはできないということ、もう一つは藩制後期、特に明和年間以降の秋田藩家臣団の提出系図類は郷土資料内の一六二七点(由緒書を含む)のほかに、県庁旧蔵史料(県A・B)・東山文庫の系図計九点、佐竹文庫(宗家)の「裁判請文」四一点が該当するということである。さ



らに今後の検討次第では落穂文庫の系図二点や県庁旧蔵史料（県B）の安永・寛政期の命令にもとづく史料や裁判関係史料、さらには「元禄家伝文書」の明和年間分を加えることも考えられよう。今後系図類以外の史料も含めた確たる検討が必要である。

なお、当館所蔵の系図類・伝来文書は二面的性格を有しているといえる。

そのまず一面は、提出系図類については同時に秋田藩庁旧蔵史料であるという面である。

秋田藩庁旧蔵史料は現在県庁旧蔵史料のみならず、佐竹文庫や郷土資料などにも分散されており、このため系図類・伝来文書もそれぞれに属して分散されている状態である。ゆえに、系図類・伝来文書の再整理を単独で行うことは無意味であり、常に秋田藩庁旧蔵史料の再整理作業の一環として行われる必要がある。これは当館内における課題である。

もう一面は非秋田藩庁旧蔵史料も含めた系図類・伝来文書は秋田藩の家臣団の構成を探るうえで不可欠な史料であるという面である。

これには「秋田藩家蔵文書」をはじめ、「元禄家伝文書」、「諸士系図」、さらには分限帳などとの関連性を考慮することが必要である。また、佐竹文庫（西家）内にある戊辰戦争時に提出されたと思われる系図や、秋田県庁文書で、明治維新時に作成された「士族卒明細短冊」・「卒家譜」との関連性も探ることにより、佐竹氏入部

以降明治維新にいたるまでの家臣団の編成の変遷をたどることができ。こちらは、やや大袈裟にいえば、秋田藩制史をさらに解明するのに貢献できる基礎的作業となる。

このたび刊行した『系図目録Ⅰ』、『Ⅱ』は残念ながらこのいずれの課題に対しても即座に全面解決する手段とはなっていない。あえていえば、各家単位に「諸士系図」と「元禄家伝文書」、および「文化年間等提出系図」と「諸士系図」の関連について調査したのみである。残念ながらこの点一つをとっても完全とはいえない。しかしながら、当館所蔵古文書班所管の系図類は両目録によって一応集約することができた。今後はこれらをどう生かしていくかが当面の課題となろう。その際には本稿で取り上げたことを常に念頭に置きつつ整理作業を進めていきたい。

## 註

- (1) 整理記号・番号A二八八・二二六八七・三二八一。全二五二三点。加藤昌宏「元禄家伝文書」に関する一考察（秋田県公文書館『研究紀要』第六号・平成十二年）参照。
- (2) 整理記号・番号A二八八・二二五九〇～五九。清書本二五五点、草稿本一六六からなる。「資料紹介 諸士系図」（秋田県公文書館『公文書館だより』第一五号・平成十三年）ほか参照。
- (3) 1は「国典類抄」後篇嘉部三四（AS二〇九一・七六二三四）、2は「町触控」四（A三二七五七五）、3は「町触控」一二（A

- 三二七―五七―一四)、4は「町触控」一六(A三二七―五七―一七)。ただし、4については虫預部分を「被仰渡控帳」(AS二八〇―三―四)で補完した。なお、1については①伊藤勝美「秋田藩家蔵文書」の成立の過程」(秋田県公文書館「研究紀要」第三号・平成九年)を、2以降については②伊藤勝美「秋田藩の諸士系図について」(秋田県公文書館「研究紀要」第四号・平成十年)を参考にした。元禄・宝永期の提出命令については加藤氏(1)論文参照。
- (4) 伊藤氏(3)②論文。なお、本節において取り上げる伊藤氏の指摘は同論文による。
- (5) 命令の全文は伊藤氏(3)②論文参照。なお、本章において引用する文化二年の提出命令は同論文を参考にした。
- (6) 秋田藩内の要所九箇所に置かれた佐竹一門および譜代家臣・直臣・藩からみると陪臣」と組下給人(藩の直臣)を指揮した。なお、所預と組下給人は藩の編成上においては藩主・佐竹氏に対して平等の地位にある。また所預以外で組下給人を預けられるものを組下持という。加藤氏(1)論文ほか参照。
- (7) 伊藤氏(3)②論文参照。
- (8) 伊藤氏(3)②論文。
- (9) 整理記号・番号A二八八・二五九〇―二九。なお、上巻の整理記号・番号はA二八八・二五九〇―二八。
- (10) 実際には一史料のなかに分家を含めた複数の系図が記載されている場合がある。これを計上すると登録されている延べ家数は一六・二二家である。なお、年代を経て重複して提出している家が若干数ある。
- (11) 『秋田県史』第三巻・近世編下(秋田県)第一八表「秋田藩家中分限」。当館には文化年間の分限帳がないため右史料によった。なお久保田の家臣のみを示したものとしては「久保田分限帳」(文化八年)(二五―一〇六)がある。
- (12) 蝦夷地政策については金森正也『秋田藩の政治と社会』(無明社出

- 版・一九九二年)第六章「文化四年・秋田藩の箱館出兵」、第七章「安政期の幕府蝦夷地政策と秋田藩」ほか参照。
- (13) 「町触控」二四(A三二七―五七―二五)文政八年六月二十二日条。新家については『近世の秋田』(秋田魁新報社・一九九一年)ほか参照。
- (14) 「秋田武鑑(個人蔵)所収。なお、影印本が無明社出版から刊行されている。
- (15) 当館にはほかに「安永己未召出候新家之面々」に記載されていない新家の系図が多少あるが、筆者の力量不足により今回は取り上げなかった。
- (16) 伊藤氏(3)②論文(註釈部)。なお、本章において取り上げる伊藤氏の指摘は同論文の註釈部による。
- (17) 例えば「平姓岸氏系図」(A二八八・二一九六―三)の末尾には次のような記載がある。
- (18)
- |   |      |      |   |       |
|---|------|------|---|-------|
| 一 | 系図一冊 | 次男分流 | 岸 | 市之丞   |
| 一 | 系図一冊 | 三男分流 | 岸 | 嘉吉    |
| 一 | 系図一冊 | 次男分流 | 岸 | 八郎右衛門 |
| 一 | 系図一冊 | 三男分流 | 岸 | 久右衛門  |
| 一 | 系図一冊 | 次男分流 | 岸 | 傳四郎   |
| 一 | 系図一冊 | 支流   | 岸 | 庄左衛門  |
| 一 | 系図一冊 | 支流   | 岸 | 傳三郎   |
| 一 | 系図一冊 | 支流   | 岸 | 市左衛門  |
| 一 | 系図一冊 | 支流   | 岸 | 團六    |
- 右外二私系図一冊都合十冊取纏指上申候以上
- これは「平姓岸氏系図」の提出者・岸縫殿が分家の系図九冊に自家の系図を合わせた一〇冊を藩に提出することを記載しているものである。幸いにもここに掲げた分家の系図九冊は、順は異なるものいずれも当館にある。ゆえに岸氏についてはこのとおり整理する

ことが望ましい。また、このような記載がないものについてもこれに準じて整理するのが望ましいものと思われる。

- (19) 整理記号・番号A二八〇―一六九―一―六一。全六一点。このうち一冊が明和三年の文書提出命令と関連があり、一冊が文化二年の提出命令と関連がある。伊藤氏(3)①論文参照。

- (20) 伝来の過程については伊藤勝美「秋田藩家蔵文書」の伝来の過程」(秋田県公文書館『研究紀要』第二号・平成八年)、再整理については菊池保男「館蔵資料の伝来と再整理についての覚え書き」(秋田県公文書館『研究紀要』創刊号・平成七年)参照。

- (21) 整理記号・番号AS二八八・三一―二五―二七。

- (22) 菊池氏(20)論文。

- (23) 例えば、「諸士系図」(二五冊)、およびこれとほぼ同時期に成立したとされる「佐竹分流系図」(二冊)(A二八八・二―五九〇―二六―二七)と「陪臣系図」(二冊)に登載されている家は合わせる和二七五件ある。このうち四割弱にあたる四九五件の家が「文化年間等提出系図」にも含まれている。つまり、作成年代は異なるが同一家系である、ということが確認できる。なお、残りの七八〇件については、文化年間以降に系図を提出していないからといって、即座に断絶したと判断するのは早計である。第二章で触れたとおり、提出していないと目される家が多数存在するからである。各家単位の「文化年間等提出系図」と「諸士系図」の関連については秋田県公文書館所蔵古文書目録第五集「系図目録Ⅱ」(平成十四年)参照。

- (24) 公文書班所管。整理番号一一五二―二―一五三七。全二六六。資料紹介「上族卒明細短冊」について(秋田県公文書館「公文書館だより」第八号・平成十年)参照。

- (25) 公文書班所管。整理番号一一四八〇―一―一五一一。全三三二。資料紹介「卒家譜」について(秋田県公文書館「公文書館だより」

第九号・平成十年)参照。

付記1 このたびの秋田県公文書館所蔵古文書目録第五集「系図目録Ⅱ」刊行にあたり、系図類については次の諸点を改めた。

①整理記号・番号 史料によっては複数の史料をまとめて各姓単位の整理番号を付していたが、枝番を付加することによって、点単位の整理番号を与えることにした。

②史料名 表題とは無関係に「〇〇氏系図」という史料名になっていたものについては、原則的に表題(外題)を史料名とすることにした。ただし、表題のみでは姓が不明の場合は内題を( )を付加したうえで史料名のあとに記した。また、外題、内題のみでは姓が不明な場合、あるいは史料自体系図かどうか判断できない場合は「」を付加したうえで適宜記載した。なお、今後の整理によっては若干の修正がありうることをお断りしておく。

③使用漢字 原則的に当用漢字・常用漢字に直した。ただし、人名については記載どおりとした。

付記2 脱稿後、安政五年提出系図は、向氏支配の足軽で「横手野御扶持方」三〇家のうちの二八家の系図ではないかということが分かった。確証はない。しかし両者の経歴は酷似している。『横手郷土史』(昭和八年)、「角川日本地名大辞典」5 秋田県(角川書店・昭和五十五年)ほか参照。

(古文書班主事 ひらた ありひろ)

# 明治前期秋田県庁文書群の内的秩序の復元

柴田知彰

はじめに

明治前期秋田県庁文書群による実験

1 秋田県庁文書群の概要

2 実験の方法

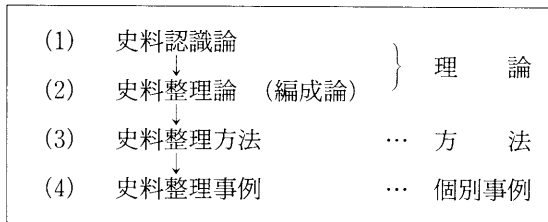
3 実験の結果

結びにかえて

はじめに

本稿は、拙稿「記録史料群の内的秩序の復元に関する一考察」<sup>1)</sup>（以下、「前稿」と略）に基づく秋田県庁文書群の編成実験を報告するものである。前稿では史料認識論の段階まで立ち戻り、史料整理論（編成論）の再検討を行なった。本稿は再検討した理論の史料群による検証であり、是非とも前稿と併読されることをお願いしたい。

実験報告の前に、前稿および本稿の位置する「段階」を明確にし



ておく必要が有る。まず、史料認識論に基づき史料整理論（編成論）<sup>2)</sup>が在る。その理論を前提に具体的な史料整理方法が作成され、個別事例である実際の史料群に適用される。右の四段階は、図のように示すことができる。

第一段階の「史料認識論」は、記録史料群の内的秩序をどのように認識するかの理論である。第二段階の「史料整理論（編成論）」<sup>3)</sup>は、本稿中では「内的秩序を目録編成等どのように復元するかの理論」の定義で使用される。

第三段階の「史料整理方法」は、内的秩序の復元理論を前提とした史料編成および史料記述方法である。この段階で論ずる対象は、国内外の具体的な目録作成方法であり、またMAD2やISAD(G)などの記述標準法<sup>4)</sup>であろう。第三段階では、第二段階の理論を

認識していれば、目録の使用目的を優先した方法を選択しても良い。理論通りに内的秩序を復元する必要はなく、また目録表現にも物理的制約を伴うためである。

第四段階の「史料整理事例」は、史料編成および史料記述方法を実際の史料群に適用した個別事例である。この段階では様々な残存状態の史料群を扱うため、内的秩序の復元が殆ど不可能なケースも有り得る。理論や方法の柔軟な運用が、ここでは肝要となる。残存状態によって、主題別分類を行なわざるを得ないケースも出るだろう。しかし、現場での運用上の問題に過ぎず、理論や方法自体を左右するものではない。

第一―第四段階は密接な関係を持つが、右に述べた違いも有るため、論ずる際には区別が必要である。一緒にすると論点が混乱する危険性が有るので注意されたい。

マドリッド原則は第二段階「史料整理論(編成論)」、ISAD(G)等は第三段階「史料整理方法」に位置付けられると思われる。また前稿では、第二章「記録史料群の内的秩序」を第一段階「史料認識論」、第三章「内的秩序の復元と目録編成」を第二段階「史料整理論(編成論)」として執筆した。編成実験により理論を検証する本稿は、第二段階に付随するものである。

さて、前稿で呈示した「史料認識論」では、個人や家または組織体の活動や機能の特徴を、三次元の空間域における組織性と四次元的时间域における連続性とした。記録史料群にも、この組織性と連

続性とは内的秩序として反映される。マドリッド原則に象徴される欧米の史料整理論は、史料群の内的秩序を階層構造すなわち組織性を中心にして把握する傾向にある。これに対し前稿では、組織性と連続性が同格の内的秩序であることを明確にした。

また、出所の組織改編に伴い、史料群の階層構造が変化する場合も有る(経年変化)。この問題は、組織性と連続性の内的秩序とが時間軸の推移に対し異なる性質を持つため、どの分野の史料群にも一般に起こり得ることとした。

右の史料認識に基づいた「史料整理論(編成論)」では、経年変化を想定した上で、二つの内的秩序をそれぞれ復元する際の基本的な考え方を示した。経年変化に際し、組織性の内的秩序を復元するには、変化を境に史料群を時期区分する。連続性を復元するには、経年変化が起こるフォンドやサブ・フォンドなど組織を基準としたレベルの影響下から、シリーズ以下のレベルを解放するのである。

前稿では、階層レベル設定の再検討も行った。まず、従来のフォンド概念を「記録史料群の総体」と「階層構造の最大単位」に区分し、「ビッグ・フォンド」および「スモール・フォンド」と仮称した。それぞれの定義は左の通りである。

「ビッグ・フォンド」

特定の個人、家族、組織体の活動と機能が継続した全時間域において、組織的に作成・蓄積されたり、使用されたりした

記録史料群の総体

「スモール・フォンド」

特定の個人、家族、組織体の活動と機能が一定の組織・機構に基づき継続した期間内において、組織的に作成・蓄積されたり、使用されたりした記録史料群の階層構造の最大単位

組織性の内的秩序を復元する場合、ビッグ・フォンドは経年変化を境にスモール・フォンドに区分される。

また、従来のシリーズ概念も、ビッグ・フォンド内を一貫するシリーズと、スモール・フォンド内に区切られるシリーズとに分けて考える必要が有る。前稿では、それぞれ「ビッグ・シリーズ」および「スモール・シリーズ」と仮称した。連続性の内的秩序を復元する場合、ビッグ・フォンドはビッグ・シリーズの集合体として構成される。

本稿では、明治前期の秋田県庁文書群を素材に、ビッグ・フォンドをスモール・フォンドの集合体、およびビッグ・シリーズの集合体として編成した実験を報告する。これにより、組織性と連続性の内的秩序を復元する前稿の理論が検証される筈である。

## 明治前期秋田県庁文書群による実験

### 1 秋田県庁文書群の概要

今回は、理論の検証のため、二つの内的秩序が記録媒体に明瞭に反映された事例を素材とした。近代行政文書の秋田県庁文書群であ

る。あらゆる記録史料群は時空世界のものである以上、組織性と連続性を内的秩序として生成する。内的秩序の記録媒体や位置関係等への反映度合、また史料の残存状態には、各史料群により差が有る。しかし、内的秩序が見えにくい場合でも、それを外れた史料群の生成は有り得ない。理論の検証には、復元すべき内的秩序の不明瞭な事例や残存状態の悪い事例は不適当と考えられる。

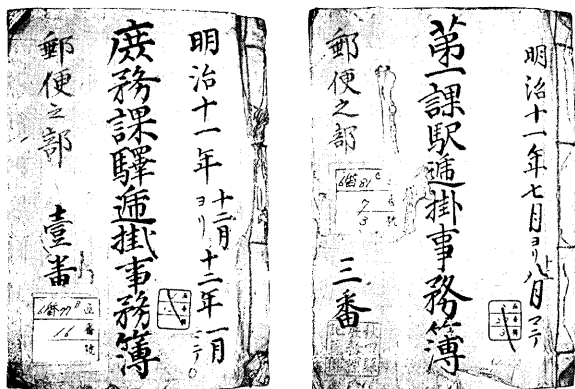
近代行政文書は近世の家文書などに比べ、一般に組織性が明瞭であるとされる。明治以降に行政機関が、組織と事務分掌に基づき個々の公文書を簿冊編綴する分類方法を導入したことに因る。水野保氏は、これを「類別制度」の名称で呼んでいる<sup>12</sup>。類別は、簿冊の表紙や小口、巻頭目次などに記載された例が多い。このため、記録媒体上の記載から内的秩序を復元することが比較的容易になる。

類別制度の開始時期は全国画一ではない。東京府では明治十一年（一八七八）の「編綴例」<sup>13</sup>、栃木県では十四年の「公文取扱手続」<sup>14</sup>、群馬県では二十三年の「本庁文書保存規則」<sup>15</sup>、山口県では二十七年の「文書保存規程」<sup>16</sup>によりそれぞれ開始された。

秋田県の類別制度は、明治八年十月より開始される。秋田県では六年以降、「秋田県庁日誌」の編纂をもって公的記録の保存が行なわれていた。が、八年十月に日誌編纂が廃止され、代わって公文書原本を簿冊に編綴し公的記録として保存する方式が採られた<sup>17</sup>。同月八日に庶務課調査掛が起案した「本課中書類編纂仮手続」<sup>18</sup>と、三十日に同課編輯掛が起案した「秋田県庁書類編輯取扱規則」<sup>19</sup>には、各

掛の事務簿を部類を分けて編綴し検索の便を図ることが定められている。類別制度は庶務課内で試行され、十二月末までに合計三二冊の簿冊が編綴された。

秋田県公文書館には、明治十一年五月作成と見られる文書類別基準が保存されている。簿冊の類別項目ごとに、綴じるべき文書の種類を詳細に記したものである。当時、記録保存を担当した第一課記録掛で、簿冊を編綴する実務上の必要から作成した内規と考えられる。末尾には「明治十一年五月改」と記載されており、これ以前に最初の文書類別基準が作成されていたことを窺わせる。



「郵便之部」の簿冊表紙

秋田県では、他府県と比較してもかなり早い時期に類別制度が成立した。明治八年四月の太政官達第六八号が影響した可能性も考えられるが、現時点では確かな理由は分からない。

秋田県庁文書の簿冊表紙は、類別制度に基づき作成された。基本的には写真のように、年代・部（○○課○○掛事務簿）・類（○○部）・冊番の構成とな

る。右の写真は明治十一年十二月の組織改編以前、左は改編以後の「郵便之部」の簿冊表紙である。簿冊編綴の時点で、記録担当が改編を意識し時期区分を行なったのは明らかである。秋田県の類別制度は、県庁の組織改編に忠実に対応する方式だった。

組織性と連続性どちらの秩序を重視するかは、後世に史料整理を行なう際のみ問題ではない。群馬県の場合、明治二十五年以降に組織性重視から連続性重視へ類別制度の転換が行なわれた。組織改編に左右されない一定不変の類別項目が設定されている。

秋田県庁文書群は、昭和二十二年（一九四七）の「地方自治法」施行以前については時期区分が明瞭であり、組織性の復元は比較的容易と言える。

次に「地方自治法」以前の秋田県庁文書群について、保存状況を見ておくことにしよう。

明治四年七月の廢藩置県で、旧秋田藩の領域に秋田県が成立した。同年十一月に、岩崎・亀田・本莊・矢島の各県と、隣県から鹿角郡と仁賀保が統合された。以降、現在に至るまで分県合県は無い。そのため、県庁文書群の分合も無かった。

統合後の秋田県は明治五年三月に開庁したが、翌年八月に火災で庁舎を焼失した。その際、開庁以来の公文書の多くが失われた。しかし、以降は書庫に累年の簿冊が蓄積され、太平洋戦争時の空襲に遭うことも無かった。昭和三十二年八月の県庁舎火災の際も、「地方自治法」以前の簿冊群は別棟の書庫に在り焼失を免れた。その

後、新県庁舎地下の書庫に保存されていたが、平成五年（一九九三）、「地方自治法」以後の非現用文書と共に秋田県公文書館へ移管された。

「地方自治法」以前の秋田県庁文書群は、被災等による消失が少なかったものの、地方制度の改正により一部を県庁外機関に移管されている。聴訟、官林、警察、衛生、収税、地籍、監獄関係の簿冊群である。これは、他の府県庁文書群にも概ね共通したことだろう。

聴訟関係の事務は、明治九年二月に県庁聴訟課が秋田県裁判所に発展した際、司法大臣の管轄となった。府県裁判所の設置は、既に五年八月の「司法職務定制」で定められていたが、秋田県では設置が遅れ、九年まで行政機関で裁判権を行使していた。裁判所が設置された際、聴訟関係の簿冊群も県知事の管理下から離れたと考えられる。

官林関係の事務は、明治十一年七月の内務省達で秋田県から内務省地理局へ引き継がれた。内務省が優良官林の存置を目的に、岐阜・長野・秋田・青森四県の官林を直轄化したことに因る。その際、県内の官林に関する調査や絵図類も、県知事から内務大臣の管理下に移されたらしい。

警察関係の事務は、明治八年十一月に聴訟課の警察掛が独立して、警察所で扱われることとなった。その後、県庁部課の一部に戻った時期も有ったが、次第に警察の体系が本庁から独立して構築されていった。警察関係の簿冊群も、この過程で本庁の書庫から分離し

た可能性が高い。警察部は府県知事の管轄であったが、戦後は自治体警察の時期を経て都道府県警に改編された。

また、衛生関係の事務は、明治二十六年十月の「地方官官制」改正で内務部から警察部に移された。衛生関係の簿冊群も、これ以降に警察部の書庫に移管された可能性が高い。

収税関係の事務は、明治二十九年十月の「税務管理局官制」公布で大蔵大臣の管轄となった。その際に収税関係の簿冊群も、県知事の管理下を離れたと考えられる。

地籍関係の事務も、明治二十九年十月の「税務管理局官制」公布で大蔵大臣の管轄となった。秋田県管内の収税署が備置していた土地台帳と地籍図は、大蔵省所管の税務署に移された。県庁収税部が備置していた分は、税務管理局に移管されている。

監獄関係の事務は、明治三十六年三月の「監獄官制」公布で司法大臣の管轄となった。監獄関係の簿冊群も、県知事の管理下を離れたと考えて良い。

その他、秋田県庁文書群のうち県外へ流出したもので、現在所在の確認できる分を挙げておきたい。まず、国立国文学研究資料館史料館の所蔵する「祭魚洞文庫」の中に、水産関係の秋田県庁文書が四七冊含まれている。戦前に、古書籍商を通して渋沢敬三の「祭魚洞文庫」に収集されたものである。そして、東大の法学部附属近代日本法政史料センターの所蔵する「明治新聞雑誌文庫」にも、秋田県庁文書が八冊含まれている。これも戦前に古書籍商を通して収集



されている。以上が古書籍商に流れた経緯は不明である。史料館所蔵の戦前群馬県庁文書五七〇冊余も、古書籍商より購入されたものである。<sup>11)</sup>

「明治新聞雑誌文庫」の分については、昭和六十三年に専修大学の加藤幸三郎氏の御好意で、複写物が秋田県に寄贈されている。現在、秋田県公文書館において、秋田県庁文書群の一部として閲覧利用に供されている。

## 2 実験の方法

秋田県庁の組織機構は、高橋務氏の「明治前期秋田県の職務分課の変遷について」で、明治二十二年三月二十八日の改編時まで既に分析されている。二十二年までの間、地方制度の改正が大枠で四期あり、これに基づき秋田県庁の組織機構も一〇回以上全面改正された。地方制度の改正は、他府県庁の組織機構にも影響を及ぼしていたと推定される。

実験では、高橋論文を元に、明治二十二年三月改編前までの組織機構に基づき編綴された簿冊群の内的秩序を復元した。すなわち、明治前期の秋田県庁文書群が対象になる。各改編時の組織機構については、右論文を参照して戴きたい。

実験対象内に入った簿冊群は、年代上限が慶応四年(一九六八)、下限が明治二十四年になった。廃藩置県以前の布達類や公報類は厳密には藩庁文書に入るが、県で引き継ぎ現用された文書と見做した。また、明治二十二年以降の簿冊が入ったのは、組織改編後も事

業の継続などの理由で、旧部課名の表題が付けられたものも有るためである。

また、公文書館に移管された「地方自治法」以後の非現用文書の中にも、ごく一部であるが明治前期の簿冊が含まれている。しかし未整理のものも多く、現時点で一緒にするのは困難と判断し実験対象から除いた。郡役所文書<sup>12)</sup>については、県庁文書とは別史料群であるため対象から除いた。

さて、秋田県庁文書群に「記録史料群の総体」としてビッグ・フォントを設定すると、厳密には現時点で作成されている簿冊まで含むことになる。しかし、今回は実験のため、明治二十二年三月改編前までの組織機構による県庁文書群を仮のビッグ・フォントとした。このビッグ・フォントに含まれる簿冊総数は三、六八七冊である。

ビッグ・フォントの編成上で組織性と連続性の内的秩序を復元した結果は、それぞれ目録の形にして次節に紹介する。シリーズ・レベルまでの目録とし、各シリーズごとに所属簿冊の年代と資料番号をとった。但し、本稿では紙数の都合で資料番号を省略してある。資料番号を入れたものは、平成十四年度より公文書館閲覧室に置く予定である。

組織性の復元においては、高橋論文に基づき組織機構の全面改正で、ビッグ・フォントをスモール・フォントに区分した。スモール・フォントの下位には、サブ・フォントとサブ・サブ・フォントとス

モール・シリーズを設定した。

連続性の復元においては、ビッグ・フォンドをビッグ・シリーズの集合から構成した。経年変化の有るサブ・フォンドとサブ・サブ・フォンドは削除した。ここでは、組織性の復元を目的としないので、ビッグ・シリーズは内容ごとのまとまりで配列してある。

目録作成の作業では、まず各簿冊をシリーズ単位でカードに整理した。電算処理で年次ごとに簿冊表題を打ち出したリストを元にしたが、記載に疑問の有る簿冊については実物を再点検した。カード整理の際には、左記の事項を原則とした。

- ①カードには、課掛（部課、課部）名とシリーズ名を記入し、所属簿冊の資料番号、表題、備考、年代をとる。
- ②課掛名は簿冊表紙の記載に基づく。

但し、表紙に記載が無い場合は、起案文書を見るか、簿冊内容を職務分課に照して推定する。

- ③シリーズ名は簿冊表紙の記載に基づく。

但し、「○○之部」はそのままシリーズ名にとる。同シリーズで「○○之部」の名称が前後で変わった場合は統一する。また、「○○之部」以外のものは表題をシリーズ名にとる。表題が長過ぎたり、内容に対し適切で無い場合は、新たにシリーズ名を付ける。異なる表題の簿冊が明らかに同シリーズに入る場合、「○○関係」の名称にしてまとめる。

- ④年代は簿冊表紙の記載に基づく。

但し、表紙に記載が無い場合は、簿冊内容より確認する。また、刊行物で特に書き込みが無い場合は、刊行年をもって年代とする。

- ⑤簿冊表紙の記載に誤りがある場合、巻頭目次の記載に基づく。
- ⑥補修等で新たな表紙が付けられた簿冊で、原表紙の残っている場合は、その記載に基づく。
- ⑦布達類、公報類、行政刊行物、参考図書は記録担当の掛に属するシリーズとして扱う。

また、カードから目録を作成する際には、左記の事項を原則とした。

- ①二つ以上のシリーズにまたがる簿冊は重出扱いとする。
- ②経年変化後も課掛名に変化が無い場合、組織改編の年の簿冊は変化前のモール・フォンドに入れる。次以降の簿冊は変化後に入れる。
- ③組織改編前の年代の簿冊で、改編後の課掛名により表題が付けられている場合、またはその逆の場合、表題の課掛名に基づきモール・フォンドに入れる。

### 3 実験の結果

#### a 結果の呈示

前節の実験方法を踏まえて作成した目録は、次のような形態になった。

組織性の内的秩序の復元

秋田県庁文書群①

(明治6年8月25日組織改正下) Fonds(S)

庶務課	S-fonds	
常務掛	S-S-fonds	
眞實眞泰任官履歴書		M 7
出納内課	S-fondl	
調査掛	S-S-fonds	
願領御指命済		M 6

秋田県庁文書群②

(明治8年6月22日組織改正下) Fonds(S)

庶務課	S-fonds	
内書記	S-S-fonds	
官員勲功簿		M 7~8
学務掛	S-S-fonds	
校務掛	S-S-fonds	
中学区人員取調帳		M 8
医牛試験問題対策書		M 8
出納内課	S-S-fonds	
調査掛	S-S-fonds	
新聞代価明細書		M 7~8

秋田県庁文書群③

(明治8年12月27日組織改正下) Fonds(S)

第一課	S-fonds	
戸籍掛	S-S-fonds	
満八十歳以上人名簿		M 9
兵事之部		M 7~9
官軍募書上控		M 6~7
招魂社官軍靈額姓名書上帳		M 8
村寺之部		M 7~9
村寺縁帳		M 8
寺院明細帳		M 6
大区小区区画帳		M 7
給算之部		M 7~9
郵便掛	S-S-fonds	

凡例  
 Fonds(B) ... ビツゾク・フオノンズ  
 Fonds(S) ... スモール・フオノンズ  
 S-fonds ... サフ・フオノンズ  
 S-S-fonds ... サフ・フオノンズ

\*縦項目はスモール・シリナーズ名と年代 (K... 慶応、M... 明治)

郵便之部		M 7~9
通運公報之部		M 7~9
道路橋梁渡船之部		M 7~9
雜之部		M 7~8
土木掛	S-S-fonds	
宮内之部		M 7~9
大平学校等官校査見取図		M 8
道路橋梁之部		M 7~9
水利堤防之部		M 7~9
郡村川堤防他官費箇所取調		M 7
記録掛	S-S-fonds	
御布合書写		K 4~M4
御達書控		M 2~5
御布官控		K 3~M6
大政官達留		M 6~9
大政官布告全書		M 6~9
大政官達布告全書		M 8~9
大政官提要		M 5~6
内務省布達留		M 9
内務省訓令全書		M 7~9
内務省訓令留		M 7~9
内務省布達留		M 8
内務省布達留		M 7~9
大蔵省布達留		M 8
大蔵省布達留		M 6~9
租税察達留		M 5~6
陸軍省達留		M 6~9
陸軍省達留		M 6~8
海軍省達留		M 9
海軍省達留		M 6~8
司法省布達留		M 8
司法省布達留		M 7~8
文部省布達留		M 6~8
文部省布達留		M 7~8
文部省布達留		M 6~8
工部省布達留		M 4~6
工部省布達留		M 7
工部省布達留		M 8
工部省布達留		M 6~8

教部省達留		M 6~8
公務控		M 1~4
官省上申向指命書留		M 4~9
官省上申向指命書留		M 5~9
大蔵省何留		M 6
官省何留		M 6
官省何留		M 5~6
官省何留		M 7~9
官省何留		M 7~9
官省何留		M 7~9
官省何留		M 5
官省何留		M 7~8
官省何留		M 7
官省何留		K 4~M1
官省何留		K 4
官省何留		M 1~2
官省何留		M 1~2
官省何留		M 2~3
官省何留		K 4~M9
官省何留		M 4
官省何留		M 8~9
官省何留		M 3~4
官省何留		M 5~6
官省何留		M 6
官省何留		M 6~9
官省何留		M 2
官省何留		K 4
官省何留		M 8
官省何留		M 6~8
官省何留		M 6
官省何留		M 6~8
官省何留		M 7
官省何留		M 4
官省何留		M 4
官省何留		M 4
官省何留		M 2
官省何留		M 7~8
官省何留		M 6
官省何留		M 8



動工之部	M10
試験之部	M10
借入之部	M10
勸諭掛	[S-S-fonds]
勸諭之部	M10
諸務掛	[S-S-fonds]
諸務之部	M11
博覧會之部	M10
第一回内国勸業博覧會之部	M10
秋田博覧會廣告	M11
雜之部	M10
腐米主任	[S-S-fonds]
腐米改良之部	M11
試験場主任	[S-S-fonds]
川尻新屋試験場之部	M11
牧畜主任	[S-S-fonds]
牧畜之部	M11
報告主任	[S-S-fonds]
報告之部	M11
植物園主任	[S-S-fonds]
植物園之部	M10~11
博物館主任	[S-S-fonds]
博物館之部	M11
機業場主任	[S-S-fonds]
機業場之部	M11
鉱山主任	[S-S-fonds]
鉱山之部	M11
第三課	[S-fonds]
地租改正掛	[S-S-fonds]
地租改正事務局別報	M 9~10
地理掛	[S-S-fonds]
地所以下之部	M10~11
社寺境内外之部	M10~11
社寺境内外區別他土地処分	M11~12
官私林伐權之部	M10~11
雜之部	M10~11
記録件名簿	M 5~11
第五課	[S-fonds]
字務掛	[S-S-fonds]
字務設置之部	M10~11
教員生徒進退之部	M10~11
諸務掛	[S-S-fonds]
大平字校建築之部	M 9~11
雜務掛進退之部	M10
第六課	[S-fonds]
公債掛	[S-S-fonds]

株債公債之部	M10~11
新旧公債之部	M10~11
金銀公債台帳抜書	M10
家禄金之部	M10~11
諸貸下金之部	M11
日産貸下金取立調帳	M10~11

秋田県庁文書群(5)  
(明治11年12月6日組織改正下) Fonds(S)

庶務課	[S-fonds]
戸籍掛	[S-S-fonds]
庶務之部	M11~14
八十五歳以上人名簿	M13
兵事之部	M11~14
社事之部	M12~14
境外寺院明細帳	M13
實与救恤之部	M12
管内役場区画	M 6
山官員申込	M13
雜之部	
郵便掛	[S-S-fonds]
郵便之部	M11~14
雜之部	M11~14
記録掛	[S-S-fonds]
大政官布達留	M 7~14
大政官布達全書留	M 7~14
大政官布達全書	M11~13
内務省布達留	M 4~13
内務省布達全書留	M 7~11
内務省布達全書	M 7~14
内務省布達留	M10~14
現行内務省留	M14
大藏省布達留	M 9~14
大藏省布達全書留	M10~14
陸軍省布達留	M11~14
陸軍省布達全書留	M11~13
海軍省布達留	M 9~13
海軍省布達全書留	M 9~13
司法省留	M12
文部省留	M 9~13
文部省留	M11~14
文部省留	M12
工部省留	M 8~13
地租改正事務局留	M13~14
内国勸業博覧會留	M13~14
内国勸業博覧會留	M13~14

官省官外進退關係指各	M11
地方規則關係指各	M 5~6
兵事要覽	M13
戦死者遺族扶助料願	M12~14
本県布達留	M11
本県留	M12~14
本県留	M11~14
本県留	M13
内務省留	M11
文部省留	M11~14
地方官公署本署日誌	M11
秋田県史稿	M13
日本政表	M12~13
記録之部	M 8~11
新築興行編式	M12~14
工部省留	M12
地方官公署議事要記	M 6
地租改正規則規程車輦要	M11~13
農商省各局庶務規定	M14
農事要覽	M11
職官表	M 6
日本帝國郵便規則及罰則	M13
治罪法	M13
獄務備忘	M11
民事要覽	M11
公布府県布達台卷	M13
官告新誌	M11
断獄死傷換論	M13
統計学	M11
救荒掛	[S-S-fonds]
救荒之部	M13~14
諸務掛	[S-S-fonds]
警部官告書	M12~14
郡官告書	M12~14
地方官公署議關係	M13
雜之部	M11~13
勸業課	[S-fonds]
農事掛	[S-S-fonds]
育種之部	M14
腐米改良之部	M11~14
試験場之部	M11~13
植物園之部	M11~13
養蚕之部	M14
山林之部	M14

雜之部		M11~14
牧畜掛	S-S-fonds	M11~14
牧畜之部		M11~14
畜産會之部		M12~14
報告掛	S-S-fonds	M11~14
報告之部		M11~14
諸務掛	S-S-fonds	M11~14
鉾山之部		M11~14
博覽會之部		M11~14
秋田博覽會之部		M11~14
雜之部		M11~14
地理學課	S-fonds	
地理掛	S-S-fonds	
地所私下之部		M 7~13
變地之部		M11~13
遺地荒地等之部		M13
社寺境内外之部		M11~13
官私林伐植之部		M11~13
電信之部		M12
雜之部		M 5~13
測量掛	S-S-fonds	M12~13
測量之部		M12~13
租稅課	S-fonds	
地理掛	S-S-fonds	
地所私下之部		M13
空地之部		M13
遺地荒地等之部		M13
官私林伐植之部		M13
陸軍官任復之部		M13
雜之部		M13
測量掛	S-S-fonds	M13~14
測量之部		M13~14
學務掛	S-fonds	
初學掛	S-S-fonds	
學校隱匿之部		M11~14
督學掛	S-S-fonds	
督學之部		M13~14
教員生徒進浪之部		M11~13
師範學科各業生人名簿		M13
諸務掛	S-S-fonds	
會計之部		M14
各小學校金穀物品制帳納簿		M12
雜之部		M13
衛生課	S-fonds	
諸務掛	S-S-fonds	
地租改正摘要錄		M13

土木課	S-fonds	
道路掛	S-S-fonds	
鹿角郡道路之部		M12~14
山本郡道路之部		M11~14
北秋田郡道路之部		M11~14
南秋田郡道路之部		M11~14
河内郡道路之部		M11~14
由利郡道路之部		M11~14
仙北郡道路之部		M12~14
平鹿郡道路之部		M13~14
雄勝郡道路之部		M12~14
小松山道路之部		M13~15
八龍編之部		M 9~13
秋田本荘開鑿之部		M11~15
船山新道開鑿之部		M 9~16
失立峠新道之部		M12
三崎峠開鑿之部		M12
院内峠開鑿之部		M 9~13
道路方人費支払終回		M12
道路修築關係係図		M12
堤防掛	S-S-fonds	
北秋田郡堤防之部		M12~14
仙北雄勝郡堤防之部		M12~14
平鹿郡堤防之部		M12~14
營繕掛	S-S-fonds	
營繕之部		M12~14
興行新築之部		M12~13
醫院新築之部		M13~14
諸務掛	S-S-fonds	
諸務之部		M11~14
大藏省布達留		M14
大藏省達留		M11~13
本県布達留		M14
地租改正摘要錄		M13
記帳作名簿		M 7~14
公言課	S-fonds	
株金掛	S-S-fonds	
摘要錄		M12
主簿掛	S-S-fonds	
内務省達留屬日報様式		M14
官有財産収計		M13
地方稅掛	S-S-fonds	
原会取調參考書類		M14
原会決議關係		M13
公債掛	S-S-fonds	
諸公債之部		M11~14

金庫公債証券売買印願書		M12
金庫公債証券利子金調帳		M12~14
諸君貸下金留簿		M11~14
繰替金留簿		M13
各種御用書		M12~13
諸務掛	S-S-fonds	
第六課緊要公布類聚		M10
整理科	S-fonds	
原会予算議案關係		M12
町村役場組合關係		M12
内号達留		M13~14
法例彙纂		M 9
御巡幸御用掛	S-S-fonds	
行在所掛之部		M14~15
土木取調掛之部		M14~15
天寶物取調掛之部		M14~16
警察掛之部		M14
郵便掛之部		M14
會計掛之部		M14
臺路便覽取調書類		M14~15
御巡幸關係書類		M14

秋田県庁文書群(6)  
(明治14年9月2日組織改正下) Fonds(S)

庶務課	S-fonds	
庶務掛	S-S-fonds	
買書帳金等之部		M15
靴破帳之部		M15
原会之部		M15
原会關係書類		M15
郡村役所經費上申書		M14~15
各郡役所		M14
雜之部		M14~15
會議議員關係布達類集		M10~15
戸籍掛	S-S-fonds	
族籍之部		M15
兵事之部		M15
兵士備録		M12~15
社寺之部		M15
管内役場區画		M15
記錄掛	S-S-fonds	
内務省布達留		M12~15
内務省達留		M14~15
内務省告示留		M16~18
内務省達全		M15



雑部		M16~18
<b>戸籍掛</b>	[S-S fonds]	
族譜之部		M16~18
兵事之部		M16
社寺之部		M16~18
財産之部		M17
<b>会務掛</b>	[S-S fonds]	
県会之部		M16~17
県会関係書類		M16~17
地方税務課		M16
地方税務課調査帳		M12~18
府県会報則備考何		M16
町村会之部		M14~18
雑部		M17
本県布達留		M16
M15		
<b>地理掛</b>	[S-S fonds]	
地籍関係		M17
地籍帳(鹿角郡)		M17~18
地籍帳(山本郡)		M17~18
地籍帳(北秋田郡)		M17~18
地籍帳(南秋田郡)		M16~18
地籍帳(河辺郡)		M17
地籍帳(由利郡)		M16~17
地籍帳(仙北郡)		M16~17
地籍帳(平理郡)		M16~17
地籍帳(雄勝郡)		M16~17
地所私下之部		M16~18
地租交換之部		M16~18
論地之部		M16
住吉境内外之部		M16
官林区調査之部		M17
雑部		M16~18
<b>備荒掛</b>	[S-S fonds]	
救荒之部		M16~17
備荒救恤之部		M17
養兒之部		M17
<b>文書掛</b>	[S-S fonds]	
大政官達留		M16
大政官布達全書		M14~16
大政官達古全書		M14~15
大政官布達全書		M14~16
内務官達留		M16
陸軍官達留		M15~18
海軍官達留		M18~20
文部官達留		M16

法布遺告等編集未済分		M18
官有財産住復之部		M17~18
官有財産		M17~18
兵事要覧		M15~16
庁中達留		M13~15
秋田県史		M14~17
皮辰職争関係		M17
日本帝國統計年鑑		M16
第一回調査意見		M17
官報抄覽		M16~18
京都府金沢地墾		M18
種類架本用法		M17
開拓架本用法		M13~14
知事改典		M16~17
陸軍編制		M18
M17		
<b>兵事課</b>	[S fonds]	
<b>庶務掛</b>	[S-S fonds]	
庶務之部		M16~18
官車賃算		M16
庁中達留		M16~18
徴兵掛	[S-S fonds]	
徴兵之部		M16~18
<b>勸業課</b>	[S fonds]	
<b>農業掛</b>	[S-S fonds]	
官種改良之部		M16~18
麻米改良之部		M16~19
養蚕之部		M16~18
牧畜之部		M16~18
水産之部		M16~18
山林之部		M16~18
陸羽連合共進会		M16
陣羽連合共進会		M16
田勝郡共進会		M16~17
雑部		M16~17
<b>工商掛</b>	[S-S fonds]	
鉱山之部		M16~18
博覧会之部		M16~19
共進会之部		M16~18
雑部		M16~18
<b>駅通掛</b>	[S-S fonds]	
郵便之部		M16~18
駅伝之部		M18
雑部		M16~18
<b>報告掛</b>	[S-S fonds]	

報告之部		M16~18
<b>教育課</b>	[S fonds]	
<b>学務掛</b>	[S-S fonds]	
字事之部		M16~18
教員生徒進退之部		M16~18
師範学校卒業生人名簿		M18
<b>土木課</b>	[S fonds]	
<b>庶務掛</b>	[S-S fonds]	
庶務之部		M17~18
本県告示留		M17
<b>土工掛</b>	[S-S fonds]	
土工之部		M17
鹿角郡修築之部		M15~19
山本郡修築之部		M16~18
北秋田郡修築之部		M16~19
南秋田郡修築之部		M16~18
河辺郡修築之部		M18
由利郡修築之部		M16~18
仙北郡修築之部		M17~18
早鹿郡修築之部		M16~17
雄勝郡修築之部		M16~17
土崎港修築之部		M15~18
新道開鑿自論見帳		M17
雄物川米代山改修上申		M17
<b>宮繕掛</b>	[S-S fonds]	
宮繕之部		M16~18
病院新築之部		M15~16
秋田師範学校新築之部		M15~16
<b>会計課</b>	[S fonds]	
<b>司計掛</b>	[S-S fonds]	
命令書書換用之部		M17
<b>公債掛</b>	[S-S fonds]	
諸公債之部		M16~18
東條公債台帳		M17
金塚公債証書利子金調帳		M16~18
諸貸下金之部		M16~18
<b>内記</b>	[S fonds]	
各倉庫調示内達留		M15~16

秋田県庁文書群(8) (明治18年9月12日組織改正下) Fonds(S)

<b>庶務課</b>	[S fonds]	
第一部	[S-S fonds]	
賞賛職金等之部		M19
離破船之部		M19



郡庁之部	M19
救荒之部	M18~19
備荒救恤之部	M19
族籍之部	M19
社寺之部	M19
雑之部	M19
<b>第二部</b>	[S S-fonds]
県会之部	M18~19
諸県員会之部	M19
町村会之部	M18~19
<b>第三部</b>	[S-S-fonds]
地所私換之部	M18~19
地籍交換之部	M18~19
論地之部	M17~19
雑之部	M18~19
<b>第四部</b>	[S-S-fonds]
勅令留	M19
布告留	M19
<b>兵事課</b>	[S-fonds]
<b>第一部</b>	[S-S-fonds]
庶務之部	M19
<b>勸業課</b>	[S-fonds]
<b>第一部</b>	[S-S-fonds]
庶務之部	M19
<b>第二部</b>	[S-S-fonds]
畜産之部	M19
養蚕之部	M19
農事雑之部	M19
水産之部	M19
山林之部	M19
鉱山之部	M19
丁商雑之部	M19
<b>教育課</b>	[S-fonds]
<b>第一部</b>	[S-S-fonds]
学事之部	M19
教員生徒進退之部	M18~19
<b>土木課</b>	[S-fonds]
<b>第一部</b>	[S-S-fonds]
庶務之部	M19
土橋修築之部	M18~19
管轄之部	M19
<b>会計課</b>	[S-fonds]
<b>第四部</b>	[S-S-fonds]
諸公債之部	M18~19
金庫公債証書利子金調帳	M18~19
旧公債証書賦金調帳	M18

公債官帳簿印刷係	M18
諸貸下金之部	M19
<b>秋田県庁文書群⑨</b> (明治19年4月8日組織改正下) Fonds(S)	
<b>令官房</b>	[S-fonds]
<b>在復之部</b>	[S-S-fonds]
関令留	M19
大蔵省令留	M19~20
文部省令留	M19
通信省令留	M19
<b>庶務課</b>	[S-fonds]
<b>庶務部</b>	[S-S-fonds]
賞借破船等之部	M19
難破船之部	M19~20
郡村之部	M19
郡役所官長役場巡回誌	M19
救荒之部	M19
備荒救恤之部	M19
戸籍関係	M19
族籍之部	M19
<b>会務部</b>	[S-S-fonds]
県会関係書類	M19
府員会規則類算	M21
町内會之部	M19
町村費收調書類	M19
地方税捐関係何指令	M12~19
地方税算報告書	M19~20
勸業令留	M19
庁中留	M19
<b>兵事課</b>	[S-fonds]
<b>庶務部</b>	[S-S-fonds]
庶務之部	M19
官車墳墓書主簿	M19
<b>徴兵部</b>	[S-S-fonds]
徴兵之部	M19
<b>勸業課</b>	[S-fonds]
<b>総務部</b>	[S-S-fonds]
庶務之部	M19
<b>農商部</b>	[S-S-fonds]
農商之部	M17~23
養蚕之部	M19
牧畜之部	M19
水産之部	M19

山林之部	M19
鉱山之部	M19
<b>郵便部</b>	[S-S-fonds]
郵便之部	M19
郵便之部	M19
雑之部	M19
<b>教育課</b>	[S-fonds]
<b>学務部</b>	[S-S-fonds]
教員生徒進退之部	M19
県立学校退学生徒人名簿	M19
<b>土木課</b>	[S-fonds]
<b>庶務部</b>	[S-S-fonds]
庶務之部	M19
宮蔵之部	M19
<b>工事部</b>	[S-S-fonds]
雑之部	M17~18
<b>地理部</b>	[S-S-fonds]
地籍帳(秋田県)	M18~19
地籍帳(鹿角郡)	M18~19
地籍帳(山本郡)	M18~19
地籍帳(北秋田郡)	M18~19
地籍帳(南秋田郡)	M18~19
地籍帳(河辺郡)	M18~19
地籍帳(由利郡)	M18~19
地籍帳(仙北郡)	M18~19
地籍帳(雄勝郡)	M18~19
地籍帳(平地郡)	M19
地所私換之部	M19
論地之部	M19
社寺境内外之部	M19
雑之部	M19
凶務報告表	M19
<b>会計課</b>	[S-fonds]
<b>主計部</b>	[S-S-fonds]
備忘録蓄金決算関係	M14~19
<b>公債部</b>	[S-S-fonds]
諸公債之部	M19
金庫公債証書利子金調帳	M19
金庫公債関係	M19
<b>秋田県庁文書群⑩</b> (明治19年9月8日組織改正下) Fonds(S)	
<b>第一部</b>	[S-fonds]
議事課	[S-S-fonds]

會議之部	M20~22
県会議案	M19~20
県会議案書類	M19
諸関係書類	M20~22
府県会関係指合披露	M20
府県会規則類纂	M20
雑之部	M21~23
町村会規則類纂	M21
庁中達留	M20~22
県合達留	M20~21
示主任分	
文書課	[S S fonds]
勅令留	M19~20
布告留	M19
大臣官達留	M16~18
大臣官達留	M16~18
大臣官達留	M16~18
内務省達留	M16~19
内務省達留	M18
大蔵省達留	M16~18
大蔵省達留	M16~18
陸軍省合留	M19~20
司法省布達留	M19~20
司法省合留	M19~20
官省全達留	M19~21
官省上申同指合書留	M10~18
閣省上申同指合書留	M19~21
閣省各局長通牒留	M19~21
各大臣訓則	M19~21
各大臣訓則	M19~21
地方規規則	M21
本県布達留	M16~19
本県達留	M16~19
本県合留	M16~20
本県合留	M19~21
本県合留	M15~18
郡号達留	M19~21
郡号達留	M19~21
日中達留	M20
日本帝國領土表	M19~20
農務統計表	M19
農務調査	M21
改定文官大礼服制表并図	M19
郵便関係規則類	M19~20
官報抄覽	M19
地方行政區便覽	M20
全國時刻表	M20
全國時刻表報費用及方案	M20

秋田県勸業年報	M16~20
秋田県統計書	M18
現行秋田県監獄規程	M21
審法彙纂	M20
現行日本類典	M19
現行類聚性寺法合	M1~19
英國地方制度及税法	M20
蕨城通纂	M21
勸業課	[S S fonds]
農事之部	M20~23
農事雜之部	M20
養蚕之部	M20~22
牧畜之部	M20
畜産之部	M20~22
水産之部	M20~22
雄物川山口漁場一件參考	M21
山林之部	M19~22
山脈之部	M20~22
工商之部	M21~23
會社雜之部	M20
上商雜之部	M22
報告之部	M21~23
語馬共進會之部	M20~22
産馬共進會之部	M19
山林鱒共産會之部	M19
一府九県連合産馬共進會之部	M20~21
第一回内國勸業博覧會之部	M21~24
十族授産金治草取調書	M21
雜之部	M20~21
庶務課	[S S fonds]
眞言觀金等之部	M20~22
郡村之部	M19~21
郡役所戸長役場經費調查	M17~22
郡役所内役場經費予算	M22
各郡庶務細則	M22
市町村之部	M22
市町村制取調 (編成)	M21~22
市町村制取調 (編成事由之部)	M21
市町村制取調 (新町村区域下調)	M21
市町村制取調 (戸長答申)	M21
市町村制取調 (代表者答申)	M21
市町村制取調 (經費)	M21
市町村制取調 (美胤順序)	M21
秋田県新町村区域表	M22
秋田県新町村区域表	M22
各郡町村区域表	M22

各郡町村資力表	M22
各郡町村有財産調	M21
戸長泊車	M 4~21
戸長人名簿	M17
戸官戸長名簿	M22
備荒救護關係	M20
感徳講關係	M21
戸籍簿之部	M20~22
族譜之部	M19~20
財産之部	M19~22
村寺之部	M20~22
地稅之部	M19~20
郵便之部	M19~20
郵便之部	M19~20
郵便之部	M20~22
郵便之部	M20~22
郵便之部	M19~20
船舶之部	M20~22
地籍帳 (平鹿郡)	M20~22
地籍帳 (平鹿郡)	M19~20
官有土地之部	M20~22
官有土地之部	M20~22
地種交換之部	M19~20
地種交換之部	M19~22
社寺壇内外之部	M20
地理雜之部	M19~23
秋田市中街火災關係	M19
東園侍從末與關係	M22
雜之部	M19~22
官省合留	M 5~6
官省上申同指合書留	M 6
本県合留	M20
内務省報告例抜粹	M19
第一 部	[S S fonds]
庶務之部	M19~20
國幣任建築費予算簿	M20
國幣任建築費予算簿	M20~21
宮廳之部	M21
皇會議事關係	M19~20
南秋田郡修築之部	M20
仙北郡修築之部	M20
平鹿郡修築之部	M20
雄勝郡修築之部	M20
道路之部	M20~22
國庫道改修之部	M19~22
木津山橋工事概略	M21
治水之部	M20~22



丙号達留	M15～18
郡号達留	M19～21
郡役所戸長役場上申指合留	M13
<b>&lt;中央の公報&gt;</b>	
獲得府日誌	K4～M1
関東鎮台日誌	K4
東京城日誌	M1～2
公議院日誌	M1～2
大政官日誌	M2～3
内務省日誌	K4～M9
外務省日誌	M4
文部省日誌	M8～11
文部省報告留	M3～4
文部省雑誌留	M5～15
開拓使行委中誌	M6
御親征行委中誌	M2
地方官公報日誌	K4
地方官公報	M11
<b>&lt;管内の公報&gt;</b>	
秋田県区長会議日誌等	M8
秋田県警察本署日誌	M13
<b>&lt;記録に関するもの&gt;</b>	
記録之部	M6～14
文書類之部	M11
秋田県庁日誌	M6～8
秋田県史稿	M7～17
戊辰戦争関係	M7～17
久保田貞年中祭典儀	M4
久保田藩秋田藩改称願書	M4
羽後藩行議案録	M2
岩崎藩行議案録	M4
各課回議留	M2
新築県庁総絵図面	M6
工部省編註式	M12
工部省編註式	M6
<b>&lt;官員に関するもの&gt;</b>	
官員関係之部	M7～9
官員勲功簿	M7～9
官員勲功簿	M7
官員勲功簿	M7
官員勲功簿	M4
<b>&lt;庶務に関するもの&gt;</b>	
山官員申送	M6
官制職令等之部	M7～22
財庫之部	M17～22
給付之部	M7～10
本官取調上申書	M11

秋田市街火災救調関係	M19
難破船之部	M11～20
度量衡之部	M8～11
(民費)雑之部	M10
陽春廳一件	M6～18
東國侍定米果関係	M22
郡宣言書	M12～14
(庶務)雑之部	M7～22
官省上申指合書留	M5～6
官省上申指合書留	M6
官省上申指合書留	M9
本県告示留	M20
本県告示留	M10
秋田県報告留	M19
内務省報告留	M10
<b>&lt;戸籍に関するもの&gt;</b>	
戸籍之部	M20～22
戸籍関係	M19
戸籍関係	M11～20
戸籍関係	M9
八十五歳以上人名簿	M13
大区小役場区画	M7
管内各区域指定町村名	M12～16
管連合人名簿	M17
戸籍人名簿	M16
(戸籍)雑之部	M13
<b>&lt;兵事に関するもの&gt;</b>	
兵事之部	M7～16
(兵事)庶務之部	M16～20
常備之部	M16
予備之部	M16
予備之部	M12～15
徴兵之部	M16～20
徴兵之部	M21～22
兵務之部	M20～22
官軍墳墓書上帳	M6～19
官軍墳墓書上帳	M8
招魂社官軍遺物録	M21
西(京事)雑之部	M20～22
庁中達留	M16～20
<b>&lt;社寺に関するもの&gt;</b>	
社寺之部	M7～22
社寺録帳	M8
寺院明細帳	M6
境外寺院明細帳	M13
正根寺遺跡系図	M10
<b>&lt;駅通に関するもの&gt;</b>	

郵便之部	M7～20
郵便之部	M18～20
駅通之部	M20～22
通運会社之部	M7～12
道路橋梁渡船之部	M7～11
船舶之部	M20～22
船(駅通)雑之部	M7～20
<b>&lt;救助に関するもの&gt;</b>	
賞与救恤之部	M13
備荒救恤之部	M14～20
備荒救恤之部	M13～19
救養局之部	M17～18
感恩願関係	M17～21
(備荒)雑之部	M15
<b>&lt;議会に関するもの&gt;</b>	
地方官公報	M13
地方官公報	M20～22
県議会之部	M15～20
県議会之部	M19
県議会之部	M11～22
県議会之部	M19～20
府県関係規則類纂	M14～18
府県関係規則類纂	M20～21
地方規則関係指合	M19
地方税財算課台帳	M16～19
地方税財算報告書	M12～19
地方税精算報告書	M19～20
如開有令達留	M15
本県有令達留	M19～22
庁中達留	M20～21
県各議員関係係類集	M10～15
県各議員関係係類集	M10～15
<b>&lt;部および町村に関するもの&gt;</b>	
郡村之部	M14～21
郡役所経費上申書	M15
郡役所戸長役場経費調査	M17～22
郡役所戸長役場経費算	M22
郡役所戸長役場巡回誌	M19
各部庶務規則	M22
町村会規則類纂	M17～19
町村会規則類纂	M20
(庶務会務)雑之部	M16～23
町村役所課書類	M19
<b>&lt;市制・町村制施行に関するもの&gt;</b>	
市町村之部	M22
市町村制取調(編成)	M21～22





合衆國収税法	M 5
京都金沢地積	M18
<秋田県の行政刊行物>	
秋田県統計書	M18
秋田県勸業年報	M11~20
現行秋田県監獄規程	M21
<他府県の行政刊行物>	
獵務備攷	M11
民事要録	M11
<民間の刊行物>	
公布月報府県布達合巻	M13

官令新誌	M11
官令簡明目錄	K3~M10
憲法彙纂	M20
類聚日本法令	M17
現行日本類典	M19
現行類聚社寺法令	M1~19
断訟死傷檢論	M13
開拓雜誌	M13~14
英國地方制度及税法	M20
仏國民法	M10
増統大広益玉篇大全	?

校正増統大広益玉篇大全	?
康熙字典	?
康朝字典	?
職原鈔	?
独字政典	M16~17
隨筆日乘	M18
隨筆紀程	M17
島城通纂	M21
化学入門	K 3
明治李節録	M10

b 結果の検討

明治前期秋田県庁文書群につき組織性の内的秩序を復元した結果、ビッグ・フォンドは○のスマール・フォンドより編成された。各スマール・フォンドの階層構造はそれぞれ異なる<sup>(46)</sup>。一方、連続性の内的秩序を復元した結果は、四九六のビッグ・シリーズより編成された。二つの内的秩序が記録媒体等に明瞭に反映された史料群では、ビッグ・フォンドはスマール・フォンドまたはビッグ・シリーズの集合体として編成される。実験の結果より、前稿で呈示した理論が検証されたと結論しても良いだろう。

また、明治前期の県庁文書群の特徴として、記録担当の掛に属する布達類や公報類のシリーズ数の多さを指摘できる。「官報」と「法令全書」の整備以前、官省ごとに出された布達類や公報類を編級していたためである。

今回は秋田県庁文書群を分析したが、都道府県庁文書群の整理に關しては既に多くの先行事例が有る。その殆どの整理法が、組織性

か連続性、どちらかの秩序を復元する型だったと言って良い。かつて、原島陽一氏が七例の目録を比較検討し、概括的に年代(年度)と分課機構あるいは事項との組合せに分類されることを明らかにした<sup>(47)</sup>。分課機構との組合せは組織性の復元、事項との組合せは連続性の復元となる。また最近、太田富康氏が一〇例の目録を比較検討した。年次を第一基準とし組織を次に位置付けたものが多いこと、分類項目ごとに全期を一括したものも有ることを紹介している<sup>(48)</sup>。前者は単年次の組織性の復元、後者は連続性の復元となる。小暮隆志氏による群馬県庁文書群へのI S A D (G)適用実験も、組織性復元と連続性復元の間を往復している<sup>(49)</sup>。

近世史料の場合も、内容・機能・編年が分類の主要な三形態とされている<sup>(50)</sup>。機能分類は組織性の復元、内容分類は連続性の復元に該当するだろう。

近世・近代の区別無くあらゆる記録史料群は、時空世界に生成する以上、本稿で検証された編成理論の中で考えることができる筈で

ある。

## 結びにかえて

前稿および本稿では、前述した第一段階「史料認識論」と第二段階「史料整理論（編成論）」を検討検証し、組織性と連続性の内的秩序の復元を重視した。しかし理論を前提としていけば、第三段階「史料整理方法」では、必ずしも二つの内的秩序を厳密に復元する方法を選択しなくとも良い。さらに第四段階「史料整理事例」では、史料群の状態に応じた方法の柔軟な適用も必要となる。この段階では、個別の史料群を「内的秩序を復元できる状態」と「できない状態」の大別で考えてみてはどうだろうか。欧米の文書と日本の文書、また近世の文書と近代の文書を問わず、右の大別で扱う方が理論や方法を一般化しやすいものとおもわれる。

## 註

- (1) 『秋田県公文書館研究紀要』第七号（二〇〇一年）
- (2) アーカイブズ・インフォメーション研究会の場合、「記録史料編成論（Arrangement）」を「記録史料が群として存在していたその編成秩序を再現するための理論と実技の領域」と定義している（アーカイブズ・インフォメーション研究会編訳『記録史料記述の国際標準』北海道大学図書刊行会、二〇〇一年）。鈴江英一氏の場合、「史料整理論」が示

す整理の基本的な考え方を「個別の史料情報を明らかにするとともに史料群の全体像及び個別の史料相互の関係性の呈示にある」としている（鈴江英一「史料整理論の再考―近現代史料整理論ノートⅢ―」『史料館研究紀要』第二号、国文学研究資料館史料館、二〇〇〇年）。

- (3) 『史料館研究紀要』第二号、国文学研究資料館史料館、二〇〇〇年。
- (4) M A D 2 (Manual of Archival Description<sup>2</sup>) は、史料群の階層構造を反映したマルチレベル記述を特徴とするイギリスの記述標準法。マイケル・クック氏を中心としたリバプール大学の記録史料プロジェクトにより作成され、一九八九年に公表された。

- (4) I S A D (G) (General International Standard Archival Description) は、史料記述の国際的な標準を設定するため、国際文書館評議会(I C A )の記述標準特別委員会により作成され、一九九四年に公表された。

- (5) 欧米における記録標準法は、一九八〇年代以降の電算化の動きから派生してきたとされている。（ヒューゴ・L・P・ステイツ「国際記述標準の理論と技法：I S A D (G) と I S A A R (C P F) の活用」『記録史料記述の国際標準』コンピュータを利用した史料整理法や情報資源化に関する技術的な論議は第三段階で考えられる。

- (6) 鈴江、前掲論文。鈴江氏は「史料目録は、史料構造を紙上の表または記事、或はカードの排列、さらにはコンピュータによって入力されたデータの排列として呈示されるものであって、物理的制約を免れない中で表現されている」と述べている。

- (7) アーカイブズ・インフォメーション研究会の主催した「オープン・セミナー・イン・きょうと2000」では、I S A D (G) の適用について柔軟性が強調された。必ずしも構造分析しなくても、年代順・主題別分類・整理番号順など「柔軟な」適用方法を考えれば良いとされている。鎌田和栄「オープン・セミナー・イン・きょうと2000」参加記『『地方史研究』第二一九号、地方史研究協議会、二〇〇一年四月）

- (8) 『伊奈町史文献目録』第七集では、片山圭二家文書と串田全男氏取集



- 谷口村関係文書を扱っている。前者については、史料群の原秩序を尊重した目録編成が行なわれた。これに対し、後者は第三者による収集文書であり、原秩序の復元が困難なため主題別分類による編成が行なわれた。(伊奈町史編纂委員会編『伊奈町史文獻目録』第七集、片山圭三、文書・串田全男氏収集谷口村関係文書、伊奈町教育委員会、二〇〇一年)
- (9) マドリッド原則(記録史料記述に関する原則についての声明)は、一九九二年にICAがマドリッドで採択した記録史料記述を国際的に交換するための標準化に関する原則。これに基づき、ISAD(G)等が作成された。『記録史料記述の国際標準』に全文和訳が掲載されている。
- (10) クック氏は、マドリッド原則につき以下の四ポイントを挙げています。  
 「①出所原則…記録史料の成立背景、出所に関する情報は、記録史料を記述するうえで必要不可欠であり、かつ記録史料から情報をひきだすための重要な方法である。②これにもとづき、記録史料記述は全体から個別へ、集合体から一点毎へと進められるべきであるという原則が導き出された。③記録史料管理の基本的な単位は『フォント』(グループ/コレクション)である。④蓄積されたひとつの記録史料群は複数レベルの編成に分解できる。そして、それらは翻って複数レベルの記述で再現されるものである。」四ポイント中に、連続性の内的秩序に該当する記述は見られない。また、クック氏自身、時間軸上の連続性の存在を無視してはいないが、組織性と同格的内的秩序とまでは認識していない。(マイケル・クック「ISAD(G)からオーソリテイ・コントロールへ…国際記述標準中間報告」『記録史料記述の国際標準』)
- (11) 階層レベルについては、ISAD(G)中の用語を便宜上借用したが、ISAD(G)自体の変更は意図していない。
- (12) 水野保「公文書の検索システムを考える―東京都公文書館の件名目録事業から―」(『東京都公文書館研究紀要』第三号、二〇〇一年)
- (13) 水野、前掲論文
- (14) 川田純之「明治前期の栃木県庁文書とその保存」(『栃木県立文書館研究紀要』第二号、一九九八年)
- (15) 阿久津津「群馬県における明治期公文書の編纂過程と保存規則」(『双文』第一号、群馬県立文書館、一九八四年)
- (16) 伊藤一晴「明治期山口県庁における文書保存規程」(『山口県文書館研究紀要』第二七号、二〇〇一年)
- (17) 拙稿「秋田県庁日誌について」(『秋田県公文書館だより』第二二号、二〇〇〇年四月)
- (18) 明治六、八年「第一課記録掛事務簿」記録之部
- (19) 明治七、八年「庁中規則」
- (20) 明治六、八年「第一課記録掛事務簿」記録之部には、明治八年十二月二十八日に第一課編輯掛が起案した「明治八年考課状概略」が有り、年間の実績報告がされている。
- (21) 「庁中規則」文書類別基準は大文字で巻紙四本に書かれ、「庁中規則」と記された袋に入れられていた。が、袋紙上の表題は後に記されたもので、資料内容を正確に表わしていない。
- (22) 明治八年四月三十日太政官達第六八号「記録文書保存方法ヲ設ケ日録ヲ内務省ヘ差出サシム」(明治八年「法令全書」) この太政官達は内務省により原案作成された。中央・地方の全官衙を主な対象とし、公文書類の嚴重な保存と目録の提出を義務付けたものである。原案の段階で類別制度が取り入れられたが、修正の段階では削除されている。(中野日徹「近代史科学の射程―明治太政官文書研究序説―」弘文堂、二〇〇〇年、二五、二六九頁)
- (23) 類別の基本形に拠らない表題の簿冊(例えば「太政管布達留」や「地籍帳」など)も多く存在する。
- (24) 阿久津、前掲論文

- (25) 岩崎・亀田・本莊・矢鳥など統合前の旧県が存在した期間は、わずかに四か月である。この間、どれほどの公文書が作成されたかは不明であるが、維新後の旧藩公文書は旧県に引き継がれていたと考えられる。そして、統合後の秋田県が開庁した際、旧藩のものを含む旧県の公文書が県庁に移管された可能性も有り得る。しかし、現在残されている公文書は、統合前の旧秋田県から引き継いだ中央との往復や布達類、公報類が殆どである。統合後、右記の文書類は旧各県で共通したため、旧秋田県のもの以外廃棄されたことも考えられる。あるいは、明治六年八月の火災の際、統合前の重要文書については、旧秋田県分のみ救出された可能性も有る。
- (26) 秋田県庁文書群には、農事試験場や種畜場、水産試験場など出先機関の簿冊や行政刊行物も厳密には含まれる。このうち水産試験場に保存されていた分は、昭和二十年八月十四日の土崎空襲で殆ど失われた。
- (27) 田口勝一郎「県庁文書の思い出」(『秋田県公文書館だより』創刊号一九九四年十月) 県庁舎地下書庫に保存されていた当時の状況が記されている。
- (28) 明治九月二十九日秋田県触示第八二番(明治九年「秋田県触示留」所収)
- (29) 『国史大辞典』第六卷(吉川弘文館、一九八五年)二一九～二二〇頁  
明治十一年七月四日内務省達乾地第七四五号(明治十一年「諸官省公達留」所収)
- (30) 『国史大辞典』第五卷(吉川弘文館、一九八五年)七〇一頁
- (31) 『国史大辞典』第五卷(吉川弘文館、一九八五年)七〇一頁
- (32) 山林原野の地租改正の際に作成された調書(山林原野原由取調書)は、明治十一年以降ながく国の林政機関出張所に保管されていた。昭和六十年に秋田営林局より秋田県へ移管され、現在は公文書館に保管されている。
- (33) 高橋務「明治前期秋田県の職務分課の変遷について」(『秋田県公文書館研究紀要』創刊号 一九九五年)
- (34) 戦前に作成された県庁文書担当の簿冊目録には、警察関係が記録されていない。
- (35) 明治二十六年十月三十日勅令第一六二号(明治二十六年「法令全書」)
- (36) 明治二十九年十月二十日勅令第三三七号(明治二十九年「法令全書」)
- (37) 佐藤甚次郎「明治期作成の地籍図」(古今書院、一九八六年)三五〇～三五二頁  
明治二十九年の「税務管理局官制」公布以前、町村の土地台帳と地籍図は各郡内に置かれた収税署、市の分は本庁の収税部に備えられていた。これら正本の他、市町村には副本が保管された。
- (38) 明治三十六年三月十九日勅令第三五号(明治三十六年「法令全書」)
- (39) 『史料館所蔵史料目録』第八集(文部省史料館、一九六〇年)二二二頁  
東京大学法学部附属近代日本法政史料センター編『明治新聞雑誌文庫所蔵図書・資料目録』(東京大学出版会、一九八三年)二六〇頁
- (40) 『秋田県関係書類』(P五二一八・三二一—A三二七)一六綴の中に含まれている。
- (41) 『史料館所蔵史料目録』第七集(文部省史料館、一九七一年)一四二頁
- (42) 高橋、前掲論文 ①「県治条例」(明治四年十一月二十七日太政官第六二二)、②「府県職制並事務章程」(同八年十一月三十日太政官第二〇三号達)、③「府県官職制」(同十一年七月二十五日太政官三二一号達)、④「地方官官制」(同十九年七月二十日勅令第五四号)の四期
- (43) 前稿では、鹿角、山本、北秋田、南秋田、河辺、由利、仙北、平鹿、雄勝の県内九郡のうち、秋田県公文書館には南秋田と平鹿を除く七郡役所の公文書が保存されていると書いた。が、「山本と南秋田と平鹿を除く六郡役所の公文書」の誤りだったので、ここにお詫びの上、訂正したい。六郡役所の公文書は、大正十五年(一九二六)で郡役所が廃止された後、県庁に移管されたと推定される。
- (44) 裏打ち補修により分冊となったものも一冊と数えた。開館時に、分冊

にも資料番号を与えたためである。分冊を数えない場合は三、五二二冊となる。

- (45) 秋田県公文書館では平成五年十一月の開館前に、公開対象となる「地方自治法」以前の秋田県庁文書群につき、一冊ずつ表題記載の点検を行なった。その結果を電算入力し、年代別と内容別の「公文書目録」を作成した。

- (46) スモール・フォンドの「秋田県庁文書群③」と「同④」は階層構造に殆ど変化の無いように見える。③は明治八年十二月二十七日、④は同九年六月一日の組織改編に基づいている。高橋論文では、八年と九年に全面改編が行なわれたとし、掛名称が同一でも規程を比較した場合職掌に変化の無い掛はなかったとしている。

- (47) 原島陽一「県庁文書目録化に関する覚え書」(『文部省史料館報』第一三号 一九七一年)、『北海道所蔵史料目録』一、四、『岐阜県立図書館郷土資料目録』三、四、『福島県立資料所在目録』一、四、『京都府庁文書目録』、『大分県庁行政資料目録』、『長野県庁行政資料目録』、『埼玉県庁行政文書目録』の七例を比較検討。

- (48) 太田富康「平成11年度刊行 都道府県公文書目録」(『記録と史料』第一一一号 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会、二〇〇一年)、『北海道立文書館所蔵資料目録』第一五、『東京都公文書館蔵書目録』一、『新潟県公文書簿冊目録』第五集、『茨城県庁行政文書目録』(4)、『岐阜県庁行政文書目録』昭和五一年度編(1)、『東京都公文書館所蔵行政文書目録』学事編・明治三十五年、『北海道立文書館所蔵公文書件名目録』一五、『群馬県庁行政文書件名目録』第一一集の一〇例を比較検討。

- (49) 小暮氏は、ISAD(G)の適用実験を三度にわたり行なった。それぞれの結果は、以下に報告されている。①小暮隆志「目録記述における階層構造の設定について」(平成十年度「公文書館専門職員養成課程修了論文集」国立公文書館、一九九九年)、②同「国際標準記録史

料記述の適用試験——群馬県立文書館所蔵文書を素材として——平成十一年度「公文書館専門職員養成課程」講義資料 国立公文書館、③小暮隆志・鈴木一哉「群馬県立文書館ホームページ上での館所蔵文書紹介の試み」(『双文』第一八号 群馬県立文書館、二〇〇一年)

①においては、組織改編の頻繁な昭和二十年代の群馬県庁文書群に対し、時期区分によりISAD(G)の階層構造が試行された。②においては、同じ文書群に対し、時期区分をせず特定時期の組織機構に基づき、ISAD(G)の階層構造が試行された。③においては、各時期に存在した組織を「それぞれ自己完結した組織」ととらえ、一つの階層構造の中に併置する形で、ISAD(G)が試行された。①と③は組織性の復元、②は連続性の復元をそれぞれ重視した方法と見ることができ、小暮氏は③の中で①および②を「誤認による結果」としているが、三度の実験のすべてが、組織性または連続性の内的秩序を復元する理論に適っている。基本的な理論の枠に在る以上、どれかの方法を絶対視する必要は無い。ISAD(G)適用にどの方法を選ぶかは、対象史料群の状態、あるいは電算処理上の問題などの次元でそれぞれ考えれば良いだろう。

(50)

原島、前掲論文

(51)

鎌田和栄「公文書館の国際化と史料記述標準化問題について——21世紀にあたり公文書館・アーキビストは何をしていくべきか——」(『記録と史料』第二号) 鎌田氏は、史料整理方法としてのISAD(G)の適用に対し、日本の「古文書」の構造分析が困難であることを問題提起している。しかし、内的秩序の復元が困難な事例は、各国各時代の史料群に存在する筈である。日本の「古文書」を特殊化して考えるべきではなく、個別史料群の事例ごとに構造分析の可能性を考えれば良いだろう。

(公文書班専門員 しはた ともあき)

# 彙報

(平成十三年十二月末現在)

## 一 企画展

「一九〇一年の秋田県」

前期 八月二十八日～九月二十一日  
後期 十月三十日～十一月二十二日

本年度の企画展では、新世紀到来と普及効果の関連を考え、県庁文書や郡役所文書から百年前の秋田県を紹介した。前回までの企画展では、鉄道や建築関係など県庁文書群中の特定シリーズを紹介してきた。時間軸上の連続性に沿った史料群の縦切りだったと言える。

今回は、一九〇一年(明治三十四)で史料群を輪切りにし、この時点における組織性の表現を意識してみた。本紙七号拙稿の理論を若干下敷きにしたが、実際の展示は県政各部門のアラカルトに見えた筈である。百年前の秋田県の姿を文書やパネルで見ると楽しむこともできる構成であった。その一方で、県庁文書群の全体構造や各部課掛の簿冊内容を解説する部分も組み込んでおいた。これが、県庁文書群の利用者に役立ったとすれば幸いである。

展示室の構成は、左の通りである。  
・ 導入、一九〇一年の諸統計

・ 「地方制度のあらまし」

・ 「秋田県の公債募集」

・ 「農林水産業と鉱業」

・ 「おもな県内物産」

・ 「学校教育の様子」

・ 「兵役制度と動員事務」

・ 「秋田県庁文書群の調べ方」

・ 「秋田県公文書館の役割とは」

・ 「百年前の文書を保存するには」

導入部分では「秋田県統計書」や「日本帝国統計年鑑」など基本統計書を紹介した。県庁文書群中では、行政刊行物もかなりな数を占める。それらの有用性をアピールしてみた。

「地方制度のあらまし」では、県庁文書群と郡役所文書群の出所組織の背景を明らかにした。「秋田県の公債募集」から「兵役制度と動員事務」までは、各部門を担当した県庁部課係の簿冊を中心に紹介した。

「秋田県庁文書群の調べ方」では、県庁文書群の構造と主な戦前統計書を示し、当館資料の効率的な利用方法を示した。

展示のリーフレットは、一九〇一年を例にとり、秋田県庁文書群および郡役所文書群を利用する際の手引としても使えるよう編集した。今後、当館での資料閲覧の際に再利用されることを願うものである。(柴田 知彰)

## 二 講座

### ○古文書解読講座

平成十三年度古文書解読講座は、七月三十一日・八月一日の両日、当館三階多目的ホールを会場に行われた。例年同様、二日間とも同内容の講座とし、両日合わせての参加者は八一名であった。

この講座は、古文書解読に関心のある方を対象に、当館所蔵の近世文書を教材として開館以来毎年開催されているものである。古文書解読を通じて歴史の実証的研究方法や、古文書・公文書の保存と活用の重要性についての理解を深めることを目的としている。

平成十三年度の講座内容、講師は次の通りである。

講座①公務控を読む

― 幕末の藩の負債について考える ―

(使用史料：「公務控」)

講師 菊池保男(当館古文書班班長)

講座②ペリー来航と海岸防備

(使用史料：平元徳・渡部斧松関係史料)

講師 柴田次雄(当館古文書班嘱託)

講座①は幕末の秋田藩の厳しい財政状況とそれに関わった人物、事件等を取りあげたもので、当時の緊迫した時代背景の解説のみならず、プリントを使った漢字のくずし方の説

明が受講者に好評であった。

講座②は、主に平元徳が記した海防論「国字桑土録」を使って行った。当時の秋田藩の学者がペリー来航をどのように捉えていたのかが伺える史料であり、OHPを使ったわかりやすい解説に受講者は興味深く取り組めたようであった。

講座後実施しているアンケートによると、テキストの量、内容ともちよほど良いという意見が多く、受講者の声を参考にしながら、来年もより充実した講座にしたいと考えている。(後藤 富貴)

○講師派遣

各地区の解説研究会への職員派遣は以下のとおりである。

- 五月十・十一日 佐竹史料館学習講座 柴田 次雄
- 六月五日 鷹巣ホークスアカデミー 菊池 保男
- 十一月十八・二十五日・十二月九日 県生涯学習センター講座 柴田 次雄
- 十二月十一日 角館町古文書解説研究会 嵯峨 稔雄

三 研修・協議会

○第二七回全国歴史資料保存利用機関連絡協

議会全国大会(長野大会)

十一月三日～六日の三日間、長野県立歴史館・松本市図書館の運営で、長野市若里市民文化ホールほかを会場に行われた。参加者は約三〇〇名、当館からは高瀬・平田の二名が参加した。大会テーマは「二十一世紀の史料保存と利用―図書館をとりまく状況と課題―」であった。概要は次のとおり。

一日目： 研修会、総会

二日目： 大会テーマ研究会

(全体会Ⅰ、分科会、全体会Ⅱ)

三日目： 視察及び意見交換会(長野県立

歴史館・松本市図書館)

研修では近代公文書の整理の実践報告や文書管理制度、また史料のデジタル化など、当館においても今後考慮しなければならない課題などが取り上げられ、大変参考になった。総会では委員会の再編や、市町村合併時における文書保存について、アーキビストの教育養成についてなどが可決・協議された。全体会でも出されていた意見だが、種々の議論が協議会内だけのものに終始している感がある。今後は当会が外に開かれた会として発展していくことが必要であることを感じた。(平田 有宏)

○平成十三年度公文書館等職員研修会

本研修会は、十一月十二日から十六日まで

の五日間にわたって東京都千代田区にある独立行政法人国立公文書館本館を会場として開催された。研修生は、国・都道府県・政令指定都市・市区町村の二〇機関から二一名によって構成された。

研修内容は、公文書館の役割概説、実務の詳細、現状の課題及び解決方法のヒント等をテーマにした一五の講義から成る。内外の講師によるOA機器を駆使した視覚的效果に訴えた講義、受講生を主体としたグループ討論、茨城県つくば市所在の国立公文書館分館及び企画展示見学等多岐にわたった。設立後すでに四〇年を経過した施設から今後の創設をひかえている文書主管課所の職員まで様々な研修生の出身母体が抱える事情を加味して、総じてバランスのとれた内容であった。短期間にもかかわらず、公文書館に関する体系的な知識の習得、他館等職員との意見交換、先進施設の視察等は日常業務に追われる毎日からは得難い貴重な機会となった。今回の経験は、今後の業務効率化や新たに生じる問題への対処方法を探る際の重要な礎となるだろう。(藤原 賢)

○第二三回文化財の虫菌害保存対策研修会

本研修は六月二十七、二十八日東京都の自治労会館にて行われた。参加者は七三名、全国の公文書館、図書館、博物館、大学関係者

のほか民間企業等幅広い参加者が集まった。

研修の内容は、臭化メチルが二〇〇五年で全廃となることが決定しており、全廃後の対応をどうするかが話題になっているため、文化財の燻蒸剤や、文化財保存に関する講義が主であった。

公文書を含むあらゆる文化財にとって殺虫殺菌、防虫防菌処理は保存上必要不可欠であり、長年使用してきた臭化メチル全廃の決定が与える影響はあまりに大きい。現在新薬の開発も含めて様々な代替案が検討されているが未だ有効なものはいない。今後は、画一的な手段ではなく各施設にあった手段をとっていかざる得ない可能性もある。

いずれにせよ、当館でも、今後の状況に柔軟に対応できるよう、多館との連絡を取りつつ、調査、検討を重ねていく必要があると思われる。(高橋 健治)

### ○オープンセミナー・イン・とうきょう

二〇〇一

七月十二日・十三日東京大学史料編纂所を会場に開催された。このセミナーは、「記録史料(アーカイブズ)の情報管理をめぐる国際動向」をテーマにしたもので、国際標準に関して七人から報告があった。報告の題名は次の通りである。

#### ① 国際標準の成立のバックグラウンドとマドリ

ッド原則について

② 国際標準・ISAD(G)について

③ 国際標準・ISAR(CPF)について

④ 国際標準の活用1-1・スーパー・フォンドについて

⑤ 国際標準の活用1-2・スーパー・フォンドの試行

⑥ 国際標準の活用2-1・フォンドの試行

・近世村方文書

⑦ 国際標準の活用2-2・フォンドの試行

・親機関の記録史料

ISAD(G)に基づいた目録は、履歴、職歴、組織歴を基にし、一点一点史料を見極めたうえでの史料整理を必要とする。従来が目録に比べ、記述量が多く、手間や時間がかかるため、試験的に実施している機関が二、三あるものの、採用している図書館はまだ無いということである。(後藤 富貴)

### ○市町村史料保存機関連絡協議会

七月二日、当館を会場に開催された。参加者は二七市町村三八名、日程は次のとおり。

午前：講演

「文書の収集と保存」

能代市史編集委員長

古内 龍夫氏

午後：報告

① 「史料保存に関する県外調査報告」

秋田市史編纂室

菅原 忠氏

② 「公文書班における史料の管理と利用」

秋田県公文書館

柴田 知彰

③ 「秋田県公文書館古文書班の

県内史料調査報告」

秋田県公文書館古文書班

\*質疑応答

午前は古内氏より文書の収集、保存、利用等についての幅広い講義を当館古文書課長であった御経さんも踏まえていただいた。午後は菅原氏より他県の図書館視察の報告をしていただき、残りの時間は当館職員が報告を行った。その後、質疑応答、施設見学、個別相談を行った。

市町村史編纂を行っているところや、編纂が終わり、集めた史料の保存施設や保存手段を検討しているところなど各市町村によって状況は様々である。そのため抱えている問題も多種多様であり、全ての参加者に焦点を当てたテーマを設けるのは難しい。今回は参加者の問題にできるだけ対処できるように分科会を止め全体会のみで質疑応答の時間を多めに設けたが、いまだ試行錯誤の余地はあるように思われる。次回からも会議のあり方を検討してより実りのある会議にしたいと思う。

史料保存はある一施設がおこなえばいいと

いうものではなく、地方自治体、史料を所有している個人等全てが行って初めて意味があるものになる。また、それぞれが抱えている問題のなかにも独力で解決するには難しいものも多々あるであろう。そのため、今後も連絡協議会を足掛かりとして、全県で相互に協力しあう体制をつくっていききたいと思う。当館も史料の保存に力を尽くし、また今後もより実りのある協議会を開いていく所存である。そのためにも、参加者、各担当者の方々には御協力をお願いしたい。(高橋 健治)

#### 四 史料所在調査

##### ○県内古文書所在調査

今年度は、五市町村七ヶ所の所在調査を実施した。その概要は次のとおりである。(一)内は調査資料。

九月十三日

井川町教育委員会・井川町公民館(井川町歴史民俗資料館管理資料)

十月二日

昭和町教育委員会・昭和町公民館(昭和町役場文書)

十月十六日

天王町教育委員会・天王町立図書館(藤原家史料・その他)

十月二十四日

男鹿市教育委員会・男鹿市立図書館・北浦町日吉神社

(男鹿市教育委員会管理史料・瀧川村肝煎文書・船川港役場文書・北浦郷中文書)

十二月十一日 協和町教育委員会(船尾家文書)

今年度の調査をもって、県内市町村を単位とした調査をほぼ終了した(事情により二町村を残した。なお、男鹿市と協和町は二度目の教育委員会に連絡・依頼し、その紹介によつて個別的な調査を行うという方法をとつてきた。その目的は、県内史料の残存・保存状況の把握という点にあり、それは各市町村毎に整理された「史料所在調査票」の蓄積によつて一定程度達成できたと考える。しかしまた、この方式による調査の問題も明確になった。一つは、成果が史料の残存状況の把握にとどまっておらず、各史料群の整理とその内容把握に及んでいないこと、二つは、当初より調査対象が、依頼先の教育委員会の協力範囲にとどまらざるを得ないということである。もとより各市町村の教育委員会にとって、当方のお願いは業務外のことであり、この問題は、当館の調査方法自体の問題として検討されるべきことである。歴史資料の調査は、基本的には個人的な信頼関係に基づいて可能となることが多い。その意味では、役所的な処

理になじみにくい側面をもっている。次年度からは各市町村とも二度目の調査に入ることになるが、どのような方法論をうちたてるか、他の業務との関連を含めて検討をしていきたい。(金森 正也)

##### ○行政資料所在調査

本調査では、県の地方機関を対象に、戦前戦後の行政刊行物の所蔵状況を確認している。試験場など専門研究を要する機関の場合、過去の事業報告や研究報告が保管されている例が多い。また、戦前戦後の公文書が保管されている場合も、一緒に確認した。今年度は、左記の日程で調査を実施した。

九月二十一日

秋田県畜産試験場図書室(神岡町神宮寺)

十月十九日

秋田県水産振興センター図書室

十一月二十二日

秋田県計量検定所展示ホール、書庫(秋田市川尻若葉町)

畜産試験場と水産振興センターには、県内の試験成績報告書や研究雑誌が保管されていた。大半が戦後のものだったが、畜産試験場で戦前の畜産専門書籍、水産振興センターで試験場創設時からの事業報告書が確認された。また、計量検定所には、明治期から昭和

戦後にかけての簿冊が保管されていた。メートル法移行時の公文書は歴史的に貴重である。(柴田 知彰)

## 五 図書

### ○本館所蔵資料の出版掲載の許可を受けた分

- 企画展「絵馬」 秋田県立博物館
- 秋田県文化財調査報告書(第三二一集 観音寺廃寺跡) 秋田県埋蔵文化財センター
- 能代市文化財ガイドマップ・歴史探訪檜山 能代市教育委員会
- 秋田市史(第一二巻 近代史料編下) 秋田市史編さん室
- 秋田市の文化財 秋田市教育委員会
- 八橋山王社祭礼と町人および町踊り 秋田市民俗芸能伝承館
- 雄物川と羽州街道(街道の日本史一〇) 吉川弘文館
- 秋田県の歴史(県史五) 山川出版社
- 近世秋田農書の研究 秋田文化出版
- 秋田藩御境廻人日記 無明舎出版
- 略伝 近江谷井堂
- みなと(土崎) 文人展企画同人
- 蒲生氏の家臣団 福島県歴史資料館
- 中世の東葛飾 松戸市立博物館
- 古川市史(第七巻 資料Ⅱ 古代・中世・近世Ⅰ) 古川市史編さん委員会

鮫川村史(第一巻 通史・民俗編)  
北茨城市史(別巻九 港関係資料)

芳賀町史(史料編 古代・中世)

芳賀町史編さん室

茂木町史(第五巻 通史編一 原始古代・中世・近世)

文化福島(三五九号)

財団法人福島県文化振興事業団

オール読物(平成十三年十二月号)

文芸春秋

秋田市史叢書(四 初岡敬治日記)

秋田市史編さん室

### ○各公文書館からの受贈図書

- 国立公文書館
- 北の丸(第三三三号)
- アーカイブズ(第五号)
- 公文類聚目録(第一五)
- 本草通串証図
- 華鳥譜
- 外務省外交史料館
- 外交史料館報(第一五号)
- 国文学研究資料館史料館
- 国文学研究資料館要覧
- 史料館研究紀要(第三二二号)
- 史料館所蔵史料目録(第七二、七四集)
- 防衛庁防衛研究所戦史部
- 戦史研究年報(第四号)
- 北海道立文書館
- 研究紀要(第一六号)
- 北海道立文書館所蔵資料目録(一六)
- 北海道立文書館所蔵公文書件名目録(一六)
- 北海道立文書館史料集(第一六)
- 福島県歴史資料館
- 福島県歴史資料館研究紀要(第二三三号)
- 福島県歴史資料館所蔵資料目録(第三二一集)
- 茨城県立歴史館
- 運営要覧
- 茨城県立歴史館報(二二八)
- 猿島郡三和町中村家・新治郡千代田町木村家文書(史料目録四五)
- 茨城県行政文書目録(行政資料目録五)
- 茨城県立歴史館史料叢書(四)
- 栃木県立文書館
- 栃木県立文書館年報(第一五号)
- 研究紀要(第五号)
- 栃木県史料所在目録(第三〇集)
- 群馬県立文書館
- 群馬県立文書館年報
- 群馬県立文書館所蔵文書目録(一九)
- 群馬県行政文書件名目録(第一二二集)
- ぐんま史料研究(第一六、一七号)
- 埼玉県立文書館
- 要覧(第一九号)
- 文書館紀要(第一四号)



千葉県文書館

- 千葉県の文書館(第六号)
- 収蔵文書目録(第一三、一四集)
- 旧源村役場文書目録(第一、三集)
- 千葉県行政資料増加目録(発行部局・所別・市町村別)

東京都公文書館

研究紀要(第三号)

東京都行政資料目録(平成十一年度)

神奈川県立公文書館

神奈川県立公文書館紀要(第三号)

新潟県立文書館

新潟県立文書館年報(第九号)

新潟県立文書館研究紀要(第八号)

新潟県公文書館簿冊目録(第七集)

新潟県立文書館古文書解読練習帳(第一集)

公文書保存の手引き

富山県公文書館

富山県公文書館年報(第一四号)

富山県公文書館文書目録(歴史文書一七)

長野県立歴史館

年報(二)

長野県立歴史館研究紀要(第七号)

長野県立歴史館収蔵文書目録(四)

歴史の宝庫秋葉みち

岐阜県歴史資料館

岐阜県歴史資料館報(第二四号)

岐阜県行政文書目録(昭和五十一年度編)

(二)

京都府立総合資料館

資料館紀要(第二九号)

東寺百合文書からみた日本の中世

兵庫県県政資料館

兵庫のしおり(第三号)

和歌山県立文書館

和歌山県立文書館紀要(第六号)

収蔵史料目録(五)

鳥取県立公文書館

鳥取県立公文書館報(第一〇号)

広島県立文書館

事業年報(第一一号)

山口県文書館

年報

山口県文書館研究紀要(第二八号)

山口県文書館行政文書目録(一九〇〇年代)

以前完結簿冊文書

山口県内所在史料目録(第二八集)

香川県立文書館

香川県立文書館年報(第七号)

香川県立文書館紀要(第五号)

香川県行政資料目録(追録七 分類別目録)

徳島県立文書館

徳島県立文書館年報(第四号)

徳島県立文書館研究紀要(第四号)

大分県公文書館

事業年報

沖縄県公文書館

沖縄県公文書館年報(第二号)

沖縄県公文書館研究紀要(第三号)

岸秋正文庫目録

名古屋市政資料館

名古屋市政資料館年報(第八、九号)

大阪市公文書館

大阪市公文書館年報(第一三三号)

大阪市公文書館研究紀要(第一三三号)

大阪行政刊行物目録(平成十二年度版)

広島市公文書館

広島市公文書館紀要(第二四号)

広島市公文書館所蔵資料目録(第二七、二八集)

二八集)

藤沢市文書館

藤沢市史研究(三四)

藤沢市史新聞記事目録(横浜貿易新報・明治編、大正前期編、大正中期編、大正後期I編、大正後期II編)

期I編、大正後期II編)

松本市文書館

松本市文書館紀要(第一一号)

松本市文書館史料目録(第二集)

松本市文書館史料(第二集)

○県内市町村史関連図書

能代市史資料(第二九号)

峰浜村の文化財(沼田村文書 第三集)

澤日村郷土誌

秋田市史(第七卷 古代史料編)

秋田市史(第一二卷 近代史料編下)

秋田市叢書(三) 美術・工芸 史料と追記)

秋田市史研究(第一〇号)

両瀬新報・東羽新報縮刷版(Ⅱ)

本荘市史(年表・索引編)

西目町史(通史編)

象潟町史(通史編下)

### ○県外自治体史

青森県史(自然編 地学)

青森県史(資料編 古代一 文献)

青森県史(資料編 近世一 近世北奥の成立と北方世界)

青森県史(民俗編 資料 南部)

東京市史稿(産業篇 第四四)

埼玉県史料叢書(五 埼玉県史料五)

山梨県史(資料編六 中世三上 県内記

録)

愛知県史(資料編八 中世一)

三重県史(資料編 現代三 社会文化)

石川県史資料(近世篇二 芝居番付二)

山口県史(史料編 古代)

山口県史(史料編 中世二)

山口県史(史料編 近世三)

山口県史(史料編 幕末維新六)

福岡県史(通史編 福岡藩一)

福岡県史(通史編 近代 産業経済二)

福岡県史(近代史料編 農民運動三)

新羽幌町史

弘前市史(通史編一 自然・原始)

鯉川村史(第一卷 通史・民俗編)

仙台市史(通史編三 近世一)

仙台市史(資料編六 近代現代二 産業経

済)

古川市史(第七卷 資料Ⅱ 古代・中世・

近世一)

村史・千代川村生活史(第三卷 前近代史

料)

北茨城市史(別巻九 港関係資料)

茂木町史(第五巻 通史編一 原始古代・

中世・近世)

三郷市史(第一〇巻、別編 水利水害編)

芳賀町史(資料編 考古)

芳賀町史(史料編 古代・中世)

高崎市史(新編 資料編二 補遺資料編

近代・現代四)

藤沢市教育史(史料編 第三巻)

図説市民の歴史(茅ヶ崎市史 現代八)

名古屋市史(第九巻 民俗編)

名古屋市史(第一〇巻 年表・索引)

泉佐野市史(新修五 史料編 中世二)

柳川市史(史料編一 地誌)

### ○本館刊行物

二月 洪江和光日記(第八巻)

三月 研究紀要(第七号)

所蔵古文書目録第四集・系図目録Ⅰ

四月 公文書館だより(第一四号)

八月 リーフレット「一九〇一年の秋田

県」

十月 公文書館だより(第一五号)

秋田県公文書館研究紀要 第八号  
平成十四年三月二十日発行

編集  
発行 秋田県公文書館

秋田市山王新町一四―三二  
郵便番号 〇一〇―〇九五二  
電話(〇一八)八六六―八三〇  
印刷 株式会社高正印刷所  
秋田市新屋朝日町一三―二四

